



第2次有田川町 長期総合計画 後期計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月
有田川町

はじめに

平成 18（2006）年に旧吉備町、旧金屋町、旧清水町が合併して、有田川町が誕生し早くも 16 年が過ぎました。

この 16 年間で、ひとつの町として一体感の醸成が進み、旧 3 町がそれまで築きあげてきたまちづくりを土台に、有田川町の特徴や有田川町らしさが形成されてきたと感じます。

一方で、全国的な人口減少の問題は本町にも大きな課題をもたらしています。この 16 年間で約 10%の人口減となり、特に地域間の人口の構成の格差がますます進み、少子高齢化のさらなる進行により集落の維持が困難になりつつある問題にも直面しつつあります。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域経済に大きな影響をもたらしただけでなく、私たちの暮らし方・働き方への意識にも大きな変化をもたらしました。これからは、従来から言われてきた人口減少問題などについての長期的な視点をもった対策だけでなく、新型コロナウイルス対策のような新たな問題にも迅速に対応できる行政のあり方を、新たな視点で考えていく必要があります。

こうした状況のなか、本町の令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を見据えて行政課題を整理し、新たなまちづくりの展開に向けての基本的な施策や事業等をまとめた「第 2 次有田川町長期総合計画（後期計画）」を策定しました。これまで掲げてきたまちの将来像「～川が結び、川が育む、森とまち～ 人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を目指して、次の 20 年目に向けて引き続き、住民の皆様と行政の協働と創意工夫を活かしたまちづくりを進めていきたいと考えます。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきました有田川町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査等でまちづくりへの意見をお寄せいただいた住民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

有田川町長 中山 正隆



目次

序論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨と後期計画の基本的な考え方	2
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の構成と期間	3
第2章 有田川町の現状と社会環境の変化	4
第1節 有田川町の概況	4
第2節 住民による有田川町の評価	10
第3節 社会情勢の変化と本町の課題	28
基本構想	31
第3章 目指す将来像とまちづくりの基本方針	32
第1節 目指す将来像	32
第2節 まちづくりの基本姿勢	33
第3節 基本指標	34
第4章 まちづくりの基本目標	36
基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現	36
基本目標2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化	37
基本目標3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備	38
基本目標4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進	39
基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり	40
計画の体系	41
第5章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	42
第1節 総合戦略の基本方針	42
第2節 総合戦略が目指すまちの将来像	43
第3節 総合戦略の重点プロジェクト	43
第4節 総合戦略策定の基本姿勢	45
基本計画	47
SDGsについて	48
基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現	49
基本目標2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化	57
基本目標3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備	65
基本目標4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進	77
基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり	91
資料編	99

序論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と後期計画の基本的な考え方

平成18年(2006年)1月1日に旧吉備町・旧金屋町・旧清水町の3町が合併し、有田川町は誕生しました。合併後の有田川町のまちづくりを推進していくための中長期的な視野に立った基本的指針として、平成19年度に「第1次有田川町長期総合計画」を策定しました。

計画の最終期を迎えた平成28年度には平成29年度から令和8年度の10年間の計画期間とする「第2次有田川町長期総合計画」を策定し、住民と行政の協働と創意工夫を活かしたまちづくりを進めてきました。

しかし、行政が多様化・複雑化する住民ニーズのすべてに対応することは難しく、限られた財源や資源を有効に活用しながら、事業の優先度を決定していかなくてはなりません。また、事業の実施においては、これまで以上に効果的かつ、効率的な運営が必要となります。

このため、平成29年度から令和3年度の5年間に実施した施策の検証を行い、必要な見直しを図るとともに、大きく変化している社会経済状況にも柔軟に対応するための新たな施策の展開が必要です。

特に、高齢化問題と人口減少問題は、町の存続にも関わる大きな課題となっています。これまでの5年を振り返り、これからの5年に目指す将来像と、まちづくりの課題、政策の方向性を示すものとして、「第2次有田川町長期総合計画(後期計画)」(以下「本計画」と言う。)を策定します。

第2節 計画の役割

総合計画は、まちづくりの方向性と、それに対する施策の基本的方向を明らかにするものであり、町の最上位計画に位置づけられます。行財政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。

本計画は行政の役割を体系化し、住民参加によるまちづくりを推進するための活動指針となるとともに、各種の地域計画の策定や事業において、町が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものです。

そのため計画の実施、進捗状況等の進行管理については、個別計画との連携を保ちつつ、特に力を入れるべき主要施策を中心に全施策を対象に行います。

また、計画の広報・広聴については、町の広報誌やホームページを活用するなど、広く住民に周知を図ります。

第3節 計画の構成と期間

1. 基本構想

「基本構想」は、平成29年度から令和8年度を目標年度として、有田川町の未来の展望に立った将来像を設定し、これを達成するための施策の大綱を示すものです。

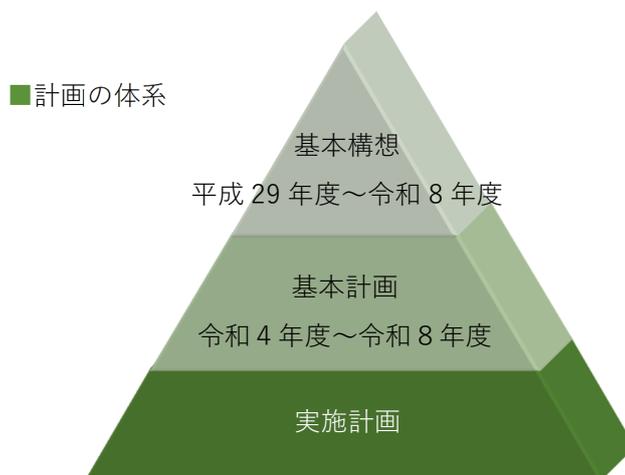
2. 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像及び施策の基本目標を実現するために必要となる施策を分野別に体系化、具体化し、施策の展開方針や目標、住民と行政の協働によるまちづくりの指針を示すものです。

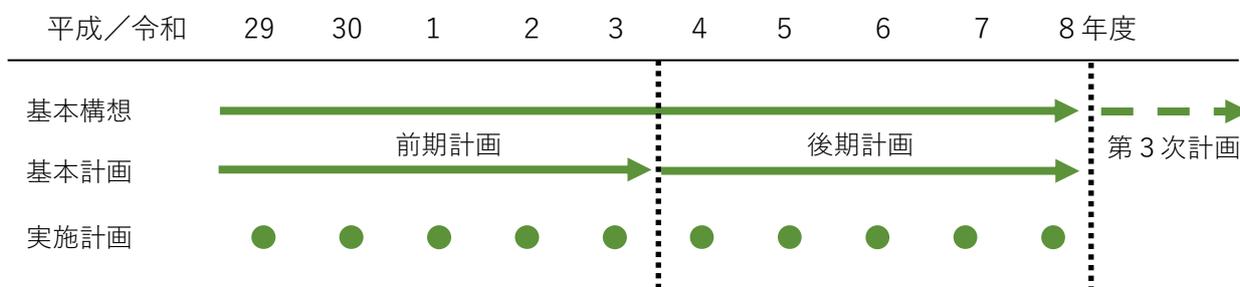
計画期間は、令和4年度から令和8年度の5か年とします。

3. 実施計画

「実施計画」は、基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、毎年度の予算に基づいて実行するものです。



■ 計画の期間



第2章 有田川町の現状と社会環境の変化

第1節 有田川町の概況

1. 位置と地勢

有田川町は、紀伊半島の北西部、和歌山県の中央部の北寄りに位置し、西は有田市、北は海南市・紀美野町、東はかつらぎ町・田辺市・奈良県、南は湯浅町・広川町・日高川町と接しています。

また、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈に囲まれた東西に長い形状をなしており、東西33 km、南北16 km、面積351.84 km²となっています。

地形は、高野山に源を発する有田川が町の中央部を東から西へ蛇行しながら流れ、有田川流域を形成しています。褶曲しゅうきよくと起伏が多く、比較的急傾斜地の多い山岳地形となっていますが、有田川下流域には平野が開け、市街地が形成されています。有田川上流域は高野龍神国定公園に指定、二川ダム湖から生石ヶ峰につながる地域は生石高原県立自然公園に指定されています。また、清水地区のあらぎ島とその周辺の景色は国の重要文化的景観に選定されています。

気候は、瀬戸内気候区と南海気候区に属し、平野部と山間部においては、若干気象状況に差異がありますが、比較的温暖な気候に恵まれています。

交通体系は、JR紀勢本線の藤並駅や阪和自動車道、国道42号、424号、480号が縦横に交差する交通の要衝であり、京阪神へのアクセスや紀北と紀南、内陸と海沿いを結ぶ結節点となっています。

2. 歴史・沿革

町名となった有田川は、町全域を東から西に流れています。歴史的な有田川流域の発展は、空海が高野山を開創した時代に、川沿いの高野有田街道が開かれたことをはじまりとし、農林業を中心として栄えた地域です。

明治12年の郡区町村制施行により有田郡に属し、明治22年の市町村編成により12か村が設置され、昭和30年から昭和34年に吉備町、金屋町、清水町の3町に編成されました。その後、町制50年を経過し、平成18年1月1日に旧吉備町、旧金屋町、旧清水町が合併し、新しく有田川町が誕生し、現在に至っています。

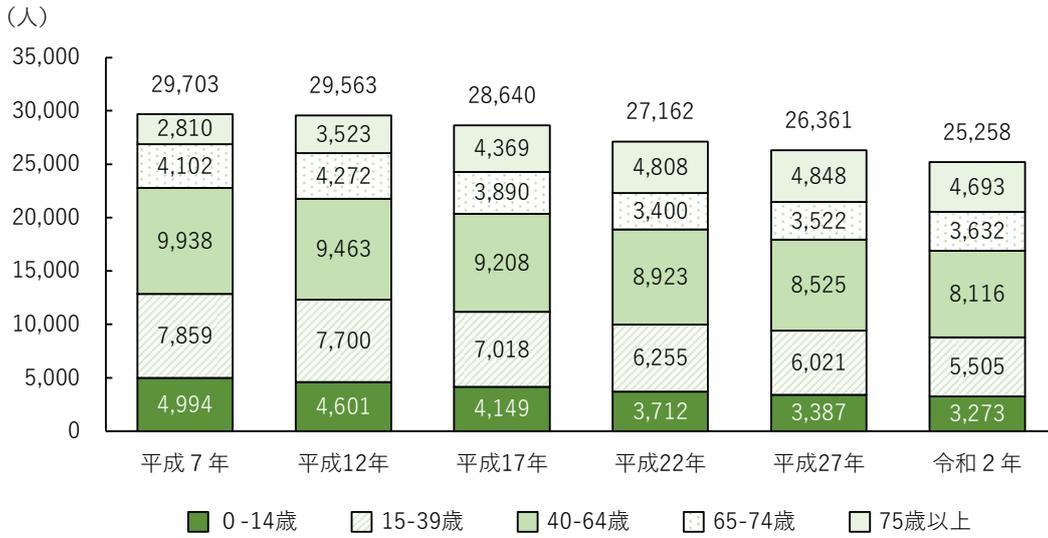


3. 人口・世帯数の状況

(1) 総人口と年齢別人口の推移

有田川町の総人口は減少しており、平成27年と令和2年を比較すると1,103人の減少となっています。長期的にみると39歳以下の若い世代の人口割合は減少傾向、40-64歳の人口割合はほぼ横ばい、65歳以上の人口割合は増加しています。

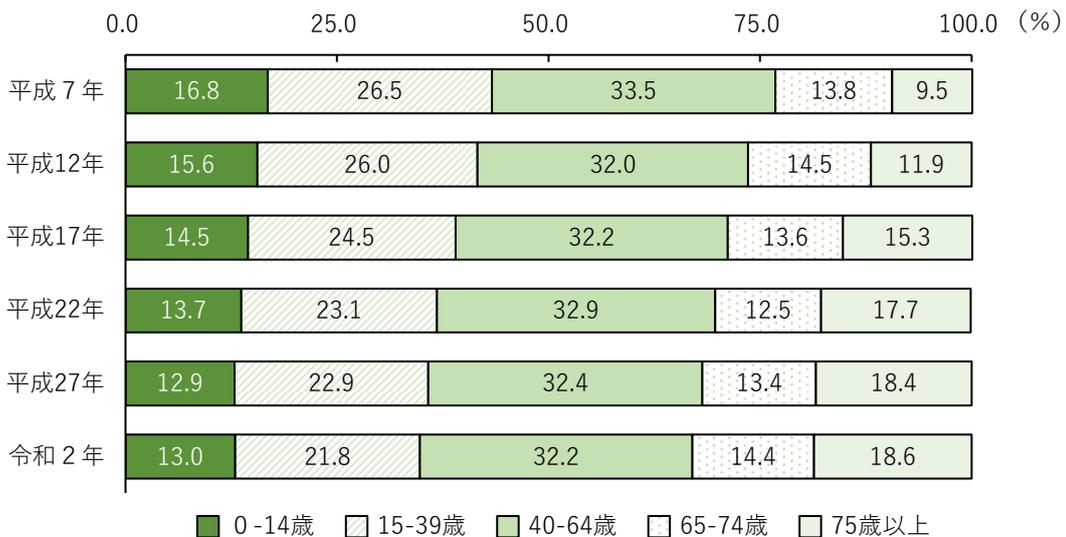
■ 総人口と年齢5区分別人口の推移



※総数には年齢不詳人口を含むため、合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

■ 年齢5区分別人口割合の推移



※端数処理のため、合計が100.0%にならない場合があります。

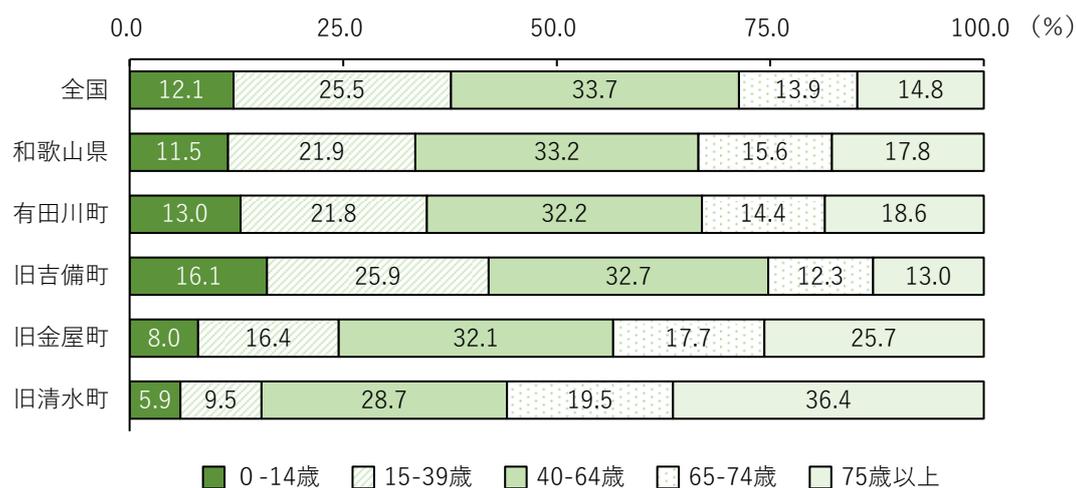
資料：国勢調査

第2次有田川町長期総合計画(後期計画)

年齢5区分別人口割合を全国、和歌山県と比較すると、有田川町では15歳～39歳の割合が低く、75歳以上の割合が高くなっています。また、14歳以下の子どもの割合は、全国、和歌山県をやや上回っています。

旧町別にみると、旧吉備町が14歳以下の割合が高く、65歳以上の割合が低い年齢構成であるのに対し、旧清水町では65歳以上の割合が5割を超えています。

■全国・県との比較



※端数処理のため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査（令和2年）

(2) 世帯数の推移

有田川町の世帯数は増加しており、令和2年では9,480世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員数は減少しており、平成7年の3.33人から令和2年の2.59人と3人を下回っており、核家族化の進行や単身世帯の増加がうかがえます。

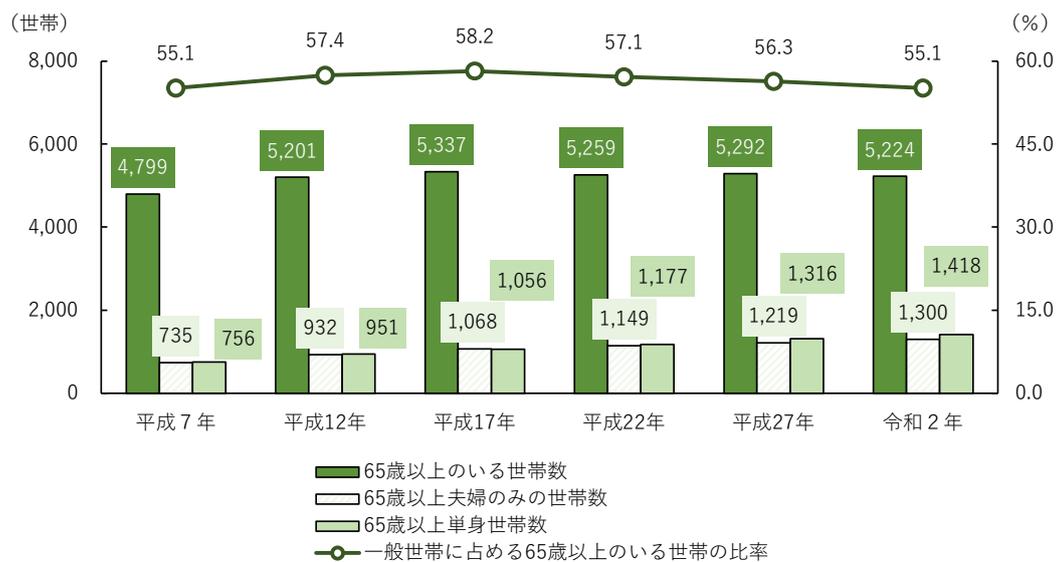
65歳以上の高齢者のいる世帯の比率は、平成17年以降は減少傾向ですが、5割台の後半で推移しています。また、65歳以上夫婦のみの世帯数や、65歳以上単身世帯数は増加が続いています。

■ 一般世帯数と一般世帯1世帯あたり人員



資料：国勢調査

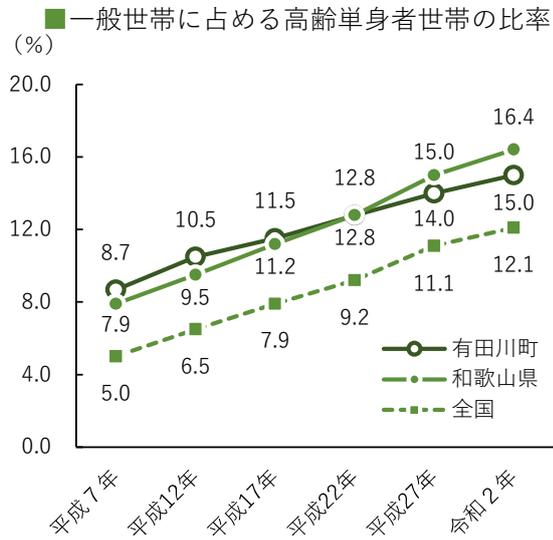
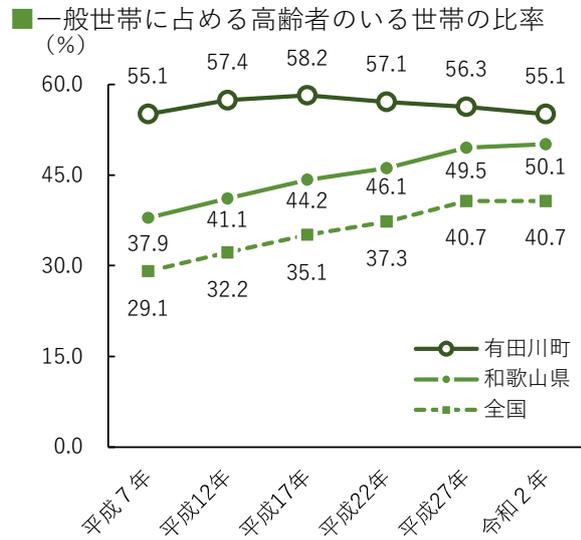
■ 高齢者のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

第2次有田川町長期総合計画(後期計画)

高齢者のいる世帯の比率は、全国、和歌山県が増加傾向であることにに対し、本町では平成17年以降減少傾向です。一方、高齢単身者世帯の比率は令和2年で15.0%と増加しており、今後も増加していくことが予測されます。



資料：国勢調査

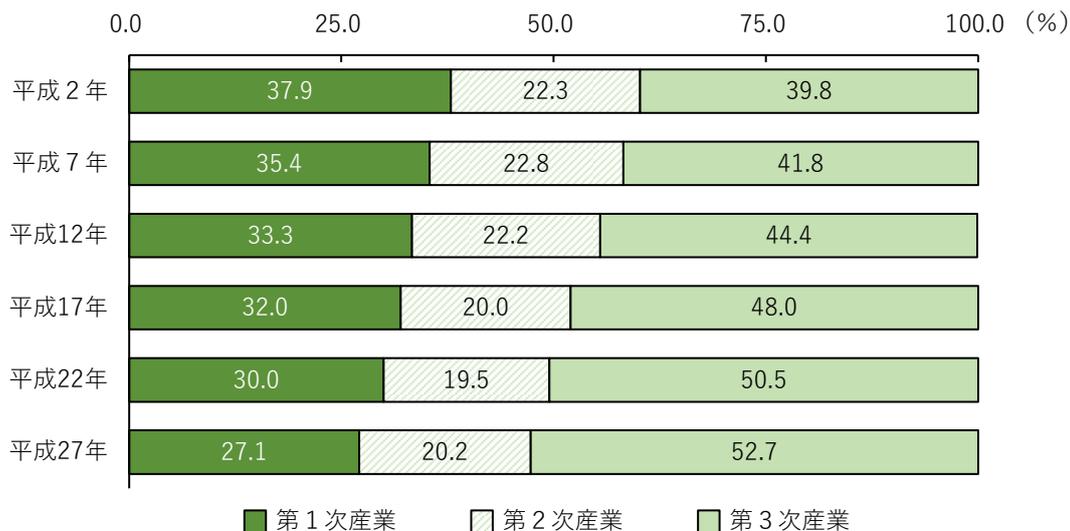
4. 産業の状況

(1) 産業別就業人口

産業別就業人口比率を見ると、平成2年から平成27年の間に、第1次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

また就業者数は、平成7年以降は減少傾向でしたが、平成27年にはやや増加しています。

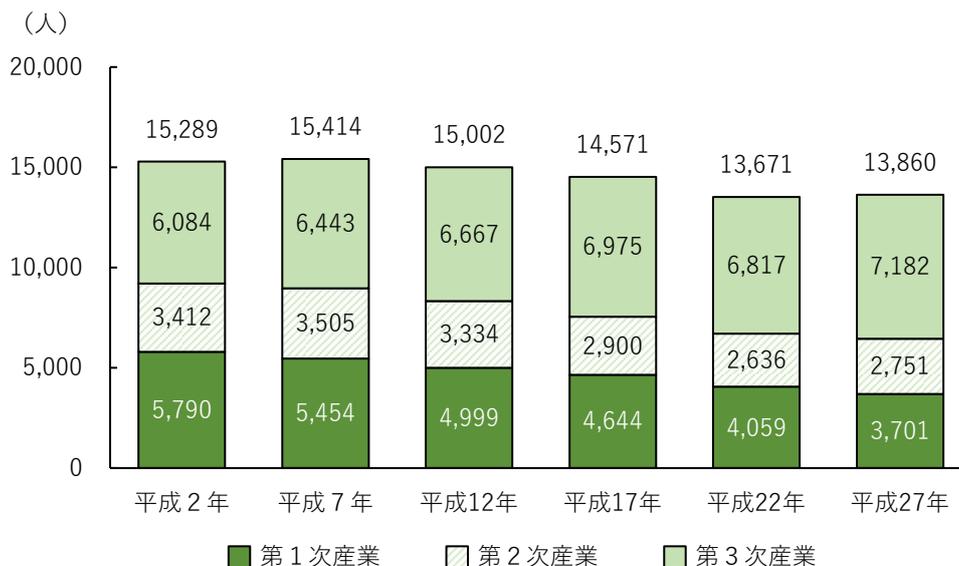
■産業別就業人口比率



※端数処理のため、合計が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査

■産業別就業者数の推移



※総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が合わない場合があります。

資料：国勢調査

第2節 住民による有田川町の評価

1. 調査について

本計画の策定にあたり、平成 29 年3月の「第2次有田川町長期総合計画」策定時から現在に至るまでの有田川町のまちづくりについて、住民の皆様のご意見・ご意向をおうかがいし、後期基本計画の策定、今後の行政運営に活用することを目的として、住民意識調査を実施しました。

調査はまちづくりの各分野について、目指すべき姿になっているかを「はい」「いいえ」「わからない」の3択で回答するものと、各種施策の中から重要だと思う施策を選択するものを設定しました。

過去には、第1次長期総合計画後期計画策定時点(平成 22 年)と、第2次長期総合計画策定時点(平成 27 年)に同様の調査が行われています。今回の調査結果と過去の調査結果を比較することで、住民の意識の変化を示し、今日的な行政課題について検討する資料としています。

■ 調査結果の概要

調査区域	有田川町全域
調査対象	18 歳以上の町内在住者 2,000 人
調査期間	令和 3 年 7 月 6 日～令和 3 年 7 月 26 日
有効回収数	1,079 票
有効回収率	54.0%



2. 分野別にみたまちづくりの評価結果

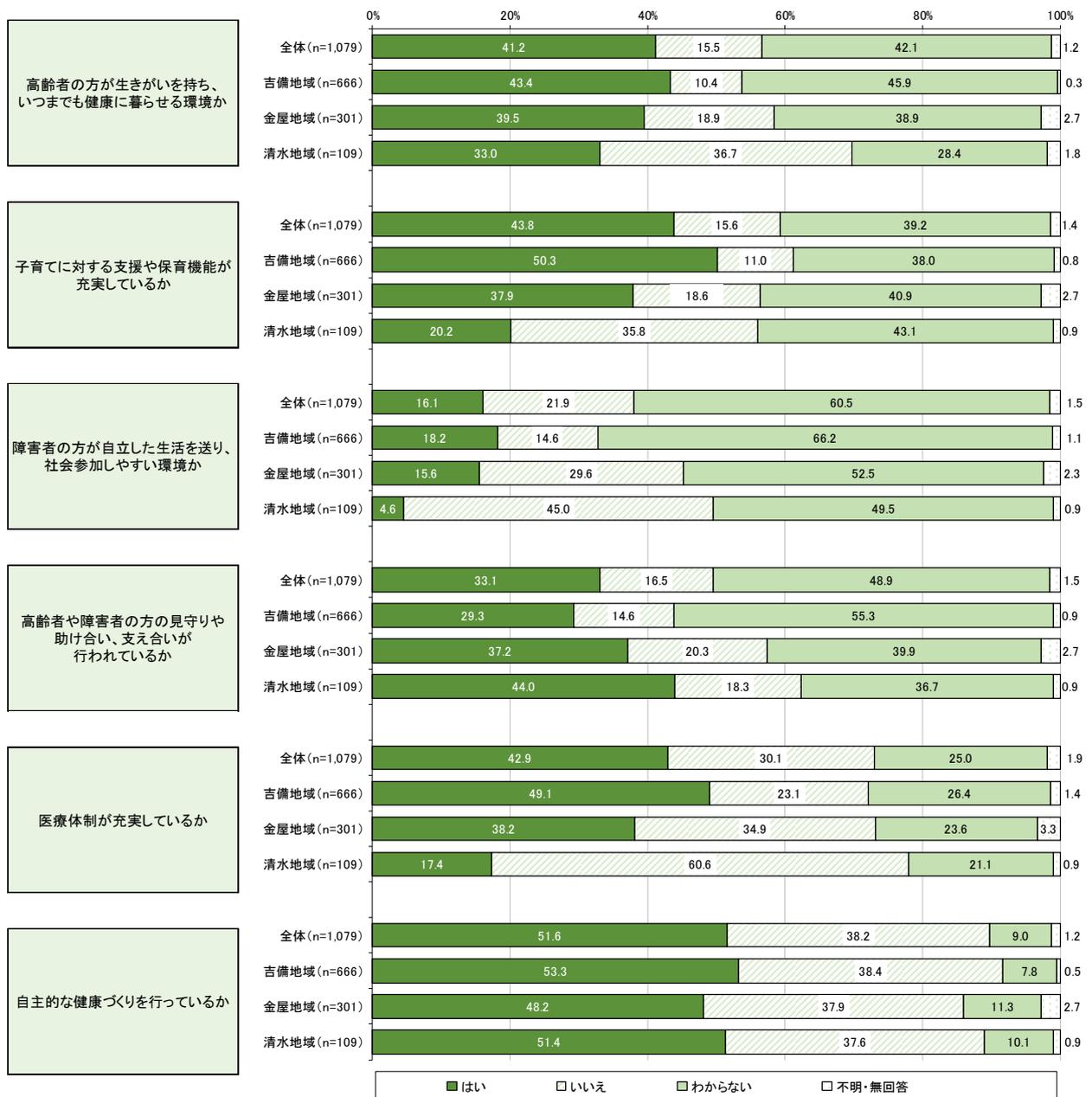
(1) 保健・医療・福祉

「はい」の割合が高い項目は、「自主的な健康づくりを行っているか」「子育てに対する支援や保育機能が充実しているか」「医療体制が充実しているか」となっています。

「いいえ」の割合が高い項目は、「障害者の方が自立した生活を送り、社会参加しやすい環境か」となっています。

地域別では、概ね吉備地域、金屋地域、清水地域の順で「はい」の割合が高くなっています。また、「医療体制が充実しているか」について、「いいえ」の割合は清水地域で高く、6割を超えています。

■ 分野別の評価



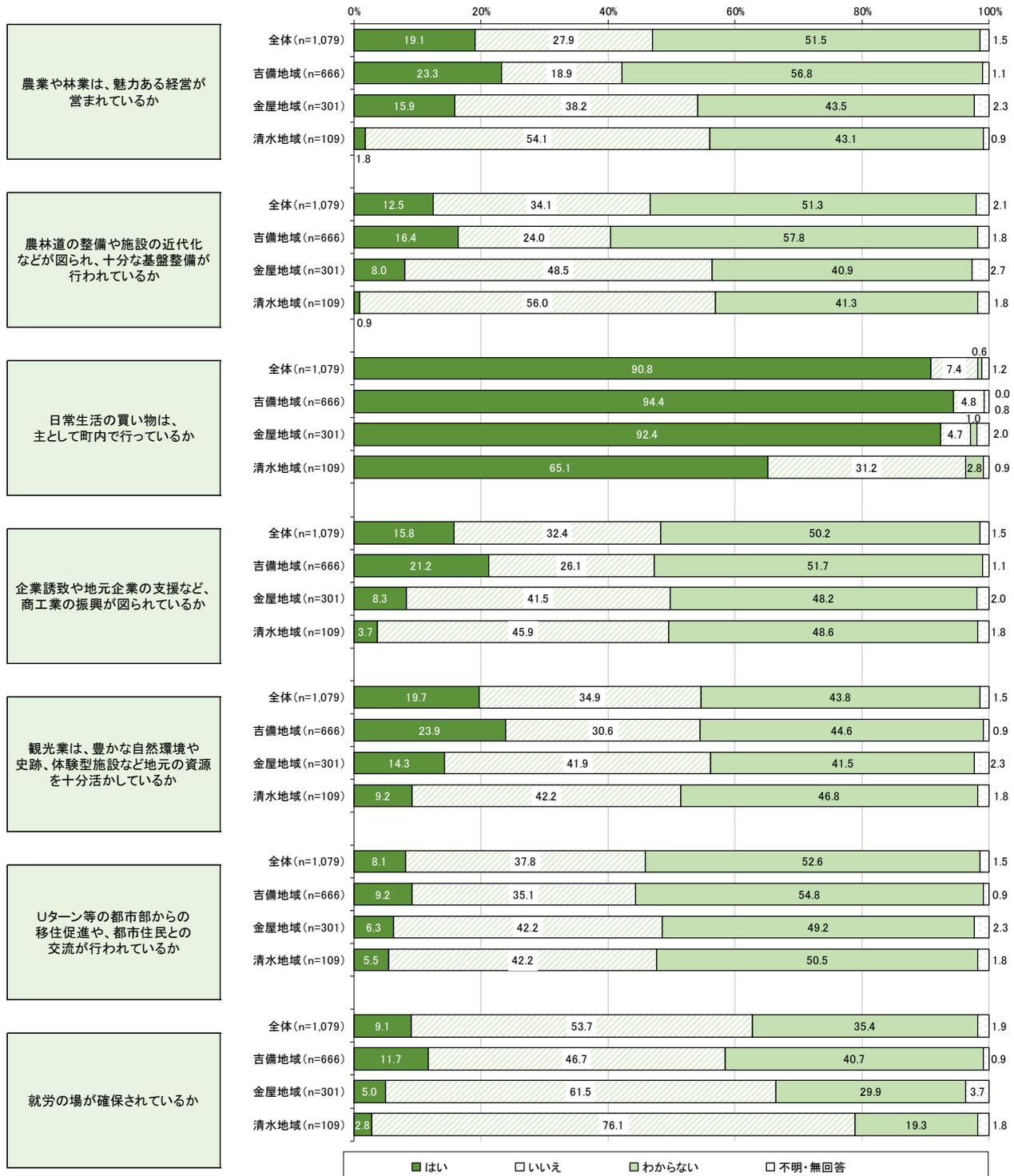
(2) 産業振興・農山村整備

「はい」の割合が高い項目は、「日常生活の買い物は、主として町内で行っているか」となっています。

「いいえ」の割合が高い項目は、「就労の場が確保されているか」「Uターン等の都市部からの移住促進や、都市住民との交流が行われているか」「観光業は、豊かな自然環境や史跡、体験型施設など地元の資源を十分活かしているか」となっています。

地域別では、吉備地域、金屋地域、清水地域の順で「はい」の割合が高くなっています。

■分野別の評価

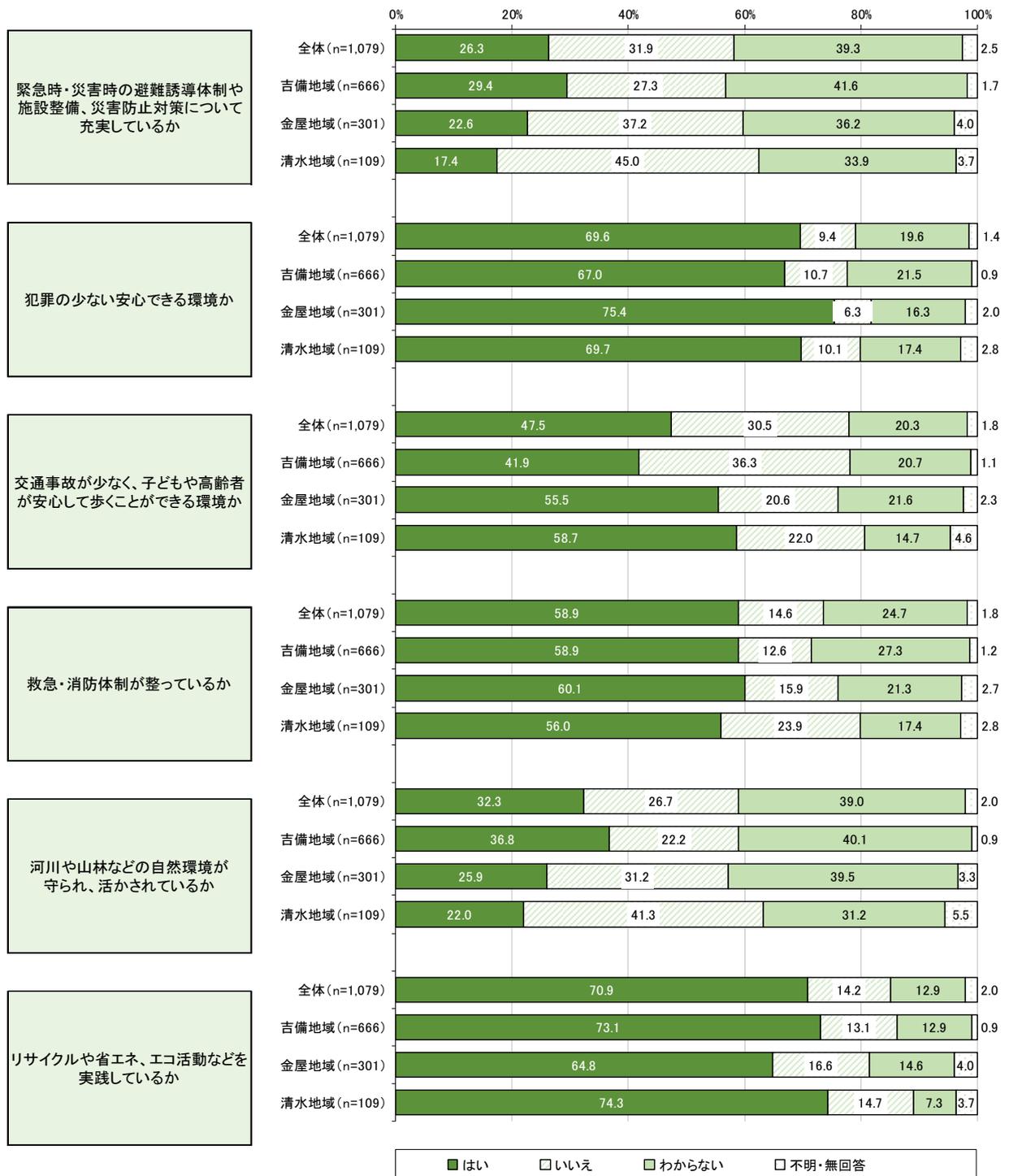


(3) 安心・安全・自然環境保全

「はい」の割合が高い項目は、「リサイクルや省エネ、エコ活動などを実践しているか」「犯罪の少ない安心できる環境か」「救急・消防体制が整っているか」となっています。

「いいえ」の割合が高い項目は、「緊急時・災害時の避難誘導體制や施設整備、災害防止対策について充実しているか」となっています。

■分野別の評価



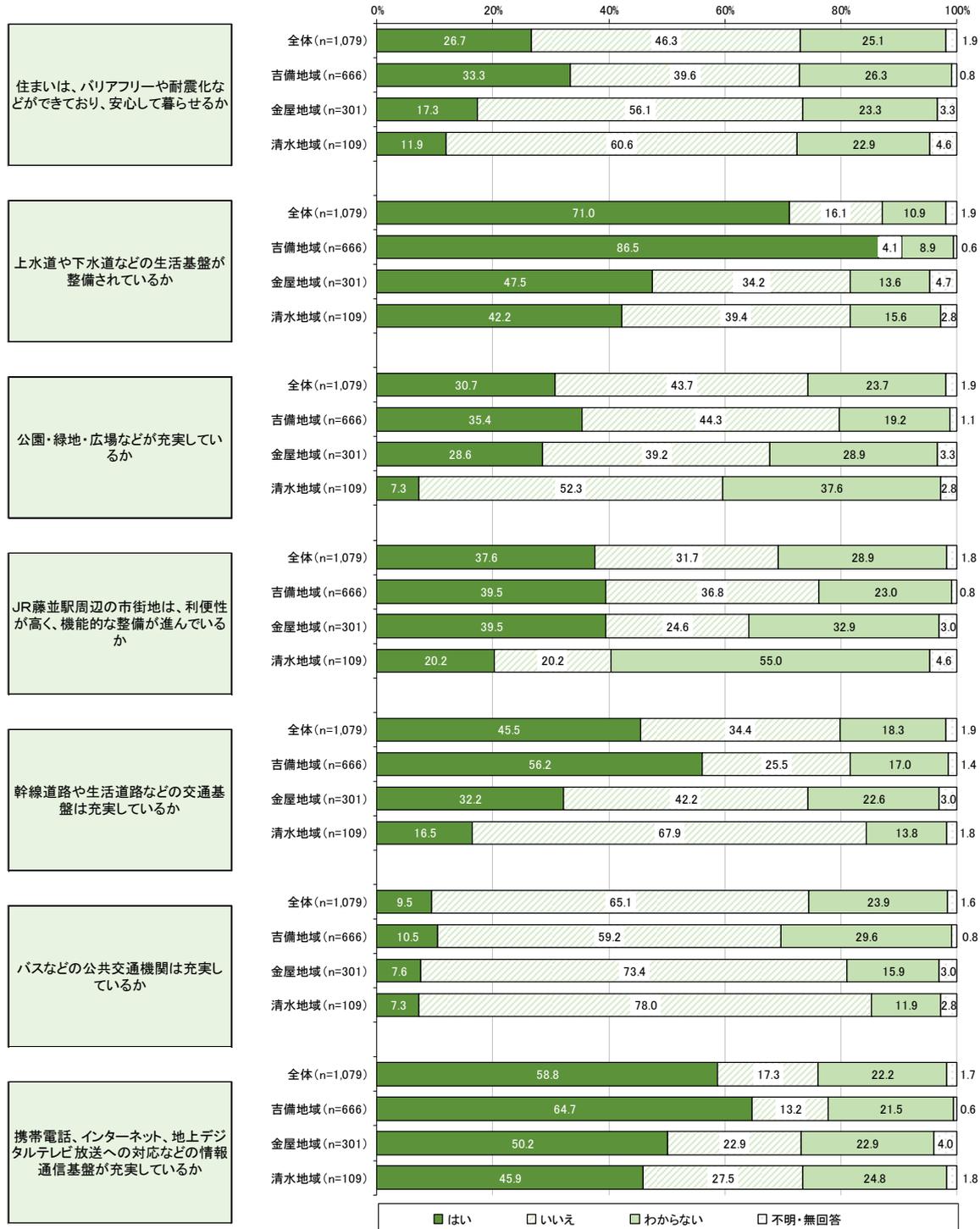
(4) 生活環境の整備

「はい」の割合が高い項目は、「上水道や下水道などの生活基盤が整備されているか」「携帯電話、インターネット、地上デジタルテレビ放送への対応などの情報通信基盤が充実しているか」「幹線道路や生活道路などの交通基盤は充実しているか」となっています。

「いいえ」の割合が高い項目は、「バスなどの公共交通機関は充実しているか」「住まいは、バリアフリーや耐震化などができており、安心して暮らせるか」「公園・緑地・広場などが充実しているか」となっています。

地域別では、吉備地域、金屋地域、清水地域の順で「はい」の割合が高くなっています。

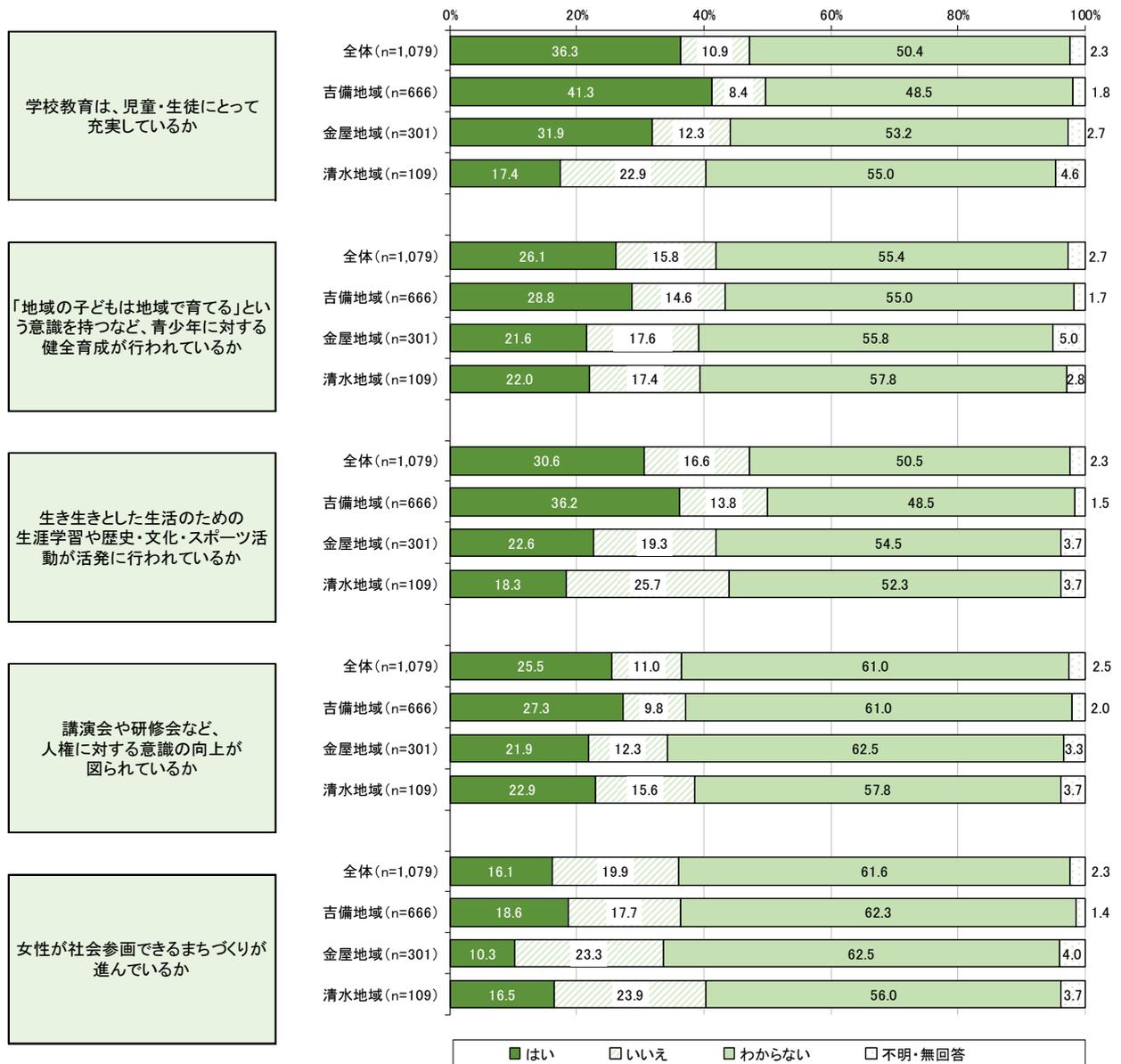
■ 分野別の評価



(5) 教育・文化の充実、女性の社会参画

「はい」の割合が高い項目は、「学校教育は、児童・生徒にとって充実しているか」「生き生きとした生活のための生涯学習や歴史・文化・スポーツ活動が活発に行われているか」「『地域の子どもは地域で育てる』という意識を持つなど、青少年に対する健全育成が行われているか」となっています。「いいえ」の割合が高い項目は、「女性が社会参画できるまちづくりが進んでいるか」となっています。

■分野別の評価



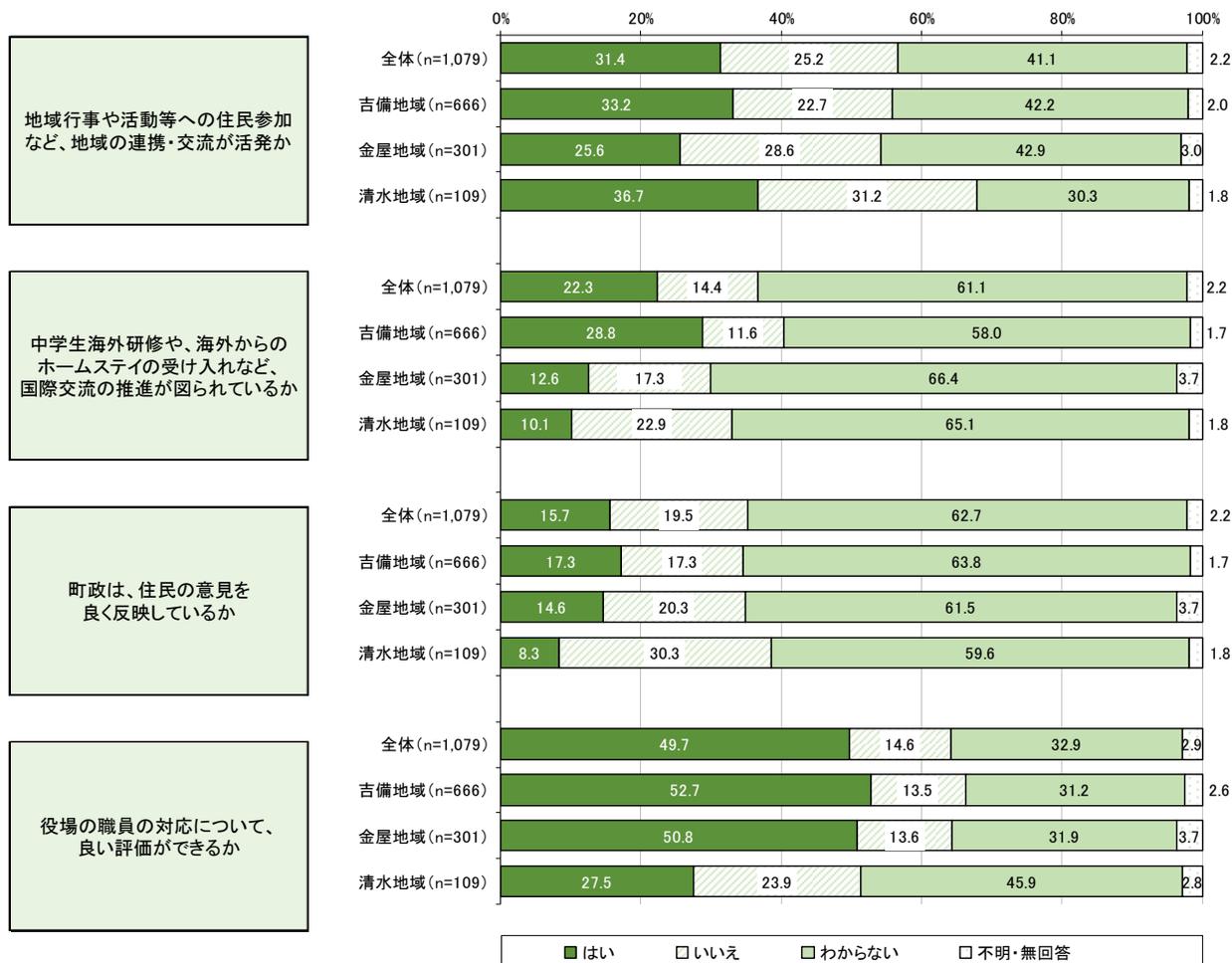
(6) 連携・交流の促進・行政サービスの向上

「はい」の割合が高い項目は、「役場の職員の対応について、良い評価ができるか」「地域行事や活動等への住民参加など、地域の連携・交流が活発か」「中学生海外研修や、海外からのホームステイの受け入れなど、国際交流の推進が図られているか」となっています。

「いいえ」の割合が高い項目は、「町政は、住民の意見を良く反映しているか」となっています。

地域別にみると、「役場の職員の対応について、良い評価ができるか」について、「はい」の割合は吉備地域・金屋地域で高く、5割以上となっています。

■分野別の評価



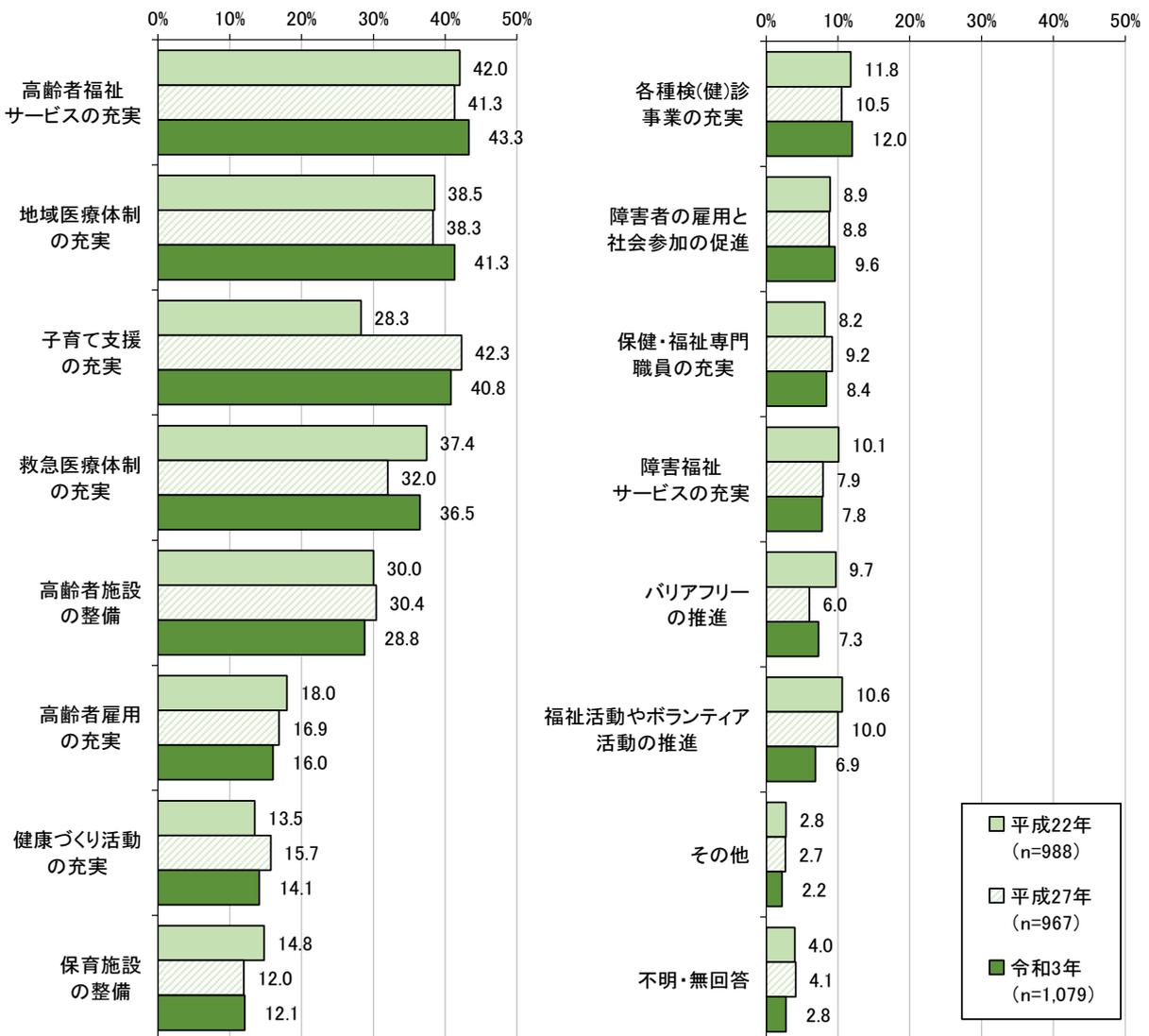
3. 分野別にみたまちづくりに重要なこと

(1) 保健・医療・福祉

これからの有田川町の保健・医療・福祉において、重要だと思えるものはどれかについてみると、「高齢者福祉サービスの充実」が43.3%と最も高く、次いで「地域医療体制の充実」が41.3%、「子育て支援の充実」が40.8%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年から27年にかけて「子育て支援の充実」が増加し、4割程度となっています。

■ まちづくりで重要だと思うこと

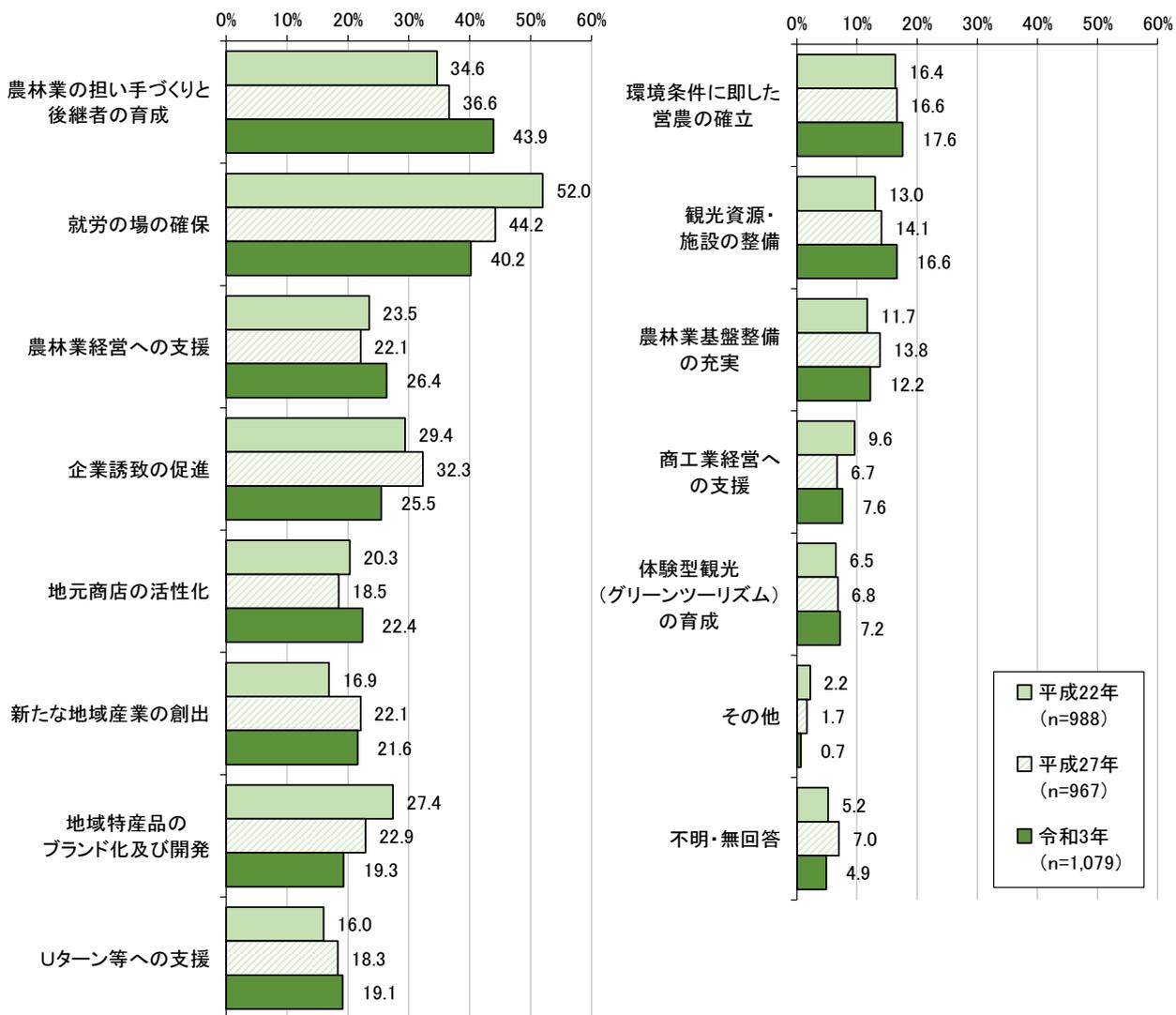


(2) 産業振興・農山村整備

これからの有田川町の産業振興・農山村整備において、重要だと思うものはどれかについてみると、「農林業の担い手づくりと後継者の育成」が43.9%と最も高く、次いで「就労の場の確保」が40.2%、「農林業経営への支援」が26.4%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年以降「農林業の担い手づくりと後継者の育成」が増加、「就労の場の確保」が減少しています。

■ まちづくりで重要だと思うこと

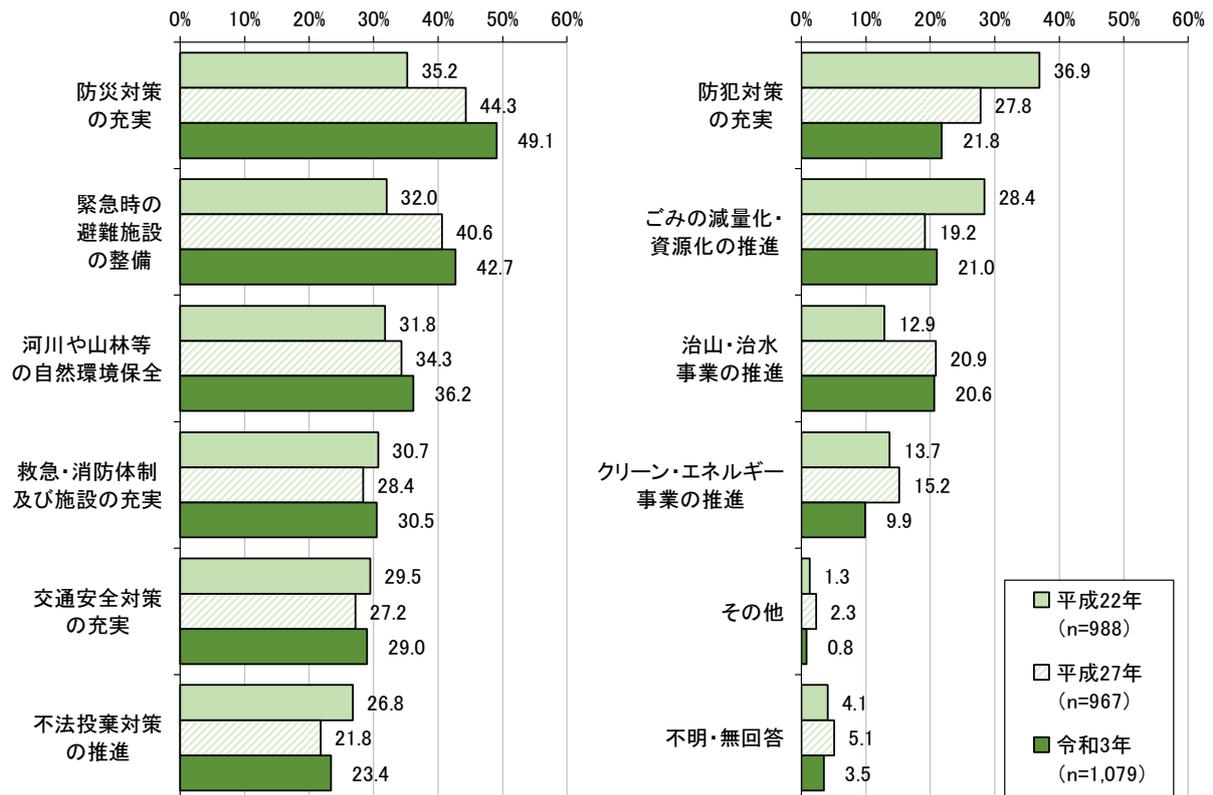


(3) 安心・安全・自然環境保全

これからの有田川町の安心・安全・自然環境保全において、重要だと思うものはどれかについてみると、「防災対策の充実」が49.1%と最も高く、次いで「緊急時の避難施設の整備」が42.7%、「河川や山林等の自然環境保全」が36.2%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年以降「防災対策の充実」「緊急時の避難施設の整備」が増加、「防犯対策の充実」が減少しています。

■ まちづくりで重要だと思うこと

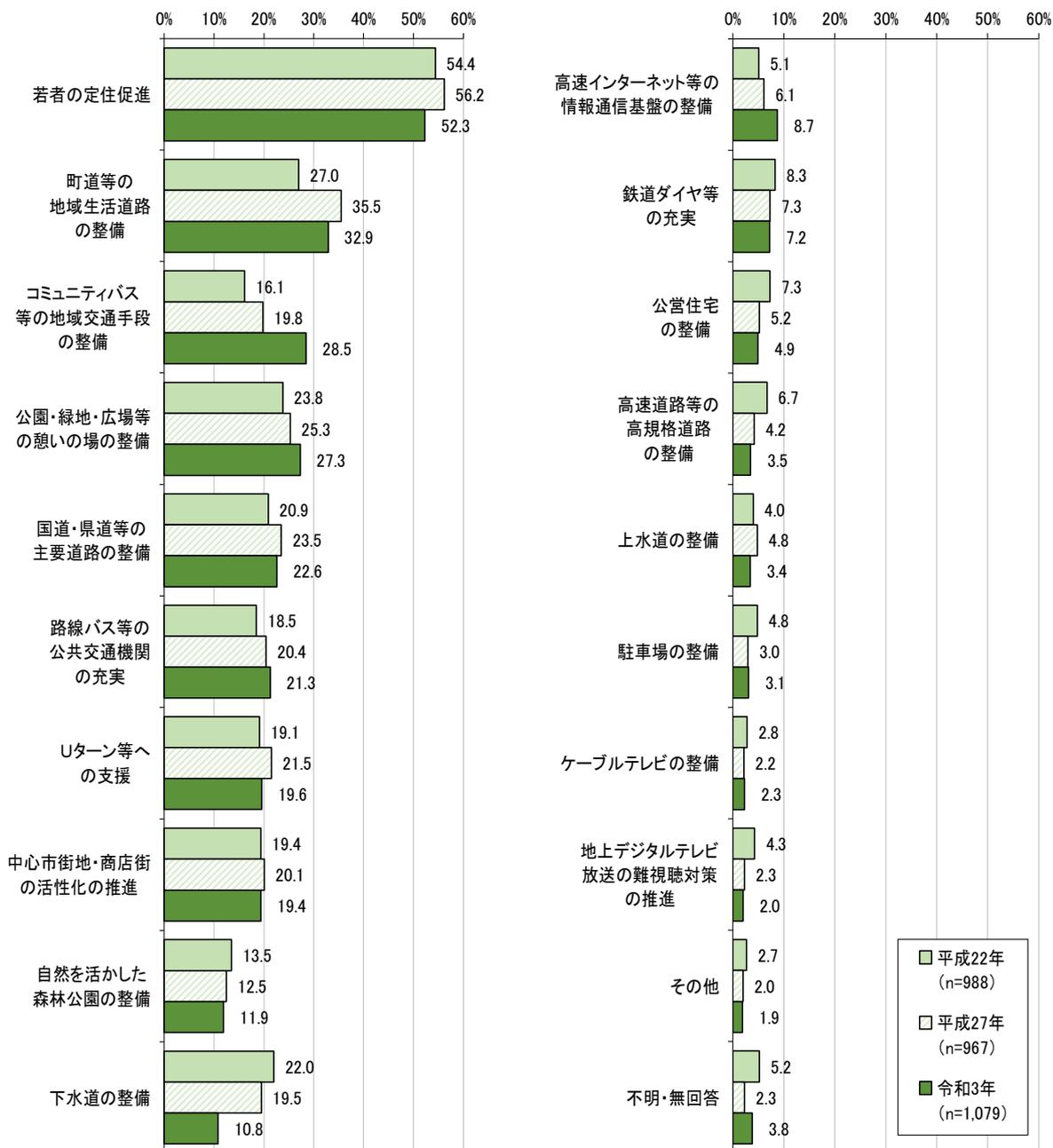


(4) 生活環境の整備

これからの有田川町の生活環境の整備において、重要だと思うものはどれかについてみると、「若者の定住促進」が52.3%と最も高く、次いで「町道等の地域生活道路の整備」が32.9%、「コミュニティバス等の地域交通手段の整備」が28.5%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年から令和3年にかけて「コミュニティバス等の地域交通手段の整備」が大きく増加し、「下水道の整備」が大きく減少しています。

■ まちづくりで重要だと思うこと

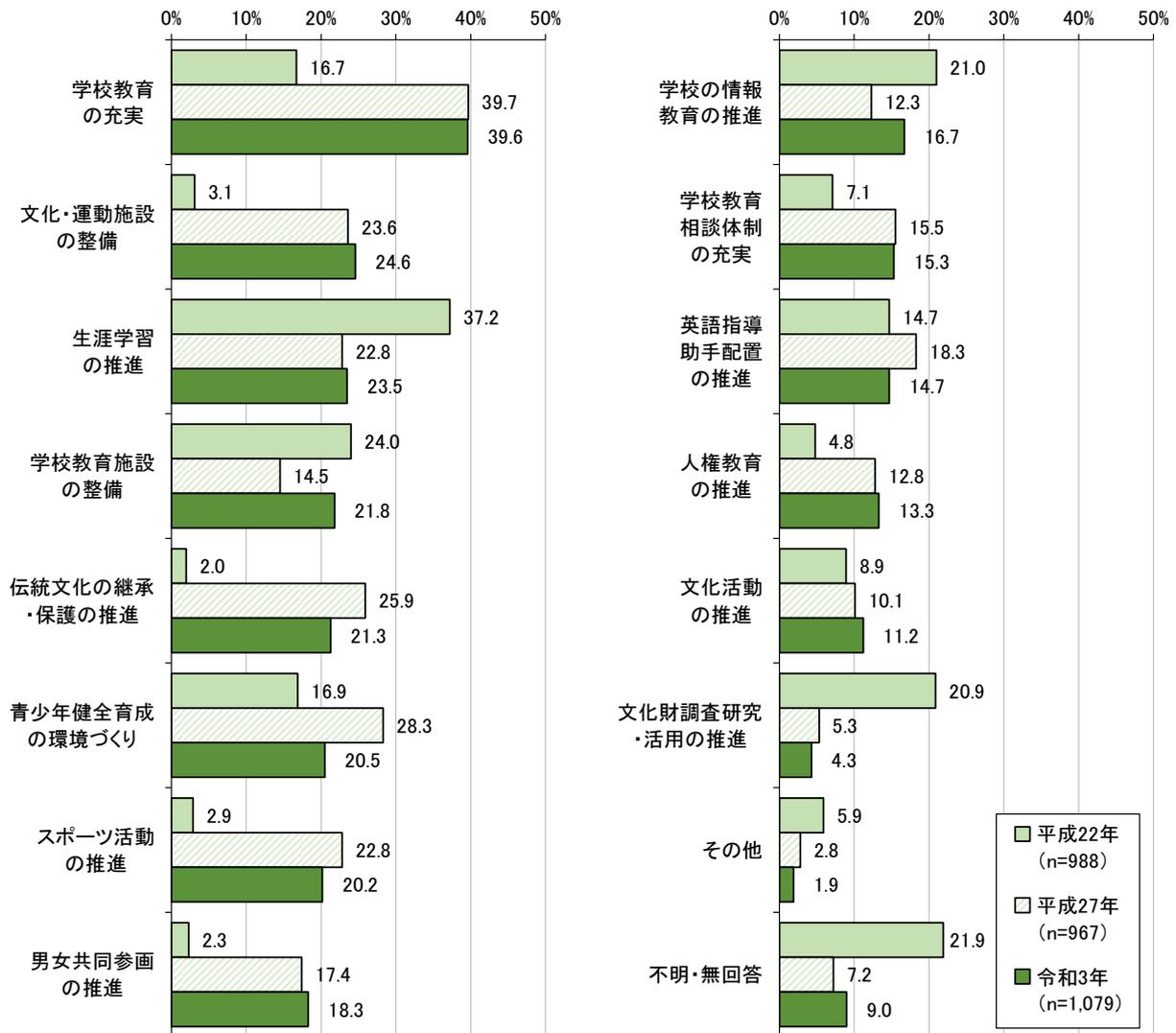


(5) 教育・文化の充実、女性の社会参画

これからの有田川町の教育・文化の充実、女性の社会参画において、重要だと思うものはどれかについてみると、「学校教育の充実」が39.6%と最も高く、次いで「文化・運動施設の整備」が24.6%、「生涯学習の推進」が23.5%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年から令和3年にかけて概ね増加しており、なかでも「学校教育の充実」「文化・運動施設の整備」が大きく増加しています。一方、「生涯学習の推進」「文化財調査研究・活用の推進」は平成22年から令和3年にかけて10ポイント以上減少しています。

■ まちづくりで重要だと思うこと

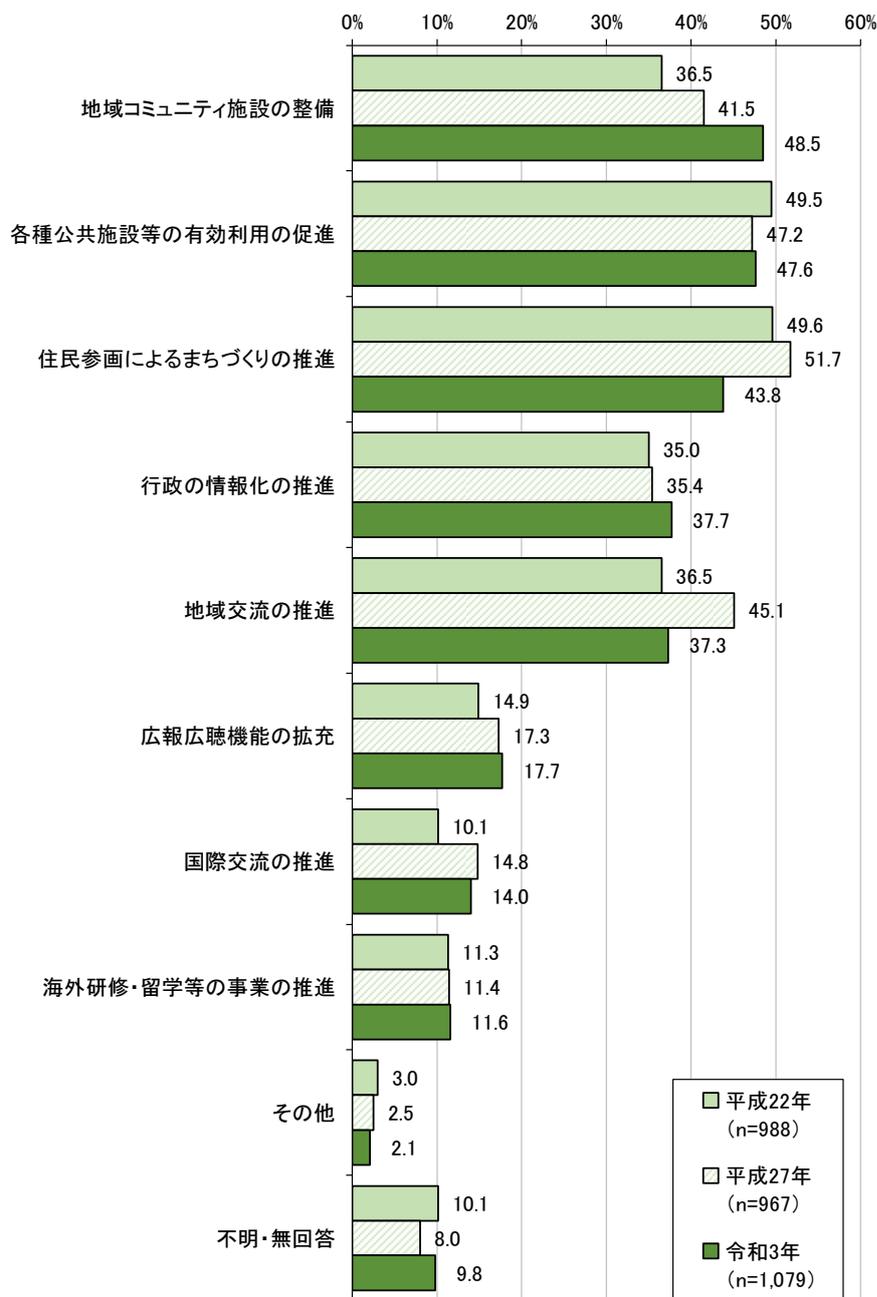


(6) 交流の促進、行政サービスの向上

これからの有田川町の交流の促進、行政サービスの向上において、重要だと思うものはどれかについてみると、「地域コミュニティ施設の整備」が48.5%と最も高く、次いで「各種公共施設等の有効利用の促進」が47.6%、「住民参画によるまちづくりの推進」が43.8%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年以降「地域コミュニティ施設の整備」が増加しています。

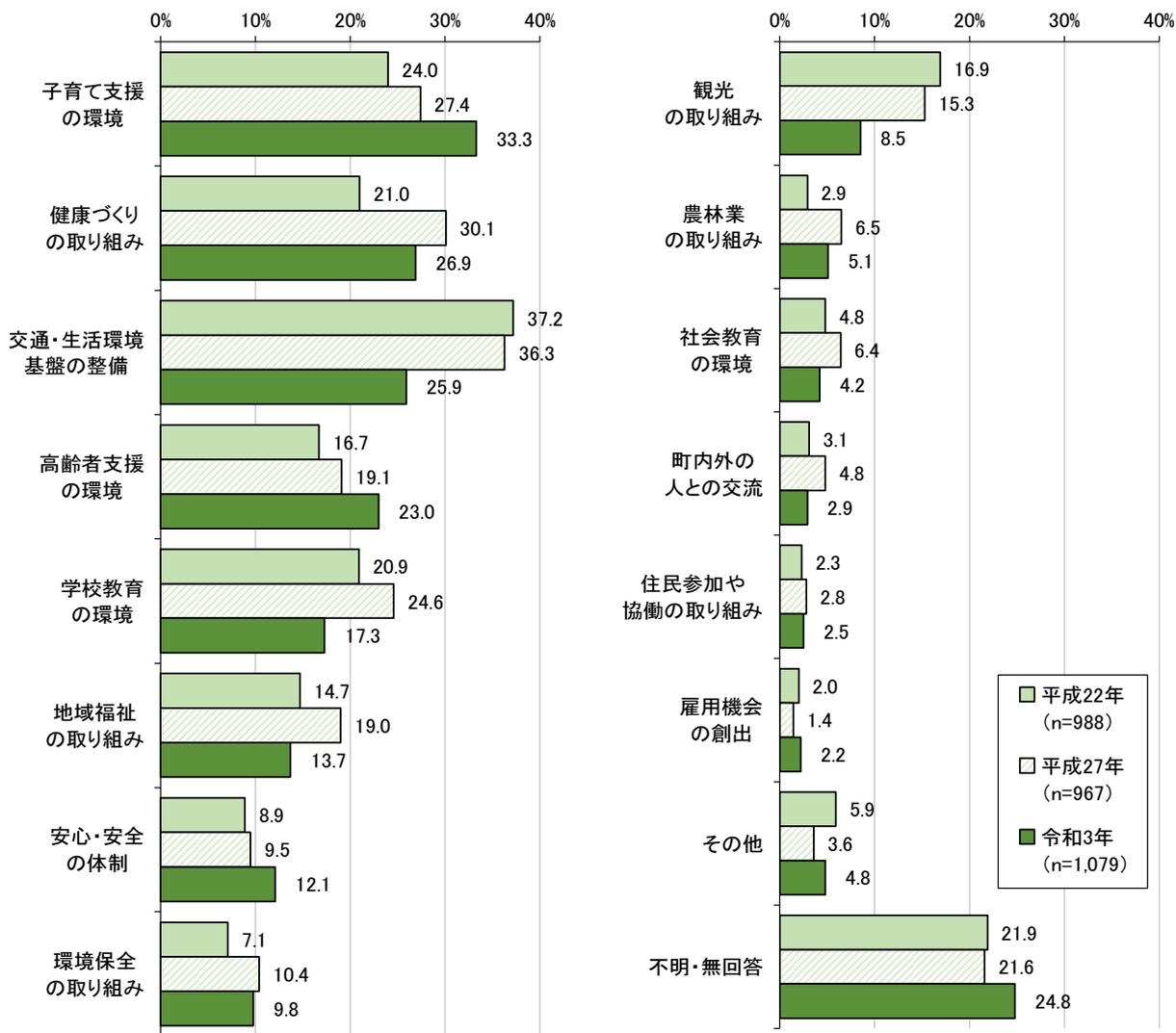
■ まちづくりで重要だと思うこと



(7) 最近5年間でよくなったと感じること

有田川町において、この5年間でよくなったと感じるものはどれかについてみると、「子育て支援の環境」が33.3%と最も高く、次いで「健康づくりの取り組み」が26.9%、「交通・生活環境基盤の整備」が25.9%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年以降「子育て支援の環境」「高齢者支援の環境」が増加し、「交通・生活環境基盤の整備」「観光の取り組み」が減少しています。

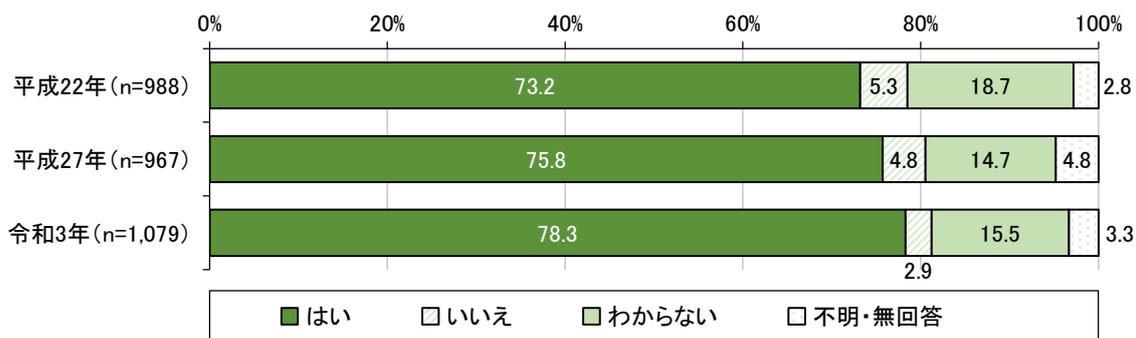


(8) 移住・定住促進や子育て環境等(定住)

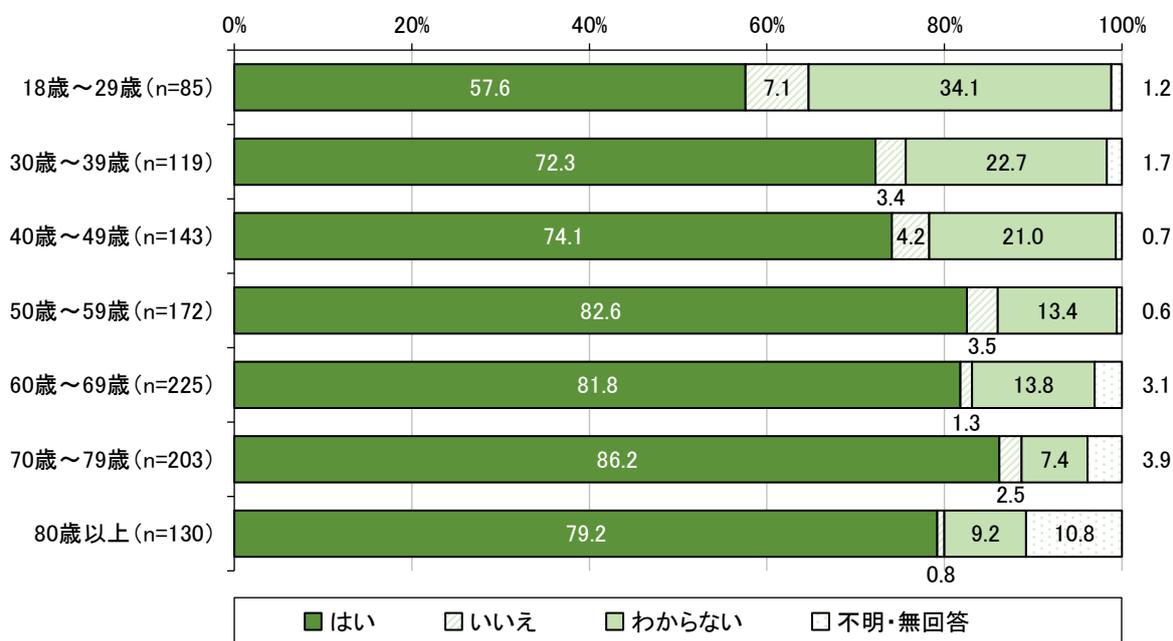
これからも有田川町に住み続けたいと思うかについてみると、「はい」が78.3%と最も高く、次いで「わからない」が15.5%、「いいえ」が2.9%となっています。

年齢別にみると、18歳～29歳では「はい」が6割を下回っていますが、それ以外の年齢では7割を上回っています。

■ これからも有田川町に住み続けたいと思うか



■ これからも有田川町に住み続けたいと思うか(令和3年・年齢別)

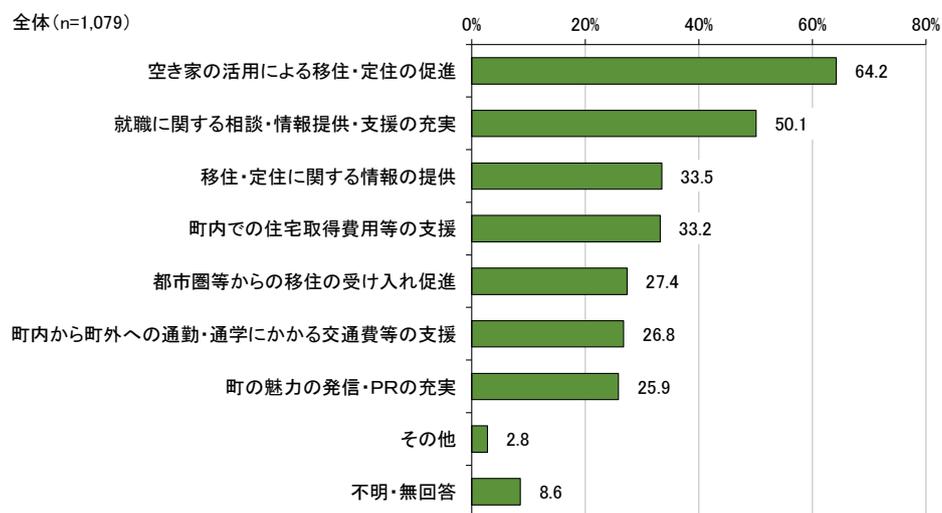


(9) 移住・定住促進や子育て環境等（移住・定住、子育て）

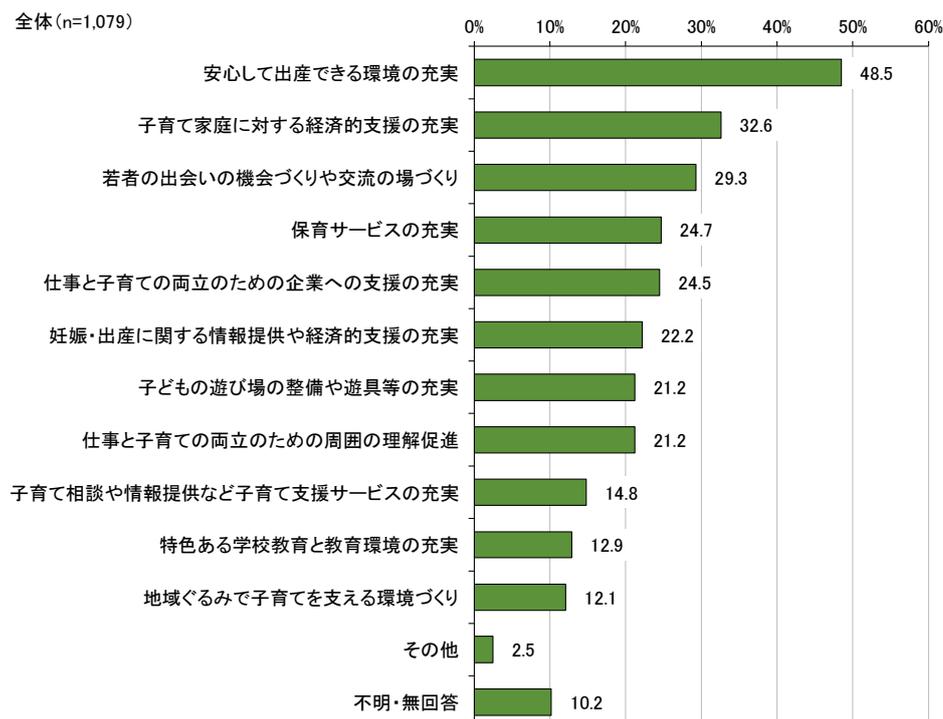
有田川町への移住・定住促進に向けて、特に力を入れて取り組む必要があると思うものはどれかについてみると、「空き家の活用による移住・定住の促進」が64.2%と最も高く、次いで「就職に関する相談・情報提供・支援の充実」が50.1%、「移住・定住に関する情報の提供」が33.5%となっています。

子育て環境を充実させるために、特に力を入れて取り組む必要があると思うものはどれかについてみると、「安心して出産できる環境の充実」が48.5%と最も高く、次いで「子育て家庭に対する経済的支援の充実」が32.6%、「若者の出会いの機会づくりや交流の場づくり」が29.3%となっています。

■ 移住・定住促進に向けて、特に力を入れて取り組む必要があると思うもの



■ 子育て環境を充実させるために、特に力を入れて取り組む必要があると思うもの



4. 住民の声

住民の声



子どもが安心して
遊べる公園を増や
してほしい

町内に分娩できる産
婦人科がなくなるた
め、今度どのように
検診を受けるのか

未来を担う若い世代
のための取り組み
を、長い目で見て計
画してしてほしい

小児の緊急医
療体制があれば安心

有田川町で出産
できる環境を作
ってほしい

「高校生以上」になっ
ても「有田川町」を選
ぶ人がたくさんいる
ことが重要

吉備の役場の周辺は道も整備さ
れ車の運転にはいいが、通学路
でもあり、交通量が増えること
による事故などが心配

有田川町の各地域
(旧地域、吉備・金
屋・清水)で格差を感
じるところがある

子育て世代のサービスは
充実しているが、大学生
の子がいる家庭には何も
ない気がする

若者が働ける企業
が少ない。企業誘
致などに力をいれ
るべき

農業をして
くれる若者
がほしい

今は車にのれるので
よいが、高齢になる
と買い物ひとつにし
てもとても困る

若い人が結婚しないの
で、子どもが少なく、空
き家ばかりが多くなっ
ているので心配だ

若者が定住した
くなるような町
づくりをしてほ
しい

住宅が増え、
薬かけなど農
業者が大変

まちづくりの軸が決ま
っていれば、それに合
わせて集中投資をして
いくことができる

今から公園をつくると
なると大変なので、今
ある施設の有効活用が
できないか

町外に遊びに行っ
て、町内に住んでも
らう方向性がいいと
思う

住民の声

有田川町では何を
推しているのか、何
の町なのか今一つ
わかりにくい

空き家も増えているので、空
き家を活用し、リフォームの
補助金を出すなど、Iターンを
率先して誘致してほしい

金屋や清水の人は「吉備と比
べたら不便だ」という考え方
があって、それがアンケート
にも反映されていると思う



旧三町の色をはっき
りさせて進めていく
のがよいのでは

車(自家用車)への
補助金などの検討
も必要では？

これからの有田川町について、 特に力を入れて取り組む必要があると思うもの



医療の充実

大学・専門学
校の誘致

廃校になった
小学校の
有効利用

若者が生まれた
町で住みたいと
思うまちづくり

働く場所を
多く作る

農繁期の
人材雇用

企業誘致、
創業支援

地場産業の
活性化

照明、街灯の
増設

第3節 社会情勢の変化と本町の課題

本町では、平成28年度に「第2次有田川町長期総合計画」を策定し、町民にとって暮らしやすく、魅力のあるまちづくりを目指して新しいチャレンジを続けてきました。

しかしながら、この間にも人口減少と少子高齢化は全国的に進行し、さらに新型コロナウイルス感染症の流行等、町民を取り巻く環境は大きく変化しています。

本計画におきましては、中期的な視点で社会情勢の変化と住民ニーズ等を踏まえた本町の課題として、主に以下の6点が挙げられます。

1. 人口減少社会の到来と地方創生

本格的な人口減少社会の到来に臨むわが国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指し、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体が長期的に目指す将来人口を定めた「人口ビジョン」と、人口ビジョンを達成するためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

本町でも平成27年に「有田川町人口ビジョン」、令和2年には「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これらに基づいた施策の推進に取り組んでいます。今後は、住民や民間事業所、近隣自治体等と連携し、町を挙げて人口問題に取り組んでいくことが課題となります。

2. 少子高齢化のさらなる進展

有田川町の高齢化率は平成22年の段階で30%を超えており、全国・和歌山県を上回って推移しています。中でも、支援が必要な可能性が高くなる75歳以上の高齢者の比率が増加しており、支援を必要とする高齢者の増加や医療・介護ニーズのさらなる増大は避けられない情勢です。公的な支援や介護・医療サービスの充実が求められることは言うまでもありませんが、地域での自主的な介護予防活動や、相互の支え合い・助け合いの活動を促進し、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の整備が急がれます。

また、継続的な少子化と若年層の町外への転出超過が続いていることから、子どもを産み育てる若い年代の人口の減少が進んでおり、将来的な出生率の改善に成功したとしても、15歳未満の人口は今後も減少が続くことが予想されます。子どもの数の減少は、保育・教育サービスの維持においても大きな問題となりますが、少子化が子育て・教育環境の悪化を招き、さらなる少子化を招来するという悪循環に陥らないよう、長期的な視点からの子育て・教育サービスの充実が求められます。

3. 若者の定住促進

高齢者福祉、子育て支援と並んで、住民の課題意識やニーズが高いのが、雇用の場の確保や農林業の担い手の育成を通じた若者の定住促進です。しかしながら、本町は若年女性人口の大幅な転出超過による減少が続いたことにより、2040年までに20歳から39歳の若年女性の数が半分以下に減ってしまうことが予測される「消滅可能性自治体」とされています。近年では人口ビジョンのほぼ推計通り、人口減少を遅らせていますが、今後も居住環境の整備とともに、子育て支援や就労支援等を通じ、若年世代の転出を抑制することが求められます。

令和2年度に策定した「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「女性が住みたい」、「地域の魅力を活かした住民主体」、「ずっと住みたい」まちとして、地域の特性を活かした持続的な発展を目指すとしており、本町の持っている地域特有の資源を活用し、魅力的なまちづくりを進めることで、有田川町で生まれた若い世代の定住と、都市部からの若者の移住の促進につなげることが求められます。

4. 防災意識・感染症対策の高まりと地域社会

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災は、広範にわたり甚大な被害を及ぼす未曾有の災害となりました。将来的にも、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、巨大災害への備えに対する関心も高まっています。

また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、町民の暮らしに大きな影響を与える新たな脅威も出てきています。

一方、大きな災害の経験や新型コロナウイルス感染症への対策においては、多くの人が人と人との絆の大切さや情報の正確な発信の重要性を再認識する契機ともなってきました。災害発生時の避難・減災においても、その後の復興においても、地域コミュニティの役割が非常に重要となっており、新型コロナウイルス感染症の影響下における新しい生活様式においても日常的な身近な人とのつながりが課題となります。高齢化に対応できるまちづくりという観点からも、地域の助け合い・支え合いに基づくコミュニティ構築が必要です。

本町では、特に山間部において、高齢化の進展と若年世帯の流出により集落機能の維持が困難となっている地域が生まれており、災害時・緊急時の対応と日常生活インフラの維持の両面から、地域の実情に応じた対応が求められています。

東日本大震災が住民の意識に大きく影響したもう一つが、エネルギー問題への関心呼び起こす契機となったことです。電力需給のひっ迫が多くの人に切実な問題として意識され、日常生活における省エネルギーの意識や再生エネルギーへの関心が高まっています。経済のグローバル化に伴う食の安全等への問題意識も含め、エネルギーや食糧の地産地消による、持続可能な地域社会の構築が求められます。

本町ではこれまで、豊かな自然環境を基盤とした再生エネルギーの利活用に先進的に取り組んできました。今後は、地域の自然環境や景観に配慮しながら、農林業をはじめとする町内の産業活性化という観点からも、エネルギーや食糧の地産地消を推進し、自然豊かで安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

5. ICTの進歩と活用

国では新たにデジタル庁が創設され、行政におけるデジタル化の推進が図られています。また、IoT¹の有効活用による住民の利便性の向上、付加価値産業の創出、AIやRPA²の導入等、新たな政策が推進されています。

こうした取り組みが進められている中、Twitter、Instagram、Facebook 等といったソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の発達により、だれもが手軽に情報の発信者かつ受信者となる今日、これらのメディアを効果的に活用し、まちの魅力や取り組みを発信することや、都市との交流を促進していくことも重要な課題となっています。

一方、民間で保管・利用される個人情報データの拡大に伴い、個人情報の流出等の問題も課題となっています。社会保障・税等の分野における個人データの管理を一人一人に割り当てられた番号で行うマイナンバー(社会保障・税番号)制度の実施に伴い、地方自治体においてもこれまで以上に、個人情報の管理と適切な活用が求められます。

6. 本町の課題 ～地域の特色を活かしたまちづくり～

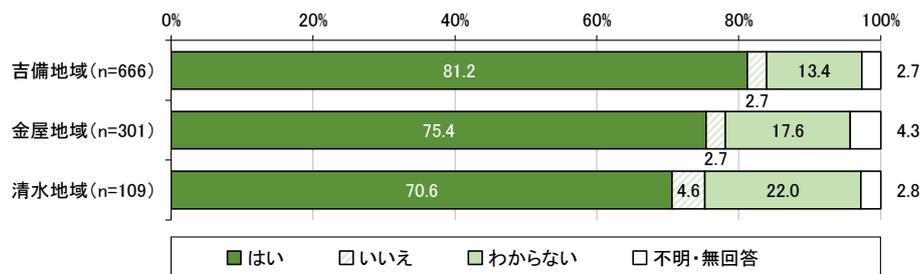
人口の推移を地域別にみると、合併してからの15年を通じて、金屋地域、清水地域の人口が減り、吉備地域の人口が増加しています。特に、清水地域の人口減少の割合が高く、山間部になるほど人口の減少が進んでいることがわかります。また、住民アンケートも地域別で見れば、多くの項目で吉備地域、金屋地域、清水地域の順に「はい」の割合が低くなっています。住民による有田川町の評価としては、吉備地域が高く、金屋地域、清水地域の順に低くなっていると言えます。

合併してからの15年で、3つの地域が均衡ある発展を遂げ、どの地域に住んでいても同じように「これからも有田川町に住みたい」と思えるようなまちづくりを目指してきました。

しかし、全国的な人口減少と少子高齢化は、特に山間部において進行し、有田川町においても例外ではありません。平成27年に策定した「有田川町人口ビジョン」を見てもわかるように、これから先も人口の減少を避けることはできません。

有田川町の各地域が発展するために、吉備・金屋地域を中心とした平野部においては、主に生活環境基盤の整備を進めるなど住みよいまちづくりを進め、金屋・清水地域を中心とした山間部においては、農林業の活性化や多様な観光・交流を促進する地域資源を活かしたまちづくりを進めるなど、これまで以上に、その地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

■ これからも有田川町に住みたいと思うか (地域別)



¹ Internet of Things の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。

² Robotic Process Automation の略称。主に定型作業について、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと。

基本構想

第3章 目指す将来像とまちづくりの基本方針

第1節 目指す将来像

第1次有田川町長期総合計画では、平成18年の合併時における新町づくり計画のテーマを引き継ぎ、「～有田川がつながり、人と自然、山とまち、交流が未来をつむぐ～ きらめき ひろがる有田川」を、新しく誕生した有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定しました。

合併から10年以上が経ち、有田川町としての一体感の醸成が進んできた一方で、人口問題をはじめとする多くの課題を抱え、右肩上がりの成長を前提とした楽天的な将来像を描くことは難しくなっています。少子高齢化への対応や産業振興といった課題についても、一様ではなく、それぞれの地域の実情に応じて多様な問題が生起しています。

合併してからの10年が、3つの町が有田川の流れに沿ってつながり、一つに結ばれるための10年だったとすれば、次の10年は、つながりと交流の深化を図るとともに、一つの町としての新しい流れをつくり出すための10年にしていかなばなりません。第2次有田川町長期総合計画(前期計画)では、平成29年度からの10年に目指す有田川町の将来像を次のように決めました。この目指す有田川町の将来像については、後期計画においても継承することとします。

～川が結び、川が育む、森とまち～

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

高齢者の支援や介護の問題を話し合う寄合をきっかけとして、字単位で介護予防に取り組み始めた集落があります。廃園となった保育所がリノベーション³され、新たな起業の場として、人が集まる場所に生まれ変わりました。想いや課題を共有する人が集まり、問題の解決や新しい活動につなげていく、そんな交流が町のいたるところで活発に行われるようになってきました。

平成27年度から始まった、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして、有田川町では、米国オレゴン州のポートランドから住民参加のまちづくりの手法を学び、実践する取り組みを進めてきました。行政と住民がともに集い、知恵を出し合い、目指す地域やまちの姿を話し合い、交流することで、新しいまちづくりにつなげます。

このような取り組みを通じ、有田川町に住みたいと思う人を増やし、若者が集まるまちをつくるとともに、この町が地方都市の理想のまちづくりの源流となる、そんな有田川町を目指します。

³ 既存の建物に対して、機能・価値の再生のために包括的な改修を行うこと。

第2節 まちづくりの基本姿勢

目指す将来像の達成に向け、有田川町のまちづくりのすべてに共通する基本姿勢として、次の3つを定めます。この基本姿勢を守り、施策を進めていくことが、将来像に少しずつ近づいていくことになると考えます。

○みんなで作る

これからの有田川町は、住民参加のまちづくりをさらに進めていきます。ポートランドから学んだワークショップ等の住民参加の手法を活用し、住民参加で進める取り組みがすでに始まっています。これらを単に計画段階だけの参加に留めるのではなく、その後の施策の実施や施設の活用、取り組みの評価に至るまで、住民とともに進めるまちづくりを広げます。

高齢化と人口減少に伴う福祉ニーズの増大や地域の生活基盤の維持、基幹産業である農林業の活性化等、町の抱える課題は多様かつ深刻であり、行政だけの取り組みですべてを解決することは困難です。また、それぞれの地域・分野ごとに異なる課題があり、求められる資源・支援も異なります。当事者である住民自身の声や主体的な活動を大切にし、ともに課題に取り組んでいくことで、よりよい町のあり方を考え、その実現を目指します。

○まずはやってみる

「どうせできない」、「失敗したらどうする」、「行政の事業にふさわしくない」、そう考えてばかりで何もしなければ、目指す将来像に近づくことはできません。よりよいまちづくりに向けて、できることから、まずはやってみることを大切にしたいと考えます。新しいアイデアや工夫、若者の声を大切に、応援する文化を、役場に、地域に広げます。

国や県、他の自治体がやっているからそれに従うだけではなく、有田川町がまず始める、有田川町から発信するという積極的な姿勢を失わないよう取り組みます。

○世界基準で考える

人口3万人に満たない有田川町が、人口60万人のポートランド市に学べるのか、と言われることもあります。しかし実際に取り組みを進めていくと、そこには多くの共通するまちづくりの課題があり、そのノウハウから学べるものが数多くあることがわかりました。「Think Globally, Act Locally—地球規模で考え、地域で行動する」ということが今こそ必要です。

世界に類のない速度で少子高齢化が進展したわが国において、高齢化率が全国平均をはるかに上回って推移してきた有田川町は、高齢化問題・人口減少問題の世界的先進地でもあります。ポートランドから学んだ私たちのまちづくりを、いつか世界に発信する、そんな大きな志とともに、まちづくりに取り組みます。

第3節 基本指標

1. 将来人口推計

わが国は、少子高齢化の進展により、本格的な人口減少社会を迎えており、有田川町についても例外ではありません。平成27年に策定した「有田川町人口ビジョン」では、人口問題に取り組む各種施策の効果を見込み、2060年(令和42年)の段階で人口の減少幅を約3,000人少なくし、人口2万人以上を目指すことをうたっています。

■有田川町人口ビジョン



「有田川町人口ビジョン」を実現するために、本計画期間中に達成すべき住民基本台帳に基づく将来人口予測は、以下の通りです。

■年齢5区分別人口予測



また、本計画期間中の人口予測に基づく、年齢5区分別人口比の予測は、以下の通りです。

■ 年齢5区分別人口比予測



2. 目標人口

以上の人口予測から、「有田川町人口ビジョン」の達成を実現するための本計画期間中の目標人口を、次のように設定します。

令和3年4月1日人口：26,000人

令和9年4月1日人口：25,000人

人口問題に取り組む「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種プロジェクトの推進や、本計画に基づく住みよいまちづくりを通じ、上記の人口を達成することを本計画の目標とします。

なお、令和3年4月1日時点の人口は、26,050人となり、目標人口を若干上回る推移となっています。

第4章 まちづくりの基本目標

目指す将来像「人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」の実現に向け、まちづくりの分野ごとに基本となる目標を定め、取り組みの方向性を示します。

基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現

保健・医療・福祉の連携の強化と、地域交流の促進を図り、子どもから高齢者や障害のある人をはじめ、住民のだれもが住み慣れた地域社会の中でともに支え合い、助け合いながら健康で安心して暮らせる、心豊かなまちづくりを目指します。

1. 福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実、在宅を含む医療支援体制の整備、介護予防の推進をはじめとする、地域包括ケアシステム⁴の構築を進めます。地域の実情に応じた高齢者支援に地域団体と連携して取り組むとともに、住民相互の交流や支え合い、助け合いの活動を促進します。
- 障害のある人の権利が守られ、教育・就労を通じた社会参加が促進されるよう、障害福祉サービスの充実と合理的配慮の促進を図るとともに、障害のある人の自立を阻む社会的・心理的障壁の除去に取り組めます。
- 住民福祉に対する理解と参加を促進し、地域で助け合い、支え合う関係づくりを進めます。生活困窮世帯の支援やだれもが相談しやすい支援体制の構築に取り組めます。

2. 住民の健康づくりと保健・医療の充実

- 住民一人一人が主体的に自らの健康に関心を持ち、健康な心と体づくりに取り組むことができるよう、各種健(検)診事業・保健事業の充実を図るとともに、自主的な健康維持・介護予防の取り組みを支援します。
- 特に高齢化に伴う医療ニーズの増大への対応と、出産・子育て環境の充実に向け、関係機関との連携を強化して、各種医療費制度や地域医療体制の充実を図ります。
- 乳幼児の健診や発達相談、子ども医療体制の充実、妊娠・出産・子育ての経済的支援等の各種の子育て支援事業を通じ、だれもが安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子育て世代の定住促進に取り組めます。

⁴ 高齢者が住み慣れた地域で最期まで過ごすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みのこと。

基本目標2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化

有田川町の基幹産業である農林業を中心とした産業の活性化に努めるとともに、農林業の後継者の確保と若者にとって魅力ある雇用機会の創出を図ります。

また、有田川町の持つ魅力を最大限に活用した観光・交流施策の拡充に努め、地域の特性を活かした多様な観光・交流機会のあるまちづくりを目指します。

1. 魅力あふれる産業の振興

- 担い手の高齢化の進む農林業の振興と、若者にとって魅力的な雇用の場の確保に向け、高付加価値農林加工品の生産、農林製品のブランド価値の向上や新たな流通システムの構築を支援するとともに、生産基盤整備や営農支援体制の整備、農産物・再生可能エネルギーの地産地消を推進し、新しい時代に対応できる農林業経営の強化に努めます。
- 住民への豊かな消費生活の提供と地域の活気を生み出す商業地域を形成するため、関係機関と連携し、内発型産業の育成や創業支援に取り組むとともに、若年者雇用の促進を図ります。

2. 地域の特性を活かした観光・交流施策の充実

- 有田川町の持つ豊かな自然、名所・旧跡、特産物等の多様な観光資源を活かした観光振興のため、道路や観光施設等の基盤整備と、住民や事業所との連携・協働による観光資源の発掘・開発を進めます。また、より広域な観光ルートを形成するため、周辺市町村との連携を促進します。
- 農林業等の地域資源を活かしたグリーンツーリズム⁵の活性化による、都市農村交流を推進します。田舎暮らし体験等の受け入れ態勢の整備や空き家の有効活用を進め、UIターン⁶の促進を図ります。
- 国の重要文化的景観に選定された「蘭島及び三田・清水の農山村景観」、日本農業遺産に認定された高野・花園・清水地域の「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」や有田地域の「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」等の地域資源を活かし、有田川町をはじめ広域的な観光振興やブランディングを進めます。

⁵ 都市住民が農山村等を訪れ、その自然や文化に触れながら、農林業等の体験や地元の人々との交流を楽しむ滞在型の休暇・余暇活動のこと。

⁶ Uターン、Iターン、Jターンを合わせた言葉で、大都市圏から地方に移住する人の動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のことを指す。

基本目標3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備

有田川町の持つ美しい自然環境の保全に努めるとともに、循環型社会の構築を図り、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを目指します。

地域の実情に応じた生活環境基盤や情報通信基盤の整備を推進し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。また、関係機関と連携して住みよい住宅の確保に努め、転入者の増加を図ります。

1. 美しい自然環境の保全と循環型社会の構築

- 有田川町の豊かな自然環境の保全・活用を推進し、自然と共生するまちづくりを進めるため、住民自らが河川や森林等の自然環境を守る意識の醸成を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 環境への影響を最小限に抑える循環型社会の構築により、よりよい地球環境を次世代へ継承していくため、環境学習やごみの減量化・リサイクル等の啓発活動、環境美化活動を推進します。

2. だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備

- 住民生活において欠かすことのできない住宅環境や情報通信基盤等の生活基盤の整備を引き続き推進します。
- 安全な水を安定して供給する上水道、河川や農業用水の水質保全を図るための下水道の整備を、地域の実情に応じて計画的に推進します。
- 地域の健全な発展と秩序ある整備、美しい景観や快適な生活環境の保全を図るため、市街地、住宅地、農山村等、それぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を進めます。
- 生活の利便性向上や産業の振興等を図るため、広域交通を支える高速道路、地域間を結ぶ幹線道路、地域の生活道路の整備を推進します。また、通学・通勤圏の拡大や観光振興等を図るため、公共交通機関の利便性向上を推進するとともに、公共交通の未整備地域への交通手段の確保を図ります。

3. 安全・安心な暮らしを保障する体制の整備

- 安全・安心な暮らしの確保に向け、消防体制の強化と救助救急体制の整備を進め、住みよい町の形成につなげます。
- 住民組織と連携した防災体制の整備を確立し、大規模災害への備えを強化します。
- 事故や犯罪の少ない安全なまちづくりに向け、防犯、交通安全の取り組みや消費者行政の充実を進めます。

基本目標4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進

未来を担う子どもたち一人一人が、自身の可能性を伸ばし、社会に、世界に通用する力をつけるための基礎としての生きる力を育むことができるよう、子育てしやすい環境づくりと、教育・保育の充実に取り組みます。

多様な学習や文化・スポーツ活動への参加と、それらを通じた豊かな人間関係の構築により、生涯にわたって生き生きとした暮らしを育むことができるよう、学習・スポーツ環境を整備します。

1. 生きる力を育む教育・保育の充実

- 若い世代が子育てしやすい環境の整備に向け、保育サービスや子育て支援の充実に取り組みます。
- 地域の資源を活かした特色ある学校づくりと教育活動の充実を図り、確かな学力の形成に取り組みます。
- 児童・生徒の多様なニーズに対応した教育の推進を図るとともに、適切な教育環境の整備を推進します。
- 家庭・地域の教育力の向上を図り、学校とともに連携して教育に取り組む地域づくりを目指します。

2. 豊かなまちづくりを支える社会教育の推進

- 生きがいのある充実した生活を生涯にわたって送るために、多様な学習機会の提供や図書館サービスの拡大を進め、生涯学習環境の充実に努めます。
- 絵本コンクールや絵本作家を招いての取り組み等を進め、絵本のまちづくりを推進します。
- 一人一人の人権が尊重される社会を実現するための啓発や人材養成に取り組みます。
- 男女がお互いの人格を尊重し、女性が社会のあらゆる分野において社会参画できる環境づくりを進めます。

3. 歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実

- 有田川町が育んできた伝統的な歴史文化を継承し、それらの活動を支援するとともに、史跡・遺跡・文化財等を次代に伝えるために、保存活用に努めます。
- 住民の芸術文化活動を支援するとともに、本物の文化・芸術に触れる機会を提供します。
- 健康で心豊かな生活を送るために、生涯にわたる文化・スポーツ活動の振興に努めるとともに、各種施設の整備充実と有効活用を推進します。

基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり

地域課題の解決や魅力あるまちづくりにおいて、住民参加のさらなる推進に取り組みます。また、地域団体や民間事業所の主体的な活動との連携・協働を推進します。

人口減少社会においても限られた人員や財源を効率的に活用し、健全な行財政の確保と住民サービスの向上に努めます。

1. 住民参加のまちづくりの推進

- 住民参加を踏まえた意思決定や事業実施の手法・ノウハウの研究を進め、住民参加による政策推進や住民主体のまちづくり活動の支援に取り組みます。
- 助け合い・支え合う地域づくりに向け、各種の交流活動を促進するとともに、地域住民活動の支援を行います。
- 姉妹都市・姉妹校連携や、ポートランド特別プロジェクトをはじめとする海外の先進的な取り組みに学ぶ活動の推進により、国際性豊かな人づくりと世界基準でのまちづくりの推進を図ります。

2. 健全な行財政運営の確保

- 行政サービスの利便性・効率性の向上を推進するとともに、町職員の資質の向上を図り、よりよい行政サービスの実現に向けた創意工夫を推進します。
- 多様化する行政課題や地方分権の動向に迅速に対応する行政運営を進めるとともに、柔軟で計画的な財政運営に努め、財政の健全化を推進します。



計画の体系

基本姿勢

みんなで作る・まずはやってみる・世界基準で考える

将来像

人が集い、想いを紡ぎ、
新しい流れをつくるまち
川が結び、
川が育む、
森とまち

総合戦略の推進

“暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現”
女子力アッププロジェクト
地域力アッププロジェクト
魅力アッププロジェクト

基本目標1

だれもが
生き生きと暮らせる
福祉社会の実現

政策
1

福祉サービスの充実と
支え合い・助け合いの促進

政策
2

住民の健康づくりと
保健・医療の充実

基本目標2

地域の特性を
活かした産業・観光
の活性化

政策
3

魅力あふれる
産業の振興

政策
4

地域の特性を活かした
観光・交流施策の充実

基本目標3

自然と共生し、
快適に暮らせる
生活基盤の整備

政策
5

美しい自然環境の保全と
循環型社会の構築

政策
6

だれもが快適に暮らすための
生活環境基盤の整備

政策
7

安全・安心な暮らしを保障する
体制の整備

基本目標4

可能性を伸ばし
まちを豊かにする
教育・学習の推進

政策
8

生きる力を育む
教育・保育の充実

政策
9

豊かなまちづくりを支える
社会教育の推進

政策
10

歴史・文化の保存・振興と
スポーツ活動の充実

基本目標5

住民参加と
さまざまな交流により
開かれたまちづくり

政策
11

住民参加の
まちづくりの推進

政策
12

健全な行財政運営
の確保

※基本目標5は基本目標1～4の全体に通じる町行政のあり方を示しています

第5章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

有田川町では、深刻な人口減少問題への対応の取り組みとして、平成27年に将来の人口目標を定めた「有田川町人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」と言う。)と、人口ビジョンの達成のための取り組みをまとめた「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。同時に、取り組みの一環として「ポートランド特別プロジェクト」をスタートさせ、ポートランド市の住民参加のまちづくりに学ぶ取り組みをはじめました。

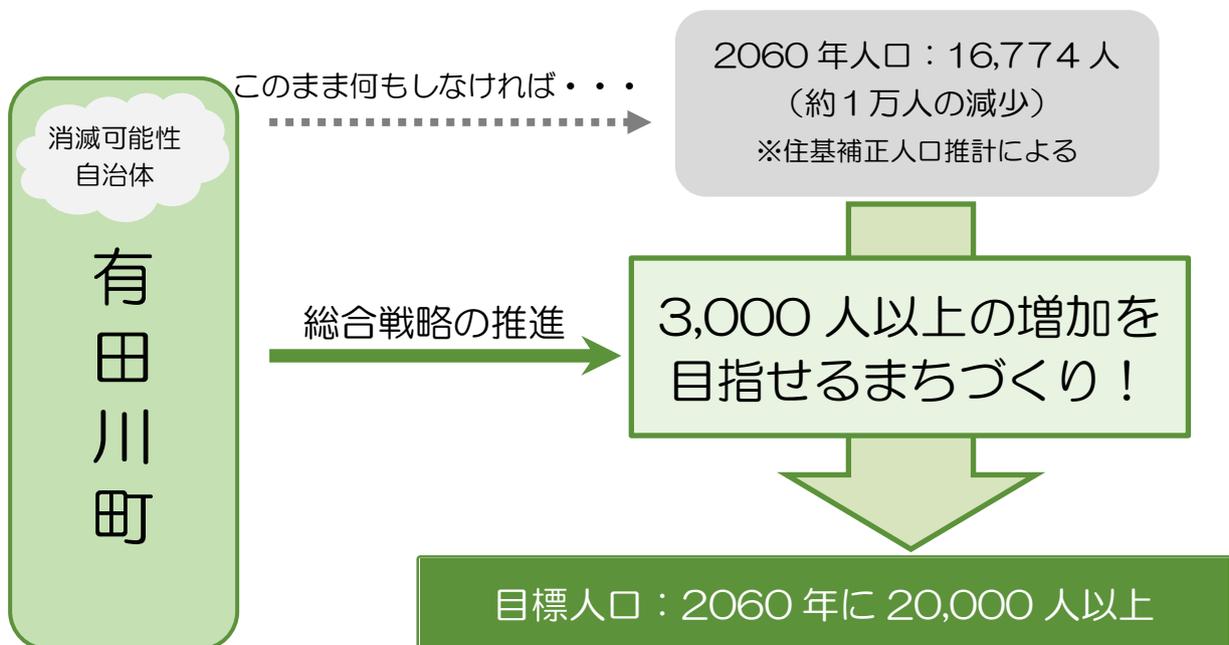
令和2年度には地域の特性を活かした持続的な発展を目指すべく「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」と言う。)を新たに策定しました。

人口問題に取り組む施策をまとめた総合戦略は、これからの本町において特に重点的に推進すべきものです。有田川町では、総合戦略を本計画のリーディングプロジェクトと位置づけ、基本計画において特に重点的に取り組む施策として推進します。

第1節 総合戦略の基本方針

人口ビジョンでは、2060年に町人口を2万人以上とすることを掲げています。この目標人口を達成するために、出生率の向上と純移動(転入人口から転出人口を引いた数値)の改善により、現状から想定される人口から3,000人の上積みを目指します。

■総合戦略の人口目標



第2節 総合戦略が目指すまちの将来像

有田川町の人口を維持するとともにさらなる発展と活性化を期して、目指すまちの将来像を次のように構想します。単に住みやすいというだけではなく、若者がひきつけられる、個性的で魅力的なまちの形成を目指します。

暮らして楽しい、おもしろい有田川町の実現

※「おもしろい」は「おもしろい」を意味するまちの方言

第3節 総合戦略の重点プロジェクト

このようなまちづくりを進めるうえで、総合戦略では次の3つの重点プロジェクトを推進します。

女性が住みたいまちづくりー女子カアアッププロジェクト

有田川町の人口減少の要因は、若者が町を離れてしまうことと、生まれてくる子どもの数が少なくなっていることです。特に若年女性の減少は、町人口の減少に直結する課題です。若者が生き生きと暮らし、働き、子どもを産み育てることのできる環境づくりを、特に女性が住みたいまちづくりという視点から進めることで、だれもが生き生きと生活できるまちの創造を目指します。

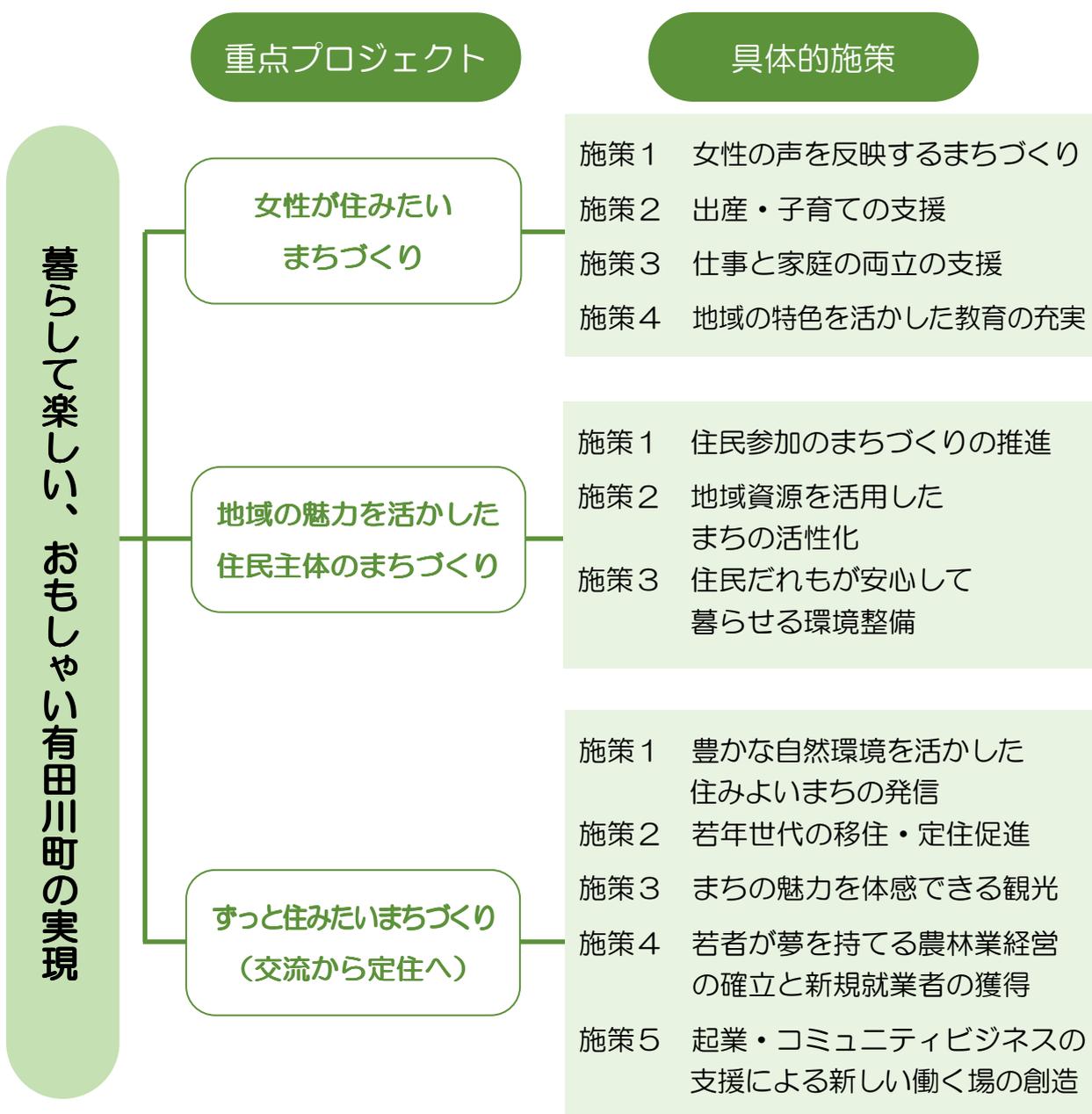
地域の魅力を活かした住民主体のまちづくりー地域カアアッププロジェクト

有田川の流れに沿って、吉備、金屋、清水の3町が合併して誕生した有田川町には、鉄道や幹線道路が走り交通の要衝となっている地域、ミカンを中心とした農業の盛んな地域、自然豊かな山間地域等、さまざまに特色のある地域が存在しており、少子高齢化や人口減少に伴う課題も一様ではありません。地域の活性化や課題の解決に取り組むためには、それぞれの地域の特色や資源を生かすとともに、それぞれの地域の住民自身の声が反映された施策を進めることが不可欠です。地域の魅力を活かした住民主体の施策を展開することで、将来に希望の持てるまちづくりを目指します。

ずっと住みたいまちづくり（交流から定住へ）—魅力アッププロジェクト

自然に恵まれた豊かな環境を活かした取り組みや、町の魅力の積極的な発信を進め、多くの人に有田川町を知ってもらうことで、この町に住みたいと思う人を増やすことを目指します。就労の場の確保や住まいの環境の整備を通じて、希望する人が定住できる環境を整えることで、町で生まれ育った若者が戻ってきたいと思い、都会で暮らす人がこんな町に住んでみたいと思えるような魅力あるまちの創造を目指します。

■有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略施策体系図



第4節 総合戦略策定の基本姿勢

有田川町では、第1期総合戦略の策定にあたり、これからの町行政の担い手である39歳以下の若い世代の職員が中心となり、計画づくりを進めてきました。今回の第2期総合戦略策定も新たなチームを結成し、39歳以下の若い町職員が中心となって取り組みました。これからのまちづくりのあり方を考え、アイデアを出し合い、ポートランド市の取り組みにも学ぶ中で、総合戦略の策定にあたっての職員の思いを、「はじめに」としてまとめました。この思いは、本計画の推進においても同じように共有されるものと考え、ここに再録します。

■総合戦略「はじめに」より

○有田川町は、消滅可能性自治体と言われ5年が経過。
2040年までに20歳から39歳の若年女性の数が半分以上に減ってしまうことが予測される自治体が、いま「消滅可能性自治体」と呼ばれています。有田川町は、まぎれもなくその一つです。5年が経過した今も、人口減少は、厳しい状況に変わりありません。
このことから人口減少社会に適切に対応し、まちの発展を支えていくための次の5年間の戦略として、本町が持っている自然や歴史・文化的な地域特有の資源を活用し、「有田川町」ならではの個性と魅力を高め、賑わいと交流を創出するとともに、住み心地の良い魅力あふれるまちを創出し、「女性が住みたい」、「地域の魅力を活かした住民主体」、「ずっと住みたい」まちとして、地域の特性を活かした持続的な発展を目指すべく「第2期有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

○若い力が、暮らしたいまちを創る
第1期総合戦略策定において、有田川町では、人口問題に取り組むこの総合戦略の策定のため、39歳以下の若い町職員が中心となって、現状をみつめ、自分たちの将来の仕事イメージしながら、アイデアを出し合い、計画を作りました。人口の減少は、20年、30年先の町を担う、若い世代が人口減少問題を肌で感じつつ、将来像を描かなければなりません。今回の第2期総合戦略策定も新たなチームを結成し、39歳以下の若い町職員が中心となって取り組んでいます。

○女性が住みたいまちを創る、女性にとって魅力的なまちを創る
第1期総合戦略に人口減少問題に取り組むプロジェクトの第一に、私たちは「女性が住みたいまちづくり」を掲げました。その施策として、若い女性を引き付けるまちづくりをするに当たり、若い女性の集まり「女子会」が「shiyola」という名の有田川町ハンドブックを作りました。女性目線の、女性に対しての有田川町ハンドブックはおおきな反響を呼びました。町外に向けられている目線をもっと町内に向けられるように、有田川町内を楽しんでもらえたらという思いで作成されました。「女性が住みたいまちづくり」は、第2期総合戦略にも引き続き重点プロジェクトとして進めていきます。

○あなたの力が、活力と特色のある地域を創る
これまで、これからも行政だけで出来ることは、多くありません。第1期総合戦略時にスタートさせた住民主体のまちづくりは、住民参加のまちづくりプロジェクトです。第1期の総合戦略の有田川町の取り組みとして、ポートランド市のまちづくりに学ぶ特別プロジェクトを進めました。そして、旧田殿保育所の廃園保育所リノベーション整備事業へと繋がり、まちのリヴィングルームとして新たな施設として生まれ変わりました。

そしてこのプロジェクトをきっかけとして、まちづくりを考える若い世代のいくつかのグループが生まれ、様々な活動が行われています。

こうした新しい種を、もっと、もっと大きく育てていかなければなりません。引き続き、有田川町のまちづくりは、町民の皆さんとともに、課題を共有し、共に考え、共に汗を流して、進めていかなければならないと考えています。

この総合戦略を大きく発展させていくのは、このまちに暮らす皆さんとの共同作業でなければできないことです。

○「できることから、まずやってみる」の精神は継続へ！
「とにかくやってみること、こんなことできないだろうかと投げかけ、少しでも実現のために努力すること、そしてうまくいかなかったら次の取り組みを考え実行する。何をすべきかを考えるだけでなく、まずやってみる、行動するところから始めたい。」

この考えを念頭に第1期の総合戦略をスタートさせました。「まずやってみる」を大事にし、本町の個性と魅力を高め、賑わいと交流を創出するとともに、住み心地の良い魅力あふれるまちを創出し、地域の特性を活かした持続的な発展を目指すため、総合戦略を策定します。

○有田川町はもう動き出しています
有田川町には、「子ども・子育て支援」「健康づくり」「安心・安全な暮らしの確保」「産業の振興」「雇用機会の創出」「地域公共交通」「PR(情報発信)の強化」「小中学校施設等公共施設の老朽化」「安定した行財政運営」などなどまちづくりの主要課題が数多くあります。

しかし、地域の特性を活かした持続的な発展をめざすべく、有田川町の“おもちゃい”まちづくりは、未来の日本に、そして世界に発信していく価値のあるものになっていくと、私たちは信じています。

これからの有田川町を共に創っていきませんか！？
あなたの力が必要です！！

基本計画

SDGsについて

SDGsは、平成27年の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。17の目標、169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標です。

本町においても、各施策において、17の目標を意識した取り組みの推進を図ります。

【17の目標】

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1：貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2：飢餓をゼロに 食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11：住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12：つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4：質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13：気候変動に具体的な検討を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5：ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14：海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6：安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15：陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護・回復及び持続可能な利用の推進、森林・土地の持続可能な管理</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに 持続可能で近代的なエネルギーを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16：平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進し、技術革新の拡大を図る</p>		

基本目標1 だれもが生き生きと暮らせる福祉社会の実現

政策1

福祉サービスの充実と支え合い・助け合いの促進

政策の目標

福祉サービスの充実と、地域交流の促進を図り、子どもから高齢者や障害のある人をはじめ、住民のだれもが住み慣れた地域社会の中でともに支え合い、助け合いながら健康で安心して暮らせる、心豊かなまちづくりを目指します。

動向と課題

ニーズに応じた介護サービスや障害福祉サービス、各種支援体制の充実を図るとともに、住民同士が支え合い、助け合うことのできる地域づくりが必要です。

要支援・要介護認定者数の動向



(介護保険事業状況報告)

・要支援・要介護認定者数は、高齢化の進展を背景として増加が続いていましたが、平成27年の1,726人をピークに減少傾向となっています。

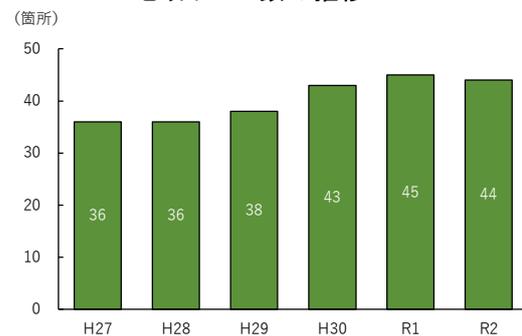
障害者手帳所持者数の推移



(やすらぎ福祉課)

・身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

地域サロン数の推移



(やすらぎ福祉課)

・サロン数は増加傾向で推移しており、令和2年には44箇所となっています。

施策1 高齢者福祉の充実

基本事業1 高齢者福祉・介護サービスの充実

- ①地域包括ケアシステムの充実に向け、地域包括支援センターを中心に、介護サービスの充実と地域間格差の解消を図り、自分が希望する住み慣れた地域で暮らすことのできる体制の整備を進めます。
- ②医療と介護の連携の促進や高齢者世帯の生活支援体制の整備を進めます。

主な取り組み ■地域ケア会議 ■介護予防・日常生活支援総合事業

基本事業2 介護予防と健康づくりの推進

- ①健康寿命の延伸に向け、地域に密着した介護予防教室や健康教室の充実を図り、自主的な介護予防活動を促進します。
- ②介護予防活動への参加に向け、山間部での交通手段の確保に向けた取り組みを関係機関との連携の下、検討します。

主な取り組み ■和歌山シニアエクササイズ ■いきいき100歳体操、高齢者世帯訪問事業

基本事業3 高齢者の社会参加の促進

- ①老人クラブやシルバー人材センターと連携し、高齢者の社会参加や雇用機会創出に努めます。
- ②関係機関との連携の下、デマンドタクシー⁷やライドシェア特区⁸等、移動手段の確保について検討します。

主な取り組み ■地域拠点整備事業 ■コミュニティバス・路線バスの運行支援
■老人クラブやシルバー人材センターへの助成

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らせると感じている住民の割合	%	33	41	45

住民参加に向けて 地域で困っていることについて、解決の方策を話し合うまちづくりの協議体に、地域のリーダーや事業者・ボランティア等の幅広い参加を呼びかけ、住民主体の支え合い・助け合いの仕組みづくりを進めます。

関連計画 ・有田川町高齢者福祉計画 ・有田川町介護保険事業計画
・有田川町地域福祉計画

⁷ 既存のタクシーを利用して、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。

⁸ 住民の自家用車による有料のライドシェア（相乗り）の規制緩和が行われる国家戦略特区。

施策2

障害者(児)福祉の充実

基本事業1

障害のある人の生活支援

- ①障害のある人が地域で自立し、豊かな生活を実現できるよう、それぞれの生活状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、包括的な相談支援体制を強化します。
- ②地域生活の拠点となるグループホームの設置等、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備を進めます。

主な取り組み

- 障害福祉サービス、地域生活支援事業の実施
- 相談支援の充実
- グループホーム等の住まいの場の充実

基本事業2

障害のある人の社会参加の促進

- ①障害者差別解消法や合理的配慮の提供、法定雇用率の達成等について、事業者への啓発・情報提供を進め、障害のある人の就労機会の拡大を図ります。
- ②障害のある人またはその家族等の活動を支援するとともに、障害の有無に関わらず文化芸術活動やスポーツ活動等に参加できるような環境づくりに取り組みます。

主な取り組み

- 障害者優先調達推進法の推進
- 身体障害者福祉連盟及び障害児者父母の会への支援
- 障害に対する理解の促進
- 障害のある人の文化芸術活動、スポーツ活動等の推進

基本事業3

社会的障壁の除去・軽減

- ①障害や障害のある人の権利に関する広範な理解の促進に取り組むとともに、地域における参加・交流活動の支援を行います。
- ②ユニバーサルデザイン⁹や公共施設におけるバリアフリーの拡大に努めます。

主な取り組み

- 手話通訳者の派遣事業
- 手話講習会の実施
- 障害者等用駐車区画の利用証制度
- やすらぎふれあいフェスタの開催
- 災害時における要配慮者の情報共有・支援計画の策定

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録人数	人	1,201	1,205	1,250

住民参加に向けて	障害の有無に関わらずともに生きる地域社会の形成に向け、障害に対する正しい理解を深めるとともに、住民自身の活動を促進します。また、障害のある人自身の自己決定の尊重や社会参加の促進に取り組み、施策・サービスへの当事者のニーズ・意見の反映に努めます。
----------	--

関連計画	・有田川町障害者計画	・有田川町障害福祉計画及び障害児福祉計画
------	------------	----------------------

⁹ 障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、さまざまな人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

施策3 地域福祉の充実

基本事業1 地域福祉ネットワークの確立

- ①地域住民の交流の場であるサロンの立ち上げと運営の充実を支援し、民生委員、児童委員を中心に自治会、老人クラブ、社会福祉協議会が連携する体制の確立を進めます。
- ②住民主体の地域福祉活動を進めるために、人材の育成を図ります。

主な取り組み ■地域サロンの立ち上げ支援 ■介護予防サポーター・認知症サポーターの養成
 ■地域福祉ネットワークの連携体制強化 ■成年後見制度の利用促進・啓発

基本事業2 地域福祉社会の形成

- ①地域福祉に対する理解と地域福祉活動への参加を促進し、地域で助け合い、支え合う関係づくりを進めます。
- ②ボランティア活動や公民館での交流会等、身近でだれもが気軽に利用できる場づくりを通じ、子どもから高齢者まで、互いに交流し、つながりを育むことを支援します。

主な取り組み ■各種ボランティア団体・サロン・福祉ふれあいの場づくり
 ■町の広報誌やホームページによる情報発信

基本事業3 生活困窮者の自立支援

- ①生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関の連携を密にし、生活困窮世帯の把握・相談を行います。
- ②関係機関と連携した就労支援等に取り組み、生活困窮世帯の自立を支援します。

主な取り組み ■制度の周知と専門機関につなぐための相談しやすい窓口づくり

基本事業4 多様な相談への取り組み

- ①複合的な課題を抱える人や制度の狭間の問題に対して、多分野・多機関にわたる相談支援機関等の連携体制の充実を図り、住民福祉の向上及び利用者の利便性の向上に努めます。

主な取り組み ■多機関の協働による包括的支援体制構築事業への取り組み

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らせると感じている住民の割合	%	33	41	45

住民参加に向けて 地域住民相互の助け合い・支え合いの意識や関係づくりの醸成に向け、サロンの立ち上げや相互交流の機会づくりを支援します。自主的な地域福祉活動の活性化に向け、人材の養成や活動場所の整備等を進めます。

関連計画 ・有田川町地域福祉計画 ・有田圏域いのち支えあいプラン

政策2

住民の健康づくりと保健・医療の充実

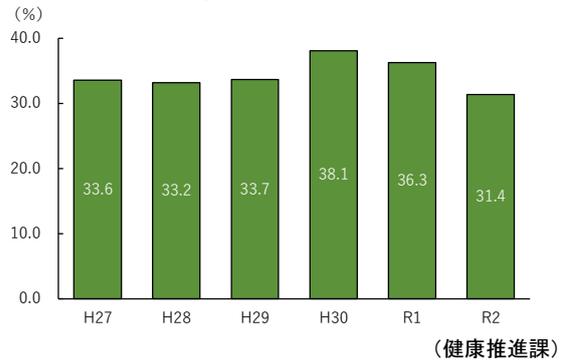
政策の目標

住民の健康づくりの支援や疾病予防を進めることで、健康寿命の延伸を目指します。地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実を図るとともに、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。

動向と課題

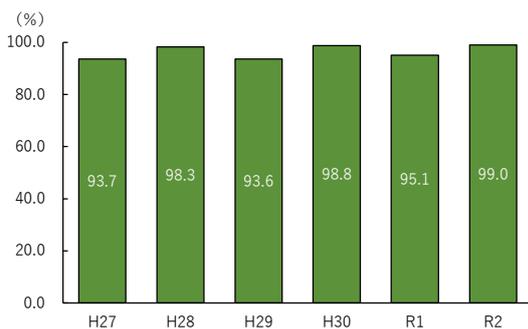
だれもが健康に暮らせるまちづくりに向けて、健診の受診率向上を図るとともに、適切な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制の充実が必要です。また、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援の充実が求められています。

特定健康診査受診率の動向



・特定健康診査の受診率は平成30年をピークに減少しており、令和2年は31.4%となっています。

定期予防接種率の推移



(健康推進課)

・個別通知制の実施により、直近3か年では95%以上の実施率となっています。

国民健康保険の状況



・人口減少等により保険給付費、被保険者数ともに減少しています。

施策4

健康の保持・増進

基本事業1

健診・検診の充実

- ①健診・検診対象者への積極的な働きかけによる受診率の向上に努め、生活習慣病等の予防や、各種がん検診による予防・早期治療等により、住民の疾病予防と健康づくりを推進します。

主な取り組み ■各地域での集団検診 ■電話や訪問による特定保健指導

基本事業2

健康づくりの支援

- ①健診結果に基づく保健師・栄養士による個別事後指導や、運動教室、栄養教室等の各種教室の開催を通じ、住民の健康づくりを支援し、意識の向上を図ります。
- ②各種団体、健康推進員と連携し、健康づくり組織とリーダーの育成支援を図ります。
- ③心のケアについて、ゲートキーパー¹⁰養成講座等の開設による理解の促進と、相談・支援の体制強化に努めます。

主な取り組み ■保健師・栄養士による個別事後指導 ■エクササイズ運動教室
■栄養士と食生活改善推進協議会による栄養指導 ■ゲートキーパー養成講座

基本事業3

感染対策の推進

- ①感染症の防止につながる定期予防接種について、個別通知の実施や教育機関との連携により、引き続き接種率の向上・維持に努めます。
- ②各種のワクチン接種費用について、効果やニーズを考慮した上で助成を行います。
- ③感染症への対応に向けた体制整備を図ります。

主な取り組み ■定期予防接種の実施 ■小児及び高齢者インフルエンザ予防接種費用の助成

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
特定健康診査受診率	%	33	31	40

住民参加に
向けて 各種団体(食生活改善推進協議会、母子保健推進員会等)と健康推進員、保健師、栄養士等により、地域の健康づくり組織とリーダーの育成活動支援を図ります。

関連計画

- ・有田川町特定健康診査等実施計画
- ・有田川町健康増進計画
- ・有田川町国民健康保険保健事業実施計画
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・有田圏域いのち支えあいプラン

¹⁰ 悩んでいる人に気づき、声をかけて話しを聞き、必要な支援につなげ、見守る等の適切な対応ができる人のこと。

施策5 地域医療体制の充実

基本事業1

医療体制の充実

- ①広域的な医療機関の相互連携による、医療体制の充実を促進します。
- ②医療体制の拡充のため、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保に努めます。
- ③近隣自治体、医療機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。

主な取り組み ■有田医師会との連携 ■救急医療情報システムへの加入

基本事業2

医療保険・医療費助成の推進

- ①国民健康保険被保険者に特定健診、人間ドックの受診の勧奨を行い受診率の向上を図ります。
- ②国民健康保険制度の適正な運営を図り、疾病予防による医療費の抑制に努めます。
- ③各種医療費助成制度の運用により、家庭での医療費負担の軽減を図ります。

主な取り組み ■人間ドック等への助成 ■特定健康診査受診券の交付 ■受診案内の強化
 ■ジェネリック医薬品の推奨等による医療費抑制の推進
 ■子ども医療制度による医療費の負担軽減の拡充

基本事業3

在宅医療・介護連携の推進

- ①在宅医療サポートセンターを立ち上げ、入院から在宅療養への移行を支援します。
- ②医療機関と保健・福祉の連携強化を推進します。

主な取り組み ■在宅医療・介護連携推進事業

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
医療の体制が充実していると感じている住民の割合	%	32	43	50

住民参加に向けて

町民ニーズの高い医療体制の充実について、引き続き整備の推進に取り組めます。地域包括ケアシステムの充実に向け、家庭や地域の状況に応じた在宅療養が可能となるよう、医療と福祉の連携及び地域の支援体制の構築を進めます。

関連計画

・有田川町国民健康保険保健事業実施計画

施策6

子どもを産み育てやすい環境づくり

基本事業1

妊娠・出産・子育ての支援

- ①母子健康手帳の交付時の保健師による聞き取り、妊婦健康診査への費用補助、赤ちゃん訪問をはじめとした相談事業、健康診査の実施に引き続き取り組みます。
- ②子どもの発達の状況に応じた相談や支援の充実を図ります。
- ③子育て世代包括支援センターを中心として、関係機関との連携の下、切れ目ない支援に向けた体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

主な取り組み

- 出産祝金事業 ■第3子以降出産祝金事業 ■こんにちは赤ちゃん訪問
- 育児用品等購入費助成事業 ■子育て世代包括支援センターによる支援
- 母子保健医療ネットワーク会議における関係機関との協議 ■産後ケアの実施

基本事業2

子どもの医療体制の充実

- ①子ども医療制度の充実により、子育て世帯の医療負担の軽減を図ります。
- ②定期予防接種対象者への通知を徹底し、接種率の維持・向上を図ります。
- ③小児インフルエンザワクチンの接種費用の助成等、必要な支援と啓発を推進します。
- ④安心して出産できる環境の維持のため、近隣自治体と連携して産婦人科医の確保に努めます。

主な取り組み

- 有田川町小児インフルエンザ予防接種助成事業 ■乳幼児・子ども医療費の助成
- 定期予防接種受診の啓蒙 ■産科医の確保

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
母子健康手帳発行数(過去3年平均)	-	200	211	200

住民参加に向けて

家庭や地域で子どもの問題が発生するのを予防するため、NPO団体と連携した子育て支援プログラムを実施しています。引き続き、子育てグループの活動支援等、住民の自主的な活動を支援します。

関連計画

・有田川町子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策特定事業主行動計画



基本目標2 地域の特性を活かした産業・観光の活性化

政策3

魅力あふれる産業の振興

政策の目標

有田川町の農林業の活性化を図り、若い世代が夢を持って従事することのできる産業化を進めます。商工業の振興を、創業の支援を含めて推進し、人口問題の鍵となる働く場の確保と若年者雇用の促進を図ります。

動向と課題

農林業従事者の減少と高齢化による担い手育成が大きな課題となっています。また、引き続き働く場の確保を進めるとともに、地域課題解決に向けたコミュニティ活動の推進等が必要です。

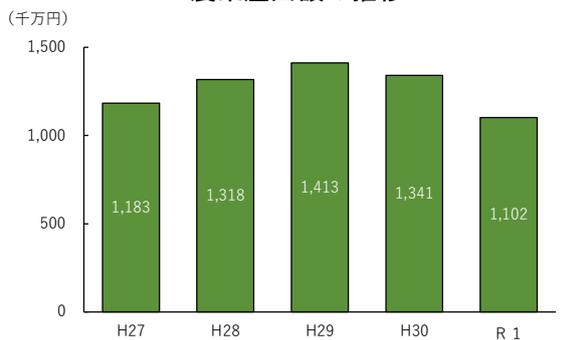
農林業従事者数の推移



(国勢調査)

・依然として、農林業従事者数の減少が続いており、担い手づくり・後継者育成が喫緊の課題となっています。

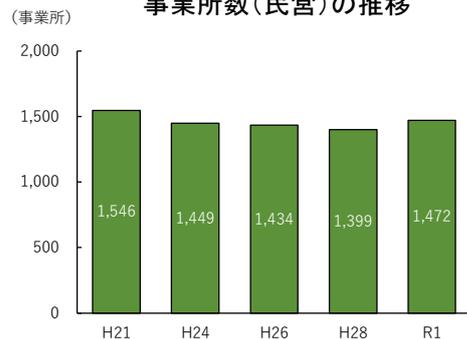
農業産出額の推移



(市町村別統計検討協議会)

・町の基幹産業でもある農業の産出額は平成29年を境に減少しています。

事業所数(民営)の推移



(経済センサス)

※R1から調査手法が変更になったため、R1の値は参考値。

・町内の事業所数(民営)は平成21年から平成28年にかけて減少しています。

施策7

農業の振興—農業基盤の強化

基本事業1

農業生産基盤の整備

- ①農業収益の向上と営農労力の軽減のため、営農施設の整備や ICT¹¹の活用、優良品種・新規作物の導入、品質向上等の支援を行います。
- ②地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の環境保全型農業を推進します。

主な取り組み

- 農道・ほ場整備 ■近代化施設・機械の導入・優良品種への改植等補助事業
- 高品質な農産物の生産と労働環境の改善 ■有機農法への取り組み補助
- 営農労力の軽減や品質向上のための研修会の開催

基本事業2

農業経営・生産体制の強化

- ①農地の有効利用及び総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化等を促進します。
- ②遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取り組みを推進します。
- ③有害鳥獣の捕獲や被害防止のための施設の設置等、農作物被害を減らすための取り組みを推進します。

主な取り組み

- 担い手への優良農地集積の推進 ■農地パトロールによる耕作放棄地の活用促進
- 有害鳥獣駆除や防護柵の設置等農作物の被害削減対策
- 農業経営サポートセンターを活用した法人化による事業の拡大
- 従業員雇用や経営診断等のサポートの実施 ■遊休農地の再生化

基本事業3

農業の担い手の育成・確保

- ①農家の後継者を含め、若者の移住・定住と新規就農者・農業生産法人等への支援を行い、担い手の育成・確保を推進します。

主な取り組み

- 若者の新規就農者の研修時や経営初期の収入の確保
- 新規就農者の受け入れ体制の拡充

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
新規就農者数 (H27年度は新規若年就農者数)	人	7 (新規若年就農者数)	15	15

住民参加に向けて

有田川町の農業振興について、農業協同組合、農業士会等の関係団体と連携して取り組みます。若者が働きたいと思える農業環境を整備し、農業従事者の若返りと農業所得の向上に向け取り組みます。

関連計画

- ・果樹産地構造改革計画
- ・有田川町鳥獣被害防止計画
- ・有田川町産業振興促進計画

¹¹ Information and Communication Technology の略称。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。

施策8

農業の振興—販売・流通の促進

基本事業1

付加価値の高い農産物づくりの推進

- ①「有田みかん」をはじめとする地域農産物のブランドを創りあげ、有利販売を実現させることで農家所得の向上を図り、地域全体の生産力増強に向けた取り組みを行います。
- ②個性化商品の生産拡大を推進し、販売金額の維持拡大とともに産地全体のブランド力の強化を図ります。
- ③付加価値が高く、高品質な農産物の生産拡大を推進するとともに、関係機関と連携し、積極的に県内外へのPR活動に努めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■地理的表示保護制度を活用したブランド化の推進 ■低農薬栽培等の環境に配慮したエコ農業の推進 ■大学や民間企業との連携、ホームページやSNSの活用による地域ブランドの強化
--------	---

基本事業2

農産物の加工販売・流通の促進

- ①地元農産物の生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を支援します。
- ②インターネットやアンテナショップ等を通じて、地元農産物の販売促進と消費者が求める商品の開発を支援します。
- ③食の安全について消費者への情報提供や生産者への啓発に努めるとともに、地産地消に取り組み、地元食材の利用を推進します。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■産地にバイヤー・消費者等を迎えての消費者が求める商品の開発 ■ぶどう山椒や菊芋を使った商品の開発 ■県のアンテナショップにおける販売促進 ■地元農産物を使ったオリジナルレシピの募集と町内飲食店による再現・提供の実施
--------	---

成果指標	単位	前期計画 平成26年度	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
農業生産額	億円	105	110	110

住民参加に向けて	若い農業後継者や生産者による加工販売について、農業者、加工業者、バイヤー等の関係者が一堂に会して消費者が求める商品の開発を積極的に取り組みます。
----------	--

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹産地構造改革計画 ・有田川町6次産業化ブランドデザイン ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
------	---

施策9

林業の振興

基本事業1

林業生産基盤の整備と担い手の確保

- ①作業の効率化と生産コストの低減を図るため、林道、作業道の整備を推進します。
- ②森林施業の受託拡大を推進するとともに、担い手の育成・確保、技術の習得を図るなど積極的に後継者育成を推進します。

- 主な取り組み
- 作業効率とコスト削減を目的とする高性能機械の導入や作業道整備等への補助
 - 新規就業者の通年雇用化を図るための新たな林業従事者奨励金の推進

基本事業2

林産物の加工販売、流通の促進

- ①公共事業、建築用材及び木材加工製品への活用等、有田川町産材の利用促進に向け、関係機関と連携して取り組みます。
- ②町産材の安定供給に向けた取り組みを行います。

- 主な取り組み
- 正確な森林資源の把握と素材生産活動の拡大
 - 町内における町産材の流通を目的とした有田川町産材認証システムの構築
 - 有田川町産材利用住宅支援事業

基本事業3

森林の多面的利用の促進

- ①地球温暖化の防止や有田川の水源林として水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努めます。
- ②間伐による森林整備を効果的に行えるよう、搬出間伐の増加につながる取り組みを推進します。
- ③森林資源の活用促進による森林環境の保全、地球温暖化防止及び環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの促進が図られるよう取り組みます。

- 主な取り組み
- 有田川町間伐等実施事業
 - 有田川町搬出間伐推進協議会
 - 間伐等の森林整備の実施
 - 木質バイオマス発電所用の未利用材の搬出経費に対する補助の実施

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
農林道の整備や施設の近代化など、十分な基盤整備が行われていると感じている住民の割合	%	13	13	20

住民参加に向けて

間伐材をはじめとする森林資源の有効利用の促進に向け、有田川林業活性化協議会、有田川木質バイオマス供給協議会等の関係機関において、今後の林業のあり方を検討するとともに、事業者の主体的な取り組みを支援します。

関連計画

・有田川町森林整備計画

施策 10 商工業の活性化支援と地域課題への対応

基本事業 1 地域事業者への積極的支援

- ①商工会等と連携し、町内事業所への訪問活動を行うなど、ニーズや困りごとを把握しながら、事業活動への支援を積極的に行います。
- ②地域の特産物を活用するなど、まちの魅力を発信できる新たな商品開発や既存商品の改良を支援します。
- ③円滑な事業運営が維持できるよう、セーフティネット保証や利子補給等、各種制度資金等の相談を行います。

主な取り組み ■地域商工業の育成・支援事業 ■セーフティネット保証制度
 ■商工会販路拡大支援事業 ■商工会人材育成事業 ■町特産物開発奨励補助金
 ■商品ブラッシュアップ促進補助金

基本事業 2 地域課題解決に向けたコミュニティ活動と起業支援

- ①空き店舗や空き家を活用した新しいビジネスの創出や事業継承について、関係機関との連携の下、支援を行います。
- ②地域住民や事業者が主体的に地域の課題に取り組むコミュニティビジネスの育成や起業に対する支援を行います。
- ③農林業や商工業、観光業等、地域事業者の連携・協業による事業活動を支援し、地域の活性化につなげます。

主な取り組み ■起業支援事業補助金・空き店舗等活用推進事業補助金等の創業支援事業

基本事業 3 労働力の確保と勤労者福祉の充実

- ①若者の就職支援を図りつつ、町内事業者の紹介・PR等、認知度向上・労働力確保のための支援を行います。
- ②町内の企業や事業所におけるワーク・ライフ・バランス¹²が向上するよう、国や県とともに働きかけを行います。
- ③労働環境や労働条件の改善に向け、国・県と連携した総合的な取り組みを進めます。

主な取り組み ■立地企業等連絡協議会の運営 ■企業訪問によるフォローアップ活動

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
就労の場が確保されていると感じている住民の割合	%	4	9	15

住民参加に向けて 商工会等の関係団体と連携した取り組みをはじめとして、民間事業所の経済活動の活性化を図ります。地域の特色を活かした産業やコミュニティビジネスの支援に積極的に取り組みます。

関連計画 ・創業支援事業計画 ・有田川町過疎地域持続的発展市町村計画

¹² だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、さまざまな活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

政策4

地域の特性を活かした観光・交流施策の充実

政策の目標

有田川町の豊かな自然や農林業を活かした観光の振興を推進します。観光やグリーンツーリズム等を通じた有田川町の魅力発信を充実させ、UIJターンの促進につなげることで、交流から定住への新しい人の流れをつくることを目指します。

動向と課題

地域資源を活かした観光振興を進めていくとともに、田園回帰の動きを受けたまちの魅力創出、移住・定住促進を進めていくことが必要です。

有田川町観光入込客数の推移



(和歌山県観光統計調査)

- ・日帰り客数、宿泊客数ともに減少傾向で推移しています。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日帰り客数、宿泊客数ともに大きく減少しています。

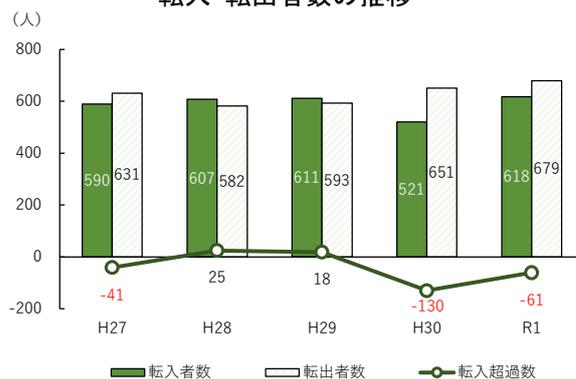
起業・ビジネス立ち上げ支援件数の推移

	H27~R1	R2
起業・ビジネス立ち上げ支援件数	10	4

(商工観光課)

- ・起業・ビジネスの立ち上げ支援件数は、令和2年度で4件となっており、「有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、今後も支援の推進を図ります。

転入・転出者数の推移



(住民基本台帳人口移動報告)

- ・転出者数は平成29年以降増加し、直近2年間の転入超過数はマイナスとなっています。

施策 11

観光業の振興と関係人口の創出

基本事業 1

観光基盤の整備とイメージ戦略

- ①生活交通対策と併せ、二次交通をはじめとする移動手段の充実を図ります。
- ②統一感のある観光看板やマップ、パンフレット類の制作・更新を順次進め、観光客の利便性向上とイメージアップを図ります。
- ③2つの日本農業遺産認定を契機とした、有田地域及び高野山を含む周辺地域の連携を図り、地域全体のブランディングを進めます。

主な取り組み

- 観光パンフレットの作成 ■観光看板の設置 ■観光案内所の運営
- 観光コンテンツの町ホームページ・観光サイトへの掲載
- ありだ広域交流協議会による広域的な観光施策の取り組み

基本事業 2

地域資源を活かした観光まちづくり

- ①豊かな自然環境や歴史、文化、温泉、体験等、地域資源を活かした住民協働の周遊観光づくりに取り組みます。
- ②観光ガイドや語り部等の掘り起こしと育成・支援を行い、地域住民が主体となる受け入れ態勢の構築を図ります。

主な取り組み

- 地域の観光資源を連携させた周遊ルートの形成
- 有田地域の関係団体との連携による事業の実施
- 観光ボランティアや語り部等の育成 ■しみず温泉リニューアル事業

基本事業 3

観光誘客の推進とファンづくり

- ①Instagram や Facebook 等の SNS を活用し、フォロワー参加型の企画と情報発信を行い、有田川町のファンづくりを進めます。
- ②体験型観光やインバウンド¹³の受け入れに向けた体制づくりと地域の環境整備を推進します。

主な取り組み

- Instagram を活用した観光や飲食店情報等の発信

成果指標	単位	前期計画 平成 27 年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
観光業に自然環境や史跡などが活かされていると感じている住民の割合	%	16	20	30

住民参加に向けて

観光誘客に向けたまちおこしやイベント等が、住民・事業者主体の継続的・自立的な活動となるよう、地域の自主的な取り組みを支援し、交流人口の増加によるまちの活性化を図ります。

関連計画

・有田川町過疎地域持続的発展市町村計画

¹³ 外国人旅行者を自国へ誘致する動きや訪日外国人旅行のこと。

施策 12

関係性の深化と移住・定住の促進

基本事業 1

グリーンツーリズムによる交流・関係人口の創出

- ①農林漁業等の田舎体験を通じ、単なる観光に留まらない、地域住民との交流による関係性の深化に取り組みます。
- ②農家民泊の開業支援や、体験受入農家・体験ガイド・語り部等の掘り起こしと育成・支援を行います。
- ③大学等教育機関による地域連携事業や企業の社会貢献活動等を地域が主体となって誘致し、交流による地域の活性化を図ります。

主な取り組み ■体験メニューの充実 ■教育機関との連携 ■援農・農家民泊推進事業

基本事業 2

地域住民が主体となった取り組みへの支援

- ①遊休施設を活用した企業・サテライトオフィス¹⁴等の誘致を進めるため、企業の社会貢献活動やワーケーション¹⁵推進等、関係人口創出に向けた取り組みを進めます。
- ②旧城山西小学校をリノベーションした移住就業支援拠点の整備・運営により、地元事業者が主体となり移住推進に取り組みます。
- ③空き家や廃校舎等の活用を進める地域住民や団体への支援・連携により、当該施設を中心としたまちの新たな魅力づくりを推進します。

主な取り組み ■田舎暮らし支援事業 ■遊休施設を活用した企業・サテライトオフィス等の誘致 ■移住就業支援拠点の整備・運営

基本事業 3

情報発信と新たな魅力の創出

- ①農林業を軸にした複業や2拠点居住、山村留学等、移住につながる新たな田舎暮らしの提案について検討していきます。
- ②町移住・交流促進サイトや SNS を通じ、まちの魅力や地域住民の取り組み等、移住につながる情報発信を行います。

主な取り組み ■町移住・交流促進サイトによる移住に関する情報提供 ■援農・農家民泊推進事業

成果指標	単位	前期計画 平成 27 年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
U ターン等の都市部からの移住促進や都市住民との交流が行われていると思う住民の割合	%	5	8	15

住民参加に向けて グリーンツーリズム、スローライフの機会の提供にあたっては、住民・事業者とのさらなる協働を促進します。また移住・定住の促進に向け、地域住民と連携したUIJターンの促進や、受け入れ態勢の整備を進めます。

関連計画 ・有田川町過疎地域持続的発展市町村計画

¹⁴ 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

¹⁵ 「ワーク (work)」と「バケーション (vacation)」を合わせた造語。普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得をしたり、休暇のような環境で仕事をしたりする仕組みのこと。

基本目標3 自然と共生し、快適に暮らせる生活基盤の整備

政策5

美しい自然環境の保全と循環型社会の構築

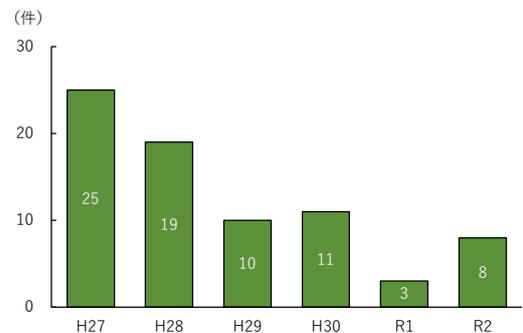
政策の目標

森林・河川等の自然と共生してきた町の歴史を踏まえ、自然と共生する再生可能エネルギーのまちであることが有田川町の新たな魅力として広く知られるよう、取り組みを推進するとともに、住民意識の向上を図ります。

動向と課題

再生可能エネルギーの導入の推進等、持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを住民や企業等との連携の下、進めていく必要があります。

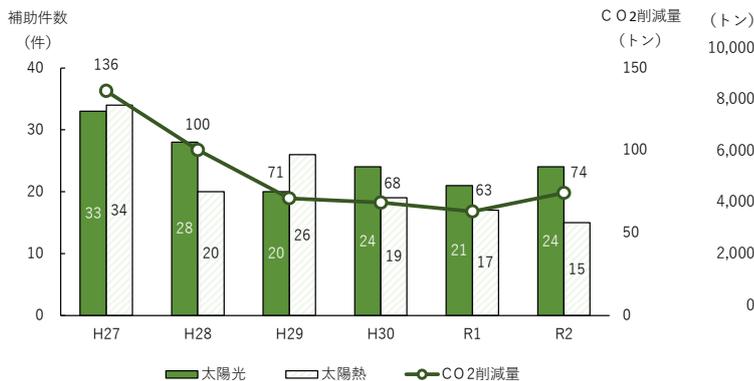
公害苦情発生件数の推移



(環境衛生課)

・令和元年度を除き、直近4年間は10件前後で推移しています。

太陽光・太陽熱補助件数とCO₂削減量



(環境衛生課)

・太陽光・太陽熱補助件数は、増減があるもののほぼ横ばいや減少傾向となっています。CO₂削減量は、減少傾向となっていますが、令和2年でやや増加しています。

ごみ処理の状況



(環境衛生課)

・総排出量は平成30年まで減少傾向となっていました。令和2年度は増加傾向となっています。

施策 13

自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用

基本事業 1

自然環境保護の推進

- ①地域住民や関係機関と連携しながら、自然と共生するまちづくりを推進します。
- ②保安林や水源涵養林のほか、生石高原、二川ダム湖周辺、有田川の本支流全域等についても無秩序な開発が行われないよう規制に努めます。
- ③地域住民と連携した不法投棄の監視と迅速な対応を進めるため、地域組織の育成に努めます。
- ④地球温暖化対策として、計画に基づき温室効果ガス排出量削減を推進します。

主な取り組み

- 不法投棄頻発地への監視カメラの設置
- 有田川町地球温暖化対策実行計画の着実な実行
- 不法伐採に対する森林パトロールの実施
- 省エネ・リサイクル・廃棄物減量化の推進

基本事業 2

地域における環境保全

- ①自分たちで河川や森林等の自然環境を守る住民意識の醸成を図ります。また、自治会等の各種団体やグループ・個人が行う清掃活動を引き続き支援します。

主な取り組み

- 環境保全啓発看板等の設置や広報活動
- ボランティアごみ袋の作成
- シルバー人材センターへの委託による「ふるさと見守り隊」の巡回と啓発

基本事業 3

再生可能エネルギーの拡充

- ①公共施設への太陽光発電設備の設置を引き続き積極的に進めるとともに、太陽光・太陽熱発電設備の補助について、内容の充実を図りながら推進します。
- ②町営小水力発電所の売電による新たな財源を活用して、学校教育や社会教育の場で教材や備品等を配付することで、子どもたちの環境意識向上と町の魅力の醸成を図ります。
- ③再生可能エネルギーについては、地元住民の意見や自然環境に十分配慮しながら推進します。

主な取り組み

- 地元住民や環境に配慮した風力発電事業の推進
- 有田川流域への小水力発電事業の誘致
- 太陽光・太陽熱利用設備への補助

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
自然環境が守られ活かされていると感じている住民の割合	%	32	32	40

住民参加に向けて

住民自身の自然環境保全やクリーンエネルギー¹⁶導入の取り組みを支援し、町全体の自然環境保護活動の活性化を図ります。クリーンエネルギーの活用が町の新たな魅力となるよう、住民への情報提供を推進します。

関連計画

・有田川町地球温暖化対策実行計画

¹⁶ 二酸化炭素や窒素酸化物等の有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。

施策 14 循環型社会の構築

基本事業 1

ごみの減量・資源化の促進

- ①ごみの減量やリサイクルに関する冊子の作成や講習会の開催、学校教育や社会教育を通じた啓発活動を充実させ、住民一人一人の意識の高揚を図ります。
- ②リサイクル活動やごみ減量・分類に関する情報を普及させるため、「ごみ減量実践会・廃棄物減量等推進員」活動の支援と育成に努めます。
- ③生ごみの減量と資源化(堆肥化)を促進するため、各家庭への生ごみの処理機やコンポスト容器のより一層の普及に努めます。

主な取り組み

- 「家庭ごみ総合案内」の改訂、「有田川エコガイド」の冊子作成
- ごみの分別講習会の開催 ■子ども服リユースバザーの実施
- 環境イベントや子ども対象の環境教育講座の開催 ■「ごみ減量実践会」への補助
- コンポスト容器の支給・生ごみ処理容器の補助

基本事業 2

廃棄物処理体制の充実

- ①多様化するごみに対応するため、広域的な連携による処理施設の整備・充実に努めるとともに、処理施設周辺の環境保全を図ります。
- ②拠点集積方式によるごみ収集を推進し、ごみステーションの整備や収集回数、収集体系の検討等、ごみ収集体制の充実を図ります。
- ③住民・事業者等に対し、ごみの減量・分別の徹底を働きかけます。
- ④効率的なし尿収集処理を図ります。

主な取り組み

- ごみステーション整備補助 ■収集拠点の集約と簡易集積カゴの貸与
- 広域的連携によるごみ処理の推進
- 小学生を対象としたプラスチック収集場でのごみ分別の学習の実施

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
リサイクルや省エネ、エコ活動などを実践している住民の割合	%	70	71	80

住民参加に向けて	「分ければ資源、混ぜればごみ」を合言葉に、今後もごみの減量・資源化に向けた住民意識の向上と、自主的な活動の支援を推進し、循環型社会の構築を目指します。
----------	---

関連計画	・ごみ処理実施計画
------	-----------

政策6

だれもが快適に暮らすための生活環境基盤の整備

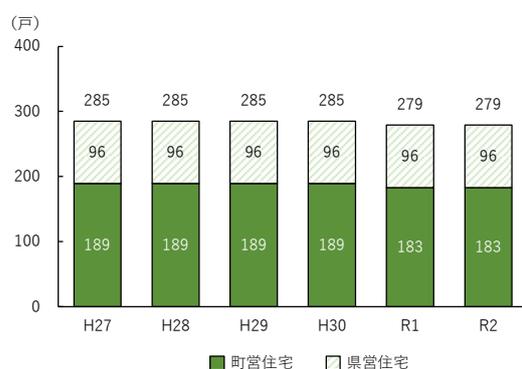
政策の目標

だれもが快適に暮らせる生活環境基盤を整備し、選ばれるまちの形成を推進します。町内の人口移動や高齢化、住民ニーズの動向等を見極めつつ、計画的な事業の推進に努めます。

動向と課題

生活環境基盤の整備に向けて、引き続き住環境の整備、上下水道の整備、交通基盤の充実に計画的に取り組んでいく必要があります。

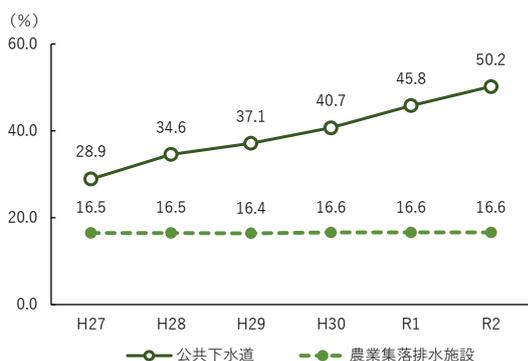
公営住宅の戸数の推移(町営・県営)



(建設課)

- ・老朽化した住宅の整理等により、町営住宅の戸数は189件から183件に減少しています。

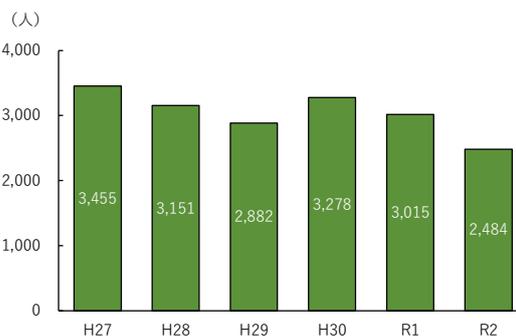
公共下水道・農業集落排水施設の普及率の推移



(下水道課)

- ・公共下水道の普及率は増加している一方、農業集落排水施設はほぼ横ばいの推移となっています。

コミュニティバス利用者数の推移



(企画調整課)

- ・金屋、清水地域で運行されているコミュニティバスの利用者数は平成29年度から平成30年度に増加しましたが、それ以降は減少しています。

施策 15 住環境の整備

基本事業 1

安心・安全な住宅整備の促進

- ①都市計画や国土利用計画に基づき、環境と調和した住宅・宅地開発を促進します。
- ②住宅の耐震化促進のため、補助制度の周知案内、補助希望者の募集を行うなど、耐震診断や耐震改修を推進します。

主な取り組み

- 都市計画の見直しによる、計画的なまちづくりの推進
- 複数課の連携による土地の有効利用の促進
- 住宅耐震改修事業補助制度の広報誌・回覧物による周知と地区説明会の実施
- 住宅の耐震化促進のための補助事業の実施

基本事業 2

公営住宅の整備

- ①公営住宅については、老朽化した住宅や耐震補強が不可能な住宅を整理し、需要に応じたストック¹⁷形成に努めます。
- ②UIJターン者が入居しやすい条件整備を行い、定住促進を図ります。

主な取り組み

- 町営住宅の建替・取り壊しに伴う移転等に関する要綱の制定
- 政策空家住宅の除却
- 入居要件の収入上限の引上げによる UIJ ターン者の定住促進

基本事業 3

情報通信基盤の整備

- ①現代生活に欠かせない携帯電話や高速インターネットの通信環境の維持・整備を引き続き推進し、地域間の情報通信基盤格差の解消を図ります。
- ②国や県と連携し、携帯電話不感地区解消をはじめとする情報通信環境の整備に向けてサービス提供会社への要望を行います。

主な取り組み

- 県との連携による携帯電話不感地区解消
- 通信環境の整備に向けたサービス提供会社への要望の実施

成果指標	単位	前期計画 平成 27 年度	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 8 年度)
情報通信基盤が充実していると感じている住民の割合	%	63	59	70

住民参加に向けて

個人住宅の耐震補強や地震対策については、対策の必要性や効果的な対策法について情報提供を推進し、自主的な取り組みを支援します。

関連計画

・有田川町耐震改修促進計画

¹⁷ 既存の住宅のこと。

施策16 上下水道の整備

基本事業1

安全な水道水の供給

- ①上水道事業の健全経営に向け、浄水場の整備、老朽水道管の更新及び漏水調査と修繕により、有収率の向上を目指します。また水道未普及地域の解消に向け、施設整備を進めます。
- ②水道施設の機械・電気計装設備等の状況を点検しながら、計画的な更新を進めます。

主な取り組み

- 浄水場の整備工事 ■公共下水道事業に伴う上水道移設工事
- 総合簡易水道整備事業 ■未普及地域解消事業 ■飲料水補助事業

基本事業2

下水処理施設の整備と下水道の普及促進

- ①地域の実情に応じた下水道処理施設の整備・更新・改築を計画的に推進します。公共下水道事業は、その必要性から汚水対策の面整備に重点を置いて取り組みます。
- ②公共下水道事業や農業集落排水事業等の区域外を対象に、合併処理浄化槽設置を促進します。
- ③公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促進するため、あらゆる機会を利用し啓発に努めるとともに、効率的な管理運営を推進します。
- ④雨水対策における重点箇所を把握し、優先的な整備の推進を図ります。

主な取り組み

- 公共下水道の管路布設工事 ■個人設置型合併処理浄化槽への補助事業
- 下水道事業の経営効率化を目的とした、農業集落排水事業と公共下水道事業の統合整備事業への取り組み

基本事業3

浄化槽設置者に対する維持管理の徹底

- ①浄化槽の保守点検及び清掃と年1回の法定検査の確実な受検の徹底について指導・啓発を図ります。

主な取り組み

- 浄化槽維持管理講習会の受講促進

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
上水道などの生活基盤が整備され住みよいと感じている住民の割合	%	58	71	75

住民参加に向けて

人口減少が進む中、将来的な上下水道整備のあり方について、住民意見を踏まえた検討を進めます。公共下水道及び農業集落排水施設への接続については、住民理解の促進に引き続き努めます。

施策17 市街地の整備とまちなみの形成

基本事業1

市街地の整備

- ①人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図るとともに、適正な土地利用を進めます。
- ②住民の憩いの場となる公園や緑地整備を住民と連携して推進します。
- ③公園内施設の点検と周辺施設の清掃等、公園や緑地の維持・管理を住民と連携して推進します。

主な取り組み

- 歩行者や自転車利用者の安全な移動のための道路整備の充実
- 住民主体の公園整備に対する補助金交付

基本事業2

美しいまちなみの形成

- ①景観条例及び景観計画に基づき、有田川町特有の農山村や自然景観、歴史的景観等の保全と美しい景観づくりを計画的に進めます。
- ②景観ルールの趣旨や考え方の住民理解の促進に努め、地域の景観の維持・継承・改善の取り組みを推進します。
- ③地籍調査事業を計画的に推進し、早期完了を目指すとともに、成果の土地情報の幅広い提供と活用を推進します。

主な取り組み

- 景観法による届出の周知
- 景観形成支援事業の実施
- 地籍支援システムの充実による成果の土地情報の幅広い提供と活用

基本事業3

空き家対策の推進

- ①空き家の発生状況について現状把握を進め、適切な維持管理を促進します。
- ②周囲の景観や近隣の住環境及び安全に悪影響を与える空き家への対策を推進します。また、必要に応じて、特定空家等に対する措置を検討します。

主な取り組み

- 空き家所有者への指導・助言
- 空家等対策計画の策定
- 広報・ホームページによる空き家の維持管理の周知啓発
- 不良空家除去補助

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
公園・広場が充実していると感じている住民の割合	%	27	31	40

住民参加に向けて

有田川町の景観維持の取り組みについて、住民理解の促進に努めるとともに、住民の自主的な活動につながるよう、働きかけます。住民による地域清掃については、引き続き支援するとともにその活動の拡大を図ります。

関連計画

・有田川町景観計画 ・有田川町空家等対策計画

施策18 交通基盤整備の充実

基本事業1

高速・幹線道路の整備

- ①阪和自動車道の4車線化の南進については、早期完成に向けて事業を推進します。
- ②国道480号、国道424号及び一般県道の未改良区間の整備促進について、道路改修促進協議会を中心に国・県への積極的な働きかけを継続していきます。

主な取り組み ■関係市町で組織された各道路改修促進協議会における整備要望

基本事業2

生活道路の整備

- ①地域の生活道路としての町道は、市街地や幹線道路整備と連携した計画的な整備を図りながら、安全性と利便性の向上に努めます。
- ②道路構造物の点検を実施し、長寿命化や安全対策を図ります。歩道・自転車道については危険箇所を中心に整備を実施します。

主な取り組み ■狭い道路の拡幅や道路構造物の修繕 ■歩道・自転車道及び歩道帯の整備
■道路構造物の点検や地域からの要望等による、安全性、利便性向上に向けた工事の実施

基本事業3

公共交通機関の整備

- ①住民ニーズに対応した、路線バス及びコミュニティバスのダイヤや運行ルート等の充実を推進するとともに、住民等に対する利用の促進を図ります。
- ②日常生活に必要な移動手段を確保できない住民に対し、事業者・関係機関と連携した交通手段の確保に取り組みます。
- ③JR藤並駅を中心とした公共交通ネットワークの形成と利便性の向上を促進します。

主な取り組み ■生活バス運行支援事業 ■コミュニティバス運行事業 ■定額タクシー制度の実施

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
幹線道路や生活道路など交通基盤が充実していると感じている住民の割合	%	46	46	50

住民参加に向けて 生活道路整備については、地域おこしの一環として、住民意見を反映するための取り組みを引き続き検討し、可能な限り実施します。

関連計画 ・有田川町橋梁長寿命化修繕計画 ・有田川町トンネル長寿命化修繕計画
・有田川町道路大型構造物個別施設計画

政策7

安全・安心な暮らしを保障する体制の整備

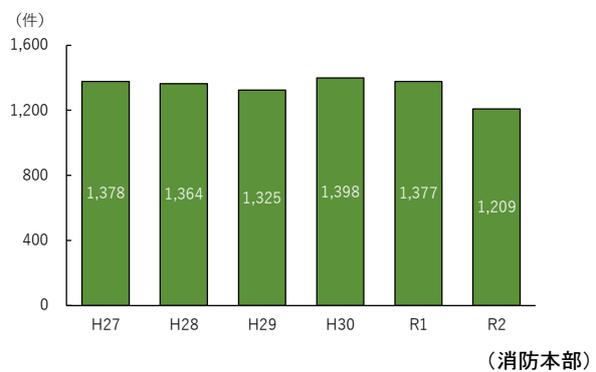
政策の目標

消防・防災体制の整備をはじめ、安全・安心な暮らしの確保につながる各種の取り組みを推進し、住みよい町の形成につなげます。住民と連携した防災体制を確立し、大規模災害への備えを強化します。

動向と課題

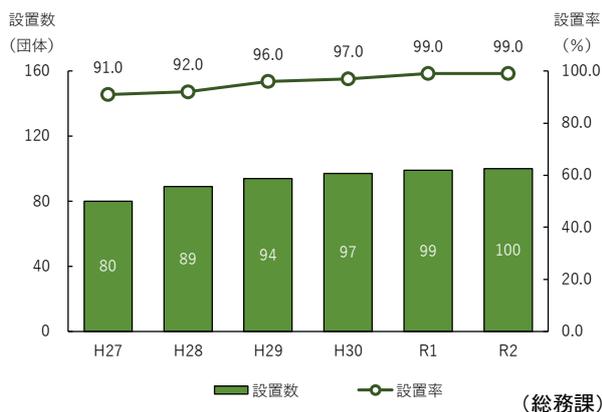
安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに向けて、消防・救急体制の整備、防災体制確立に引き続き取り組む必要があります。

救急出動件数の推移



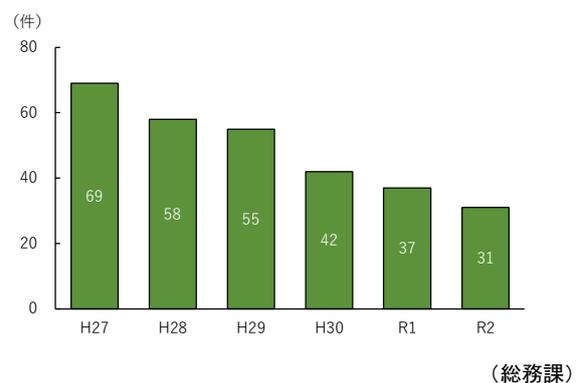
・救急出動件数は、令和元年までは1,300件台で推移していますが、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に見ても10%程度出動件数が減少しています。

自主防災組織設置率の推移



・自主防災組織設置数は増加しており、令和2年度には100団体となっています。また、設置率は99%となっています。

交通事故発生件数の推移



・交通事故発生件数は減少しており、令和2年度は31件となっています。

施策 19

消防救急体制の整備

基本事業 1

消防体制の強化

- ①多様化する災害に対応するため、消防職員の一層の技術の向上に努めるとともに、車両、資器材等の更新を計画的に行います。
- ②地域の消防力の強化に向け、消防団の活性化や組織の充実を推進するとともに、住民一人一人の防火意識の高揚を図ります。
- ③火災による死者をなくすため、事業所、一般住宅の防火安全対策の促進を図ります。

主な取り組み

- 各種訓練の実施及び消防大学校等での訓練教育の実施
- 消防施設車両(ポンプ車・軽四ポンプ車・装備品等)の整備更新
- 住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理の促進

基本事業 2

救助救急体制の整備

- ①救急救命士の養成の継続を図るとともに、有資格者については再教育病院実習等の研修により、さらなる技術の向上に努めます。
- ②救助隊員の研修を継続し、技術・指揮能力の向上に努めます。
- ③住民への普通救命講習や救命入門コースの受講を推進します。

主な取り組み

- 救急救命士の養成
- 救命救急センターでの再教育病院実習
- 消防大学校等での訓練教育の実施
- 応急手当講習及び救命講習の実施
- ドクターヘリコプターの連携活用
- 指導救命士の養成による救急隊員の資質向上

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
救命講習受講率	%	23	35	40

**住民参加に
向けて**

消防団の活性化や組織の充実に向け、各地域の活動を支援します。また、救急救命について住民の意識と知識の向上を図ります。

関連計画

・消防本部消防計画 ・応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

施策 20 防災体制の整備

基本事業 1

防災基盤の整備

- ①災害時の避難所や災害初動対応拠点施設、災害時活用施設において安全性の確保に努めます。
- ②自主防災組織における資機材の整備・拡充等に努めます。
- ③災害時に備えた備蓄倉庫の設置等、防災基盤の整備に努めます。

主な取り組み

- 避難施設の環境整備
- 住民へのあらゆる手段での情報伝達基盤の整備
- 町・自主防災組織における初動対応に必要な資機材や環境の整備

基本事業 2

防災体制の確立

- ①住民の防災意識向上のため、町広報誌に定期的に防災情報を掲載し、各自主防災組織における年1回以上の訓練の実施を推進します。
- ②自助・共助・公助の連携体制を強化し、実動的な初動体制の構築に努めます。
- ③大規模災害に備え、他の自治体と連携し広域的な防災体制の構築に取り組みます。また防災協定の締結促進により、脆弱部分の強化を図ります。
- ④自主防災組織設置率 100%を目指し、自主防災組織未設置地域に引き続き働きかけを行うとともに、地域と連携し、災害時要配慮者の支援に取り組みます。

主な取り組み

- 町職員の訓練
- 自主防災組織の訓練
- 住民による防災体制の構築
- 災害時避難行動要支援者名簿の整備及び支援体制の構築

基本事業 3

治山治水対策の推進

- ①集中豪雨による災害を防ぐため、関係機関と連携し、河川の護岸整備に努めるとともに、県への積極的な治山治水の整備促進を働きかけます。

主な取り組み

- 関係市町で組織された河川改修促進協議会において整備要望を実施

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
災害時の避難体制や災害防止対策が充実していると感じている住民の割合	%	22	26	30

住民参加に向けて

地域別の自主防災組織設置率 100%を目指すとともに、自主防災組織間の連携促進等により、官民一体となった防災体制の確立を図ります。

関連計画

・有田川町地域防災計画

・有田川町国土強靱化地域計画

施策 21

安心・安全な暮らしづくり

基本事業 1

防犯体制の強化

- ①警察署、少年センターや地域住民と連携を密にし、地域一体となった防犯体制を推進します。
- ②住民への啓発活動、研修会等の実施に努め、防犯意識の向上を図ります。
- ③町内の安全確保のため、町内防犯灯のLED化を推進し、適切な箇所への新規設置を行うとともに、LED防犯灯の維持を図ることで、安全な環境整備に努めます。

主な取り組み

- 防犯灯LED化推進事業
- 防犯強化地域における防犯カメラの設置
- 少年センター及び消防団との連携による、児童・生徒の通学の安全の推進
- 防災行政無線を通じた防犯啓発の実施

基本事業 2

消費者行政の充実

- ①消費者相談窓口や消費者ホットラインの設置により、消費者トラブルに関する相談支援に取り組みます。
- ②関係機関と連携して、消費生活に関する学習・情報提供の機会の提供に努めます。

主な取り組み

- 専門相談員による相談窓口の設置
- 電話での相談を受け付ける消費者ホットラインの設置
- ホームページやチラシの回覧等を通じた情報提供
- 地域の集会等を利用した啓発講座の開催

基本事業 3

交通安全の推進

- ①学校での交通安全教室の開催実施、街頭啓発や啓発広報等、子どもや高齢者への働きかけを中心として、住民の交通安全意識の向上を図り、交通事故の減少を目指します。
- ②現存する危険箇所の把握及び改善に向けて、歩道の整備、交通安全注意看板の設置、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置等、交通安全についての道路環境の整備に努めます。

主な取り組み

- 危険箇所への交通安全施設の整備
- 交通指導員や交通安全母の会と連携した啓発活動
- 交通安全研修における老人クラブの参加促進

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
犯罪が少なく安心できる環境だと感じている住民の割合	%	62	70	75

住民参加に向けて

地域の安全確保に向け住民と連携して取り組むとともに、安全対策の実施にあたっては住民意見の反映に努めます。

基本目標4 可能性を伸ばしまちを豊かにする教育・学習の推進

政策8

生きる力を育む教育・保育の充実

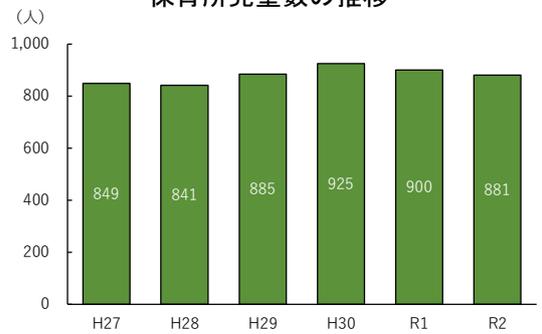
政策の目標

子育て環境の整備と教育の充実により、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。乳幼児から義務教育段階まで、切れ目のない支援を行うとともに、地域の豊かな資源を活かした教育により、世界に通用する力の基礎を育みます。

動向と課題

子どもの健やかな成長を見守り、育むことができる体制づくり、地域づくりが求められています。また、学校教育においてはICTを活用した学習の推進が必要です。

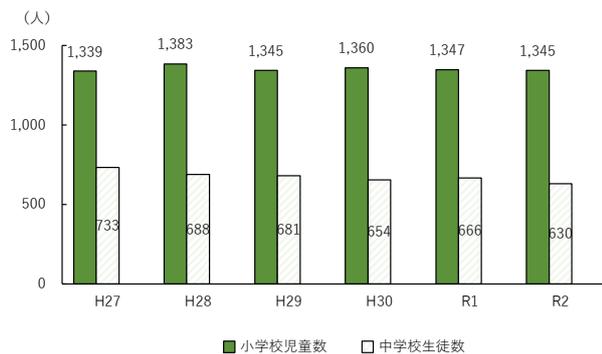
保育所児童数の推移



(こども教育課)

・保育所児童数は平成30年度まで増加していますが、それ以降は減少しています。

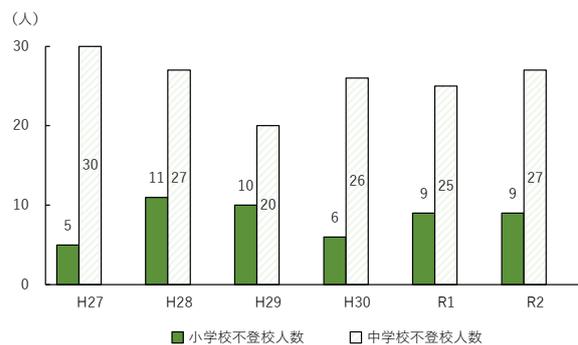
町立小中学校の児童・生徒数の推移



(こども教育課)

・児童・生徒数は小学校・中学校ともに増減を繰り返して推移していますが、中学校生徒数は減少傾向となっています。

不登校児童・生徒数の推移



(こども教育課)

・不登校児童数は10人前後で推移しており、不登校生徒数は平成29年度を除いて20人台後半から30人台で推移しています。

施策 22 子育てしやすい環境づくり

基本事業 1

保育サービスの充実

- ①子どもの発達に応じた安全・安心な保育を実施するとともに、義務教育段階への円滑な接続に向けた、豊かな体験・学習の機会を提供します。
- ②多様な保育ニーズに対応できる体制整備と保育サービスの拡充を図ります。

主な取り組み ■延長保育・休日保育・一時保育・病児保育によるサービスの拡充
■職員研修の充実 ■保小連携の取り組みの推進

基本事業 2

子育て支援事業の充実

- ①乳幼児からの子育て支援を行う地域子育て支援センターの充実を図り、育児相談や遊び場の提供、家庭訪問等の幅広い支援を提供します。
- ②出産祝金事業、第3子以降出産祝金事業や育児用品等購入助成事業等の子育て支援事業の充実に努めます。
- ③子育てに不安を抱いている保護者や孤立している家庭等については、関係機関等との連携・情報共有を進め、適切な相談・支援を実施します。

主な取り組み ■地域子育て支援センター事業 ■家庭支援事業 ■出産祝金事業
■第3子以降出産祝金事業 ■育児用品等購入助成事業 ■育児講座
■育児サークル支援 ■乳幼児健診補助 ■絵本貸し出し事業
■広報・ホームページによる制度の周知
■関係機関で情報共有・支援について検討

基本事業 3

ひとり親家庭等の自立支援

- ①ひとり親家庭や生活困窮世帯等、特に子育てに関する支援が必要な家庭について、関係機関と連携して、相談や生活支援の充実を図ります。

主な取り組み ■ひとり親家庭の経済支援、就業支援、生活・子育て支援等について受付・案内

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
子育て支援や保育機能が充実していると感じている住民の割合	%	38	36	50

住民参加に向けて

子育て支援ボランティアの支援・育成を進めるとともに、地域における多世代交流の推進等、地域全体で子育てを支援するまちづくりを進めます。

関連計画

・有田川町子ども・子育て支援事業計画

施策 23 学校教育の充実

基本事業 1

特色ある学校づくりの推進

- ①子どもの状況や地域の実情に応じ、学力・体力の向上、課題解決能力の育成、豊かな体験活動等の学校ごとの特色を活かす取り組みを推進します。
- ②学校運営協議会において、地域と学校が教育目標とビジョンを共有し、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むとともに、開かれた学校づくりを目指します。
- ③地元の農産物や郷土料理を取り入れた給食の提供、学校栄養士・栄養教諭による食育指導を実施します。
- ④地域資源を活かした体験活動や地域人材を活用した学習活動を推進します。

主な取り組み

- 教育活動奨励金の交付
- ふるさと教育副読本の活用
- みかんづくり・稲作体験学習
- 環境問題・自然エネルギーの学習
- 地元産食材の給食への取り入れによる食育の推進
- 学校運営協議会による学校運営の改善、児童・生徒の健全育成への取り組み

基本事業 2

教育活動の充実

- ①少人数指導等の指導方法の工夫改善を進め、確かな学力の向上に努めます。
- ②学力向上支援講師、特別支援員、学校図書館司書を町独自に配置し、学びの充実を図ります。
- ③ALT(外国語指導助手)を保育所及び学校に配置し、保育所から小学校にかけての町独自の英語活動の取り組みにより、英語力の向上を図ります。
- ④各学校で「体力アッププラン」を作成し、体育・部活動の充実と運動機会の確保を図ります。
- ⑤学校の課題解決や取り組みの発展を促進する指導訪問を充実させるとともに、教職員の多様な研修や自己研さんを支援します。

主な取り組み

- 少人数指導・小学校での教科担任制の実施
- 小学校高学年英語独自カリキュラムの実施
- 教職員クラブ等の自発的な研修の支援
- 町統一学力調査の実施
- 外部人材を活用した学校の諸課題解決への取り組み

成果指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
授業(国語・算数(数学))の内容がよくわかると思う児童・生徒の割合	%	82	85

住民参加に向けて	確かな学力の向上に向け、家庭と連携した取り組みを進めるとともに、学校の教育活動の公開を進め、保護者・地域に信頼される学校づくりを進めます。地域と連携した特色ある取り組みを進め、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを図ります。
----------	--

関連計画	・有田川町教育大綱 ・有田川町食育推進計画
------	--------------------------

施策 24 教育環境の充実

基本事業 1

適切な教育環境の確保

- ①小規模校の問題をはじめとして、保護者や地域との合意形成を重視しながら適正な教育環境の整備を進めます。
- ②保育所・小学校・中学校の連携と情報共有を進め、育ちの連続を見据えた取り組みを行います。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校区をまとまりとした学園の設置 ■学校運営協議会による地域と学校との意見交換の実施 ■学園(中学校区)構想に基づいた、学習面、生活面における一貫した指導方針の策定
--------	--

基本事業 2

多様な支援ニーズへの対応

- ①関係機関との連携や支援員の活用により、一人一人の個性に応じた特別支援教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育¹⁸の観点からともに学ぶ教育を推進します。
- ②不登校児童・生徒の学習環境の充実を図ります。
- ③スクールカウンセラー¹⁹の配置を進め、児童・生徒や保護者への相談支援体制を強化します。
- ④いじめや支援を必要とする子どもの増加等の多様な課題に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー²⁰と連携した体制整備を進めます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■適応指導教室の設置 ■特別支援員の配置 ■小中学校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ■「個別教育支援計画(つなぎ愛シート)」等を活用した自立・学習への支援 ■相談室における心理士による教育相談
--------	--

基本事業 3

学習環境の充実

- ①児童・生徒の安全と学習環境の確保のため、学校施設の計画的な整備改修を進めます。
- ②1人1台のタブレット型端末を活用し、ICT教育の充実を図ります。
- ③スクールバスの整備や登下校時の安全強化に取り組みます。

主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・生徒の安全を重視した施設整備 ■タブレット型端末を活用した学習 ■タブレット型端末の計画的な更新
--------	--

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
学校教育が児童・生徒にとって充実していると感じている住民の割合	%	38	36	45

住民参加に向けて

学校だけでは解決の難しい問題が増加しており、家庭・地域と連携した取り組みが不可欠です。家庭・地域への働きかけと、学校支援ボランティアの受け入れをはじめとする協働の体制整備を進めます。

関連計画

・有田川町教育大綱

¹⁸ 障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みのこと。

¹⁹ 学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する人のこと。

²⁰ 問題を抱える子どもを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする社会福祉や精神保健福祉等に関する専門的な知識・経験を有する人のこと。

施策 25 青少年の健全育成

基本事業 1

明日を担う人材の育成

- ①各種スポーツ大会や子どもの教室等の運営への子どもの参加を促進し、仲間づくりとリーダーの養成を図ります。
- ②少年センターを中心に学校、PTA、補導員、子どもサポーター等の連携を密にし、良好な環境づくりを推進します。

主な取り組み ■AKI★DEN(町内小学校対抗駅伝大会) ■新体力テスト、自然体験事業
■子どもを守る日 ■ジュニアリーダー活動

基本事業 2

家庭の教育力の向上

- ①家庭の教育力向上のため、地域・学校・家庭と連携した研修会を行います。
- ②図書館において、家庭での絵本の読み聞かせを促進する乳幼児からのブックスタートや子育て相談を実施するなど、絵本を用いた子育て支援を推進します。
- ③インターネットやスマートフォンの普及に伴うトラブルの防止に向けて、学校やPTAと連携した啓発に取り組みます。

主な取り組み ■ブックスタート事業 ■講演会・研修会の実施

基本事業 3

地域の教育力の醸成

- ①地域全体で子どもを見守る意識の向上と、地域の教育力の醸成のため、子どもサポーターの登録を促進し、子どもを守る日を設定します。
- ②家庭・学校・地域が一体となった共育コミュニティの実現を図るため、学校支援ボランティアの登録や、公民館やPTAと連携した研修会を行います。

主な取り組み ■子どもサポーターの登録・研修 ■学校支援ボランティアの登録 ■研修会の実施

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
有田川町子どもサポーター登録人数	人	298	322	320人 程度を維持

住民参加に 向けて

家庭・地域の子育てや学習活動を支援し、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。子ども自身の活動や子どもを支援する地域人材の養成を促進するとともに、子どもサポーター、学校支援ボランティアの人材確保に取り組みます。

関連計画

・有田川町教育大綱

政策9

豊かなまちづくりを支える社会教育の推進

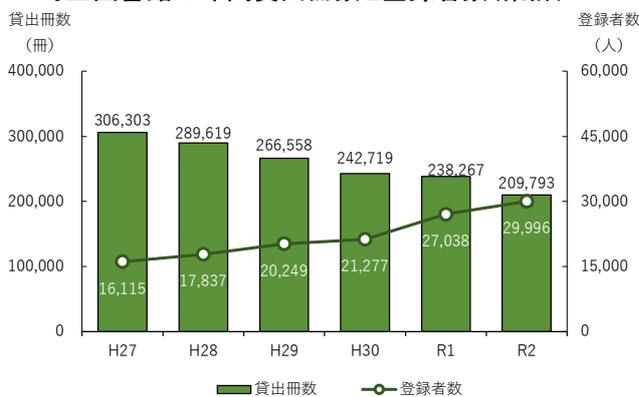
政策の目標

豊かなまちづくりと地域課題の解決に向け、社会教育のさらなる充実を図ります。住民満足度の向上と、よりよい地域づくりにつながる学習・交流機会の提供や、だれもが住みよいまちづくりにつながる人権意識の向上と、男女共同参画の推進を行います。

動向と課題

「絵本のまち 有田川」に係る取り組みを推進し、住民の豊かな心を育むとともに、人権意識の向上や男女共同参画の推進を通じて、だれもが自分らしく暮らせるまちづくりが必要です。

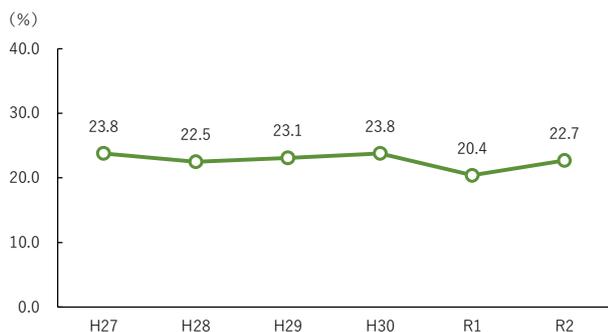
町立図書館の年間貸出冊数と登録者数(累計)



(社会教育課)

・年間貸出冊数は減少傾向となっていますが、登録者数は増加しています。

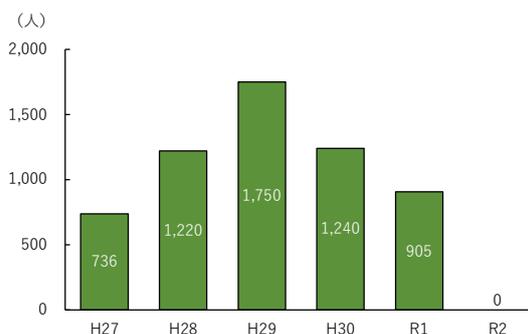
有田川町役場における女性管理職割合の推移



(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

・役場における女性管理職割合は20%台を推移しており、令和2年度は22.7%となっています。

人権に関する講習会等への延べ参加者数の推移



(社会教育課)

・参加者数は平成29年度をピークに減少しています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会の開催が行われなかったため、実績はなしとなっています。

施策 26 社会教育の推進

基本事業 1

社会教育機会の提供

- ①生涯学習講座や各種教室を開催するとともに、学習成果を活かしたボランティア・地域活動への積極的な参加を図ります。
- ②社会教育の拠点となる「地域交流センター(ALEC)」のさらなる充実を図り、生涯学習機会・情報と交流の場の提供を行います。

主な取り組み

- 「ミュージアムへ行こう」「いきいき大学」「歴史講座」等の開講
- ALECカルチャースクールの実施

基本事業 2

公民館活動の支援

- ①地域のニーズに応じた公民館活動を展開し、地域の活性化を図ります。
- ②各種教室・大会やサークル活動等の公民館活動の情報提供を充実します。
- ③住民や団体のネットワークを形成し、住民自らが、地域の課題を見つけ出し、その課題の解決に取り組めるような「地域の力」を向上させる取り組みを推進します。

主な取り組み

- ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、通学合宿・各種教室開催等
- 「公民館ガイド」の冊子作成による、公民館活動の発信

基本事業 3

図書館サービスの充実

- ①住民のニーズに対応した資料の充実と多様な価値観に基づく蔵書の構築により、住民の自由な学習活動を支援するとともに、学習・交流の場としての環境の充実を図ります。
- ②電子図書館サービスの充実を図るとともに、利用者にあらゆる情報を提供できるメディアセンターを目指した取り組みを推進します。

主な取り組み

- 電子図書館事業(地域資料の充実)

成果指標	単位	前期計画 平成 27 年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
電子図書館の蔵書冊数	冊	6,020	6,688	7,000

住民参加に 向けて

社会教育を通じた学習・交流が、住民自身の課題解決の取り組みや新しい地域づくりの活動につながるよう、地域の課題や学習成果の活用、グループ・サークルの形成等、戦略的な事業の展開を目指します。

関連計画

- ・有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例
- ・有田川町子ども読書活動推進計画

施策 27 絵本のまちづくりの推進

基本事業 1

「有田川町絵本コンクール」の開催

- ①有名絵本作家、出版関係者を審査員とした絵本コンクールを年に1度開催し、プロアマを問わず絵本作家を発掘する取り組みとします。

主な取り組み ■絵本コンクール開催事業

基本事業 2

本にまつわるイベントの開催

- ①絵本作家の講演会やおはなし会、サイン会、絵本に関するワークショップ等を実施し、絵本の世界を身近に感じ、さらなる読書推進のきっかけとなるよう努めます。
②ALEC敷地内にあるポツポ絵本館を運営し、絵本の原画の定期的な展示等を行います。

主な取り組み ■えほん de わっしょい ■絵本原画展の開催

基本事業 3

読書環境の整備

- ①ブックスタート事業や親子の読み聞かせの支援、学校図書支援等の活動を通じ、子どもの発達段階に応じた読書支援に取り組みます。
②町内の4つの図書施設の総称である「有田川ライブラリー」の充実を図り、だれもが身近に本に触れることのできる環境整備と、コミュニティスペースとしての活用を図るなど、生活の中に図書館を位置づける取り組みを推進します。

主な取り組み ■絵本読み聞かせ隊の育成 ■絵本コンシェルジュの配置
■読み聞かせ活動の充実 ■子ども司書活動

成果指標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
学校の授業時間以外の平日に、読書をしている小学生の割合	%	75	80

住民参加に向けて

絵本のまちづくりをより多くの住民の参加のもとに推進するため、利用者や子どもの声を反映した事業の展開に努めるとともに、読み聞かせボランティア等の住民自身の活動を支援します。

関連計画

- ・有田川町こころとまちを育む読書活動推進条例
- ・有田川町子ども読書活動推進計画

施策 28

人権の尊重

基本事業 1

人権意識の向上

- ①人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校教育や家庭教育、社会教育それぞれの場における人権教育を推進します。
- ②人権意識の向上に取り組む講演会や研修会、情報提供、啓発等の活動を引き続き推進し、だれもが住みよいまちづくりに努めます。

主な取り組み ■講演会・映画会の開催 ■文化祭・駅等での街頭啓発 ■人権標語作品募集

基本事業 2

人材の養成

- ①リーダー養成研修を実施し、人権教育の指導者の育成を行うとともに、人権に関する多様な課題や新しい問題に対応できるよう努めます。
- ②人権問題の当事者のエンパワメント²¹と、自主的な活動を支援します。

主な取り組み ■人権研修会 ■視察研修の開催

基本事業 3

人権擁護の体制整備

- ①関係機関との連携を強化し、さまざまな人権問題に対する相談体制、防止対策の拡充を図ります。
- ②人権教育の指導者の育成と人権擁護委員との連携により、相談体制の充実を図ります。

主な取り組み ■特設相談の開設 ■小学校での人権教育・花いっぱい運動 ■駅等での街頭啓発

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
人権に対する意識の向上が図られていると感じている住民の割合	%	35	26	40

住民参加に向けて	地域における人権意識の向上や人権擁護の取り組みの充実に向け、リーダー養成研修を実施し、住民自身の活動を促進します。また、人権問題の当事者の声を反映した施策の推進に努めます。
----------	--

²¹ 男女共同参画においては、女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

施策 29 男女共同参画の推進

基本事業 1

男女共同参画に対する意識の高揚

- ①男女共同参画計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- ②固定的な性別役割分担意識を見直し、性のありように関わらず自由で多様な選択ができるよう、広報・啓発活動、研修会や講習会の開催等の充実を図ります。
- ③多様な性のあり方やセクシュアル・マイノリティ²²の問題について、正しい理解の促進を図ります。

主な取り組み ■講演会等の開催 ■人権機関有田川リーダー研修会の実施

基本事業 2

女性の社会参画の促進

- ①女性の意見や考え方を政治・経済・社会・文化等のあらゆる分野において反映させるため、政策・方針決定過程の場や地域への女性の参画を促進します。
- ②女性の社会進出を推進するため、性別に関わらず男女共同参画社会について関心を持ち、理解を深めていくための取り組みを行います。

主な取り組み ■地域子育て支援センター事業 ■家庭訪問事業 ■講演会等の開催

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
女性が社会参画できるまちづくりが進んでいると感じている住民の割合	%	17	16	30

住民参加に向けて	女性の声を反映した地域づくりや、女性のまちづくりグループの支援に取り組み、まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる「女性が住みたいまち」の実現を目指します。
----------	---

関連計画	・有田川町男女共同参画計画 ・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画
------	---

²² 身体と心の性が一致しない、好きになる対象が必ずしも異性に向かわない、自分自身の性を決められない・わからない等、性的指向や性自認といった性のあり方が少数派の人(性的少数者)のこと。

政策 10

歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実

政策の目標

町において古くから継承されてきた歴史・文化遺産を次世代に引き継ぐとともに、だれもが生涯にわたって豊かな人生を過ごすことができるよう、歴史・文化の保存・振興とスポーツ活動の充実を推進します。

動向と課題

歴史・文化遺産の保存・活用を引き続き推進していく必要があります。また、引き続き住民の芸術文化活動等の振興、生涯スポーツ環境の整備が必要です。

町内の主な文化財

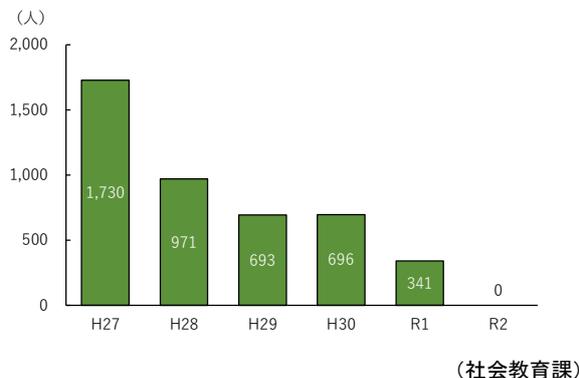
★吉祥寺薬師堂★

室町時代の応永34年(1427年)に建立された棟札があり、国の重要文化財に指定されています。また、この堂で行われる「粟生のおも講と堂徒式」は国の重要無形民俗文化財に指定されています。

★蘭島及び三田・清水の農山村景観★

有田川に沿って扇形に棚田がひろがるあらぎ島(蘭島)を中心とする景観が、平成25年に国の重要文化的景観に選定されています。

芸術文化事業への延べ参加者数の推移



・芸術文化事業への参加者数は減少傾向となっています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会の開催が行われなかったため、実績はなしとなっています。

スポーツ施設利用者数の推移



・スポーツ施設利用者数は平成28年度をピークに減少傾向となっています。

施策 30

歴史・文化遺産の保存と活用

基本事業 1

文化財の保護・活用

- ①文化財の調査研究と資料の収集、収蔵施設の整備に取り組むとともに、文化財パンフレットの発行や案内看板の整備を継続的に推進し、文化財の公開普及を図ります。また、国指定史跡である湯浅党城館跡の保存活用の推進を図ります。
- ②文化財を適切な形で次世代へ継承していくために、計画的な保存修理を実施するとともに、文化財に対する被害を未然に防止するための防災防犯施設の整備に努めます。
- ③湯浅党城館跡の保存活用計画を策定し、史跡の保護を図ります。

主な取り組み

- 各種文化財の調査、保存修理
- 重要文化的景観の整備
- 湯浅党城館跡の保存活用
- 案内看板や説明版等のサイン設置

基本事業 2

伝統文化の継承

- ①伝統芸能に関わる保存団体等の育成及び活動支援を図ります。
- ②伝統芸能の価値や魅力について広く周知するとともに、国・県や関係団体と協働しながら、より広域な保存体制の構築を図ります。

主な取り組み

- 有田川町文化財保存団体補助金交付事業
- 伝統芸能の映像記録作成

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
町内文化財指定所在地に係る説明版の設置数	箇所	44	56	60

住民参加に向けて	歴史・文化遺産の保存・継承に多くの住民の理解と協力を得られるよう、情報公開と普及に努めるとともに、文化財所有者や伝統芸能保存団体と連携した取り組みを進めます。
-----------------	---

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・蘭島及び三田・清水の農山村景観保存計画 ・蘭島及び三田・清水の農山村景観整備活用計画
-------------	--

施策 31 芸術文化活動の振興

基本事業 1 芸術文化活動の振興

- ①本物の文化・芸術に触れる機会を提供し、文化・芸術の振興を図ります。
- ②芸術文化活動の振興を推進するため、講座や教室等の充実を図ります。
- ③自主サークル活動を支援するため、活動の場の提供や発表の機会の提供を行います。

主な取り組み ■コンサート等の開催 ■各種講座や教室の開催

基本事業 2 芸術文化活動団体等の育成

- ①文化協会や自主文化団体等の活動支援を行い、芸術文化の普及を図るとともに、町内外の文化団体との交流を行います。
- ②各文化団体との協働によるイベントを行うなど、団体の育成と文化活動の向上を図ります。
- ③講座や教室等の開催をきっかけとした新しい自主サークル活動の立ち上げを支援します。

主な取り組み ■文化祭・芸能発表会の開催 ■文協有田川の発行

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値※ (平成30年度)	目標値 (令和8年度)
芸術文化事業の開催回数	回	14	13	17

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、平成30年度を現状値とします。

住民参加に向けて 芸術文化の振興を住民との協働の取り組みとするよう、各文化団体との連携・協働を進めるとともに、住民主体の自主的な活動を支援します。



施策 32 生涯スポーツの振興

基本事業 1

スポーツ活動の推進

- ①スポーツ教室や講座を開催し、スポーツの振興やスポーツを通じた健康づくりを推進します。
- ②各種スポーツ大会を開催し、スポーツ活動への参加と体力づくりや健康づくりの促進、交流機会の提供を行います。
- ③参加者の少ない事業のあり方を見直し、効果的な事業の展開を図ります。

主な取り組み

- 総合型クラブ有田川によるニュースポーツ教室
- 新体力テスト
- モンテ・オウ・コスモス
- 有田川駅伝

基本事業 2

スポーツ団体・指導者の育成

- ①体育協会・スポーツ推進委員・スポーツ少年団の活動を支援し、組織の充実を図ります。
- ②各種スポーツ団体の、自主サークルによる自主運営化の推進を図ります。
- ③総合型クラブ有田川の設立による、指導者の育成を推進します。

主な取り組み

- 体育協会・スポーツ推進委員及び各種スポーツ団体の育成研修
- スポーツイベント等におけるスタッフの招集

基本事業 3

スポーツ施設の整備・充実

- ①各スポーツ活動の要望に対応できるよう、既存体育施設の整備や修繕、効率的な運用を図ります。

主な取り組み

- 体育館の改修
- グラウンドの夜間照明の設置

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
自主的な健康づくりを行っている住民の割合	%	55	51	60

住民参加に向けて	住民のだれもが生涯を通じてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ環境の整備に向け、自主的なスポーツ活動、スポーツ団体の活動を支援します。また、総合型クラブ有田川の活動の充実を支援します。
----------	--

基本目標5 住民参加とさまざまな交流により開かれたまちづくり

政策 11

住民参加のまちづくりの推進

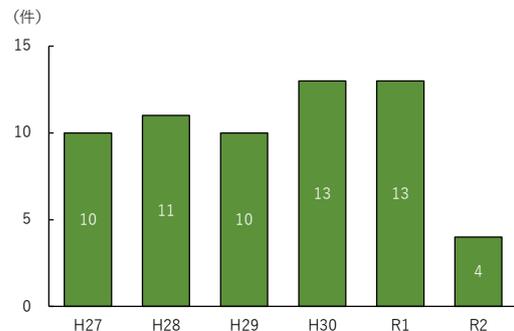
政策の目標

ポートランドに学んだ手法・ノウハウの研究を進め、住民参加による政策推進や住民主体のまちづくり活動の活性化を図ります。国際交流や地域における交流・支え合いを推進し、幅広い視野を持つ人づくりを進めます。

動向と課題

多様な活動との協働や支援を進め、住民が主役となれる住民参加のまちづくりをさらに推進していく必要があります。

住民参加型地域活性化事業数



(企画調整課)

・住民参加型地域活性化事業数は令和元年度までは10件前後で推移しており、令和2年度は4件の実績となっています。

主なまちづくり団体

絵本まちづくり協会

絵本カフェの経営等、絵本を活用したまちづくり活動を行います。

ひだまりの和

さまざまな支援を必要とする人への支え合いの活動に取り組みます。

ぼっぼ道会

旧有田鉄道線路の跡地の町道の活用等に取り組みます。

AGW

ポートランドに学ぶ若者主体のまちづくりチームです。

UP Girls

女性が住んで楽しいまち“ありだかわ”を目指す女子会です。

主な交流都市

★教育によるフレンドシップリンク★

○ダーウィン市（オーストラリア）

★姉妹都市★

○パーマストン市（オーストラリア）

★友好都市★

○高石市（大阪府）

○貴溪市（中華人民共和国）

施策 33 住民参加の推進

基本事業 1

住民参加による政策推進

- ①ポートランド市に学んだ住民主体のまちづくりの成果や手法、取り組みの方向性について若手職員と住民がともに学び、その理念を指針としてまちづくりを推進します。
- ②政策の推進において、地域で住民が討議や意見表明を行うワークショップやタウンミーティングの開催を推進します。

主な取り組み ■審議委員会の開催 ■まちづくりタウンミーティング

基本事業 2

住民主体のまちづくり活動の支援

- ①住民主体のまちづくり活動の活性化に向け、まちづくり団体、ボランティアやNPOの育成・支援に努めるとともに、地域活動を支えるまちづくりリーダーの育成に努めます。
- ②自治会や地域のまちづくり団体による住民自治活動を支援します。
- ③若い世代や女性の主体的な地域づくり活動への参加を支援し、推進します。

主な取り組み ■まちづくり団体、ボランティアやNPOの育成 ■ファンづくり事業による情報発信
■ふるさとづくり補助金を活用したまちづくり団体への支援

基本事業 3

住民との情報共有

- ①行政情報を的確かつわかりやすく伝えることができるよう、情報公開に努めます。
- ②住民に親しまれ、住民の声を取り入れられるような広報の充実を図ります。また、広報誌、ホームページ、SNS等を活用した積極的な情報発信を行います。
- ③「町長への手紙」等、住民の声を反映した町政運営に努めます。

主な取り組み ■広報誌・ホームページの充実 ■情報発信の頻度向上
■SNSによる積極的な情報発信 ■投函箱の設置

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住民参加型地域活性化事業数	回/年	10	5	5

住民参加に向けて

ポートランド市から学んだ住民参加の理念と手法を有田川町全体に広げ、あらゆる分野で住民の参加と連携を促進するとともに、住民や地域の主体的な活動を支援します。

関連計画

・有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策 34 地域交流の推進

基本事業 1

地域交流活動の支援

- ①助け合い、支え合うまちづくりを進めるため、地域間、世代間等、さまざまな交流機会の提供を推進します。
- ②旧学校施設等の公共施設や空き店舗等を活用し、地域交流の拠点の整備を推進します。
- ③学校・家庭・地域を結ぶ活動として、公民館活動・PTA活動をより一層強化し、地域コミュニティの充実を図ります。

主な取り組み ■地域の交流施設「まちのリビングルーム」の活用 ■講演会・研修会の実施

基本事業 2

住民活動の支援

- ①区長会活動の支援等を通じて、地域のリーダーの育成に努めます。
- ②高齢化等により自治会活動が困難な地域への支援を実施します。
- ③住民が主体となる団体との協働によるイベントを開催し、地域間の交流を促進し、各種団体の育成を図ります。

主な取り組み ■区長会活動 ■区長研修等 ■地域内における情報共有ツールの運用強化
■地域住民によるイベントへの支援

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地域での連携・交流が活発に行われていると感じている住民の割合	%	36	31	50

住民参加に 向けて

住民自身の地域活動を支援し、地域の活性化を促進します。主体的な地域活動の基礎となる相互交流や関係形成を促進する働きかけを重視し、支え合い・助け合いの関係づくりや課題意識の共有を図ります。



施策 35 国際交流の推進

基本事業 1

国際交流活動の推進

- ①国際友好・姉妹都市との交流を中心とした教育・文化・スポーツ・産業・経済等、さまざまな国際交流活動を推進します。
- ②引き続き、中学生海外研修事業を継続し、住民主体の国際交流活動組織等の設立・育成に努めます。

主な取り組み

- 吉備中学校・ドリップストーン校姉妹校連携
- 有田川町・パーマストーン市姉妹都市連携
- 中国貴溪市との交流事業

基本事業 2

ポートランド特別プロジェクトの推進

- ①ポートランド市開発局スタッフを招いてのワークショップや講演会、ポートランド市の視察等を通じて得た成果を基に、住民主体のまちづくりの推進を図ります。
- ②ワークショップや講演会、視察等のプロジェクトの成果を広く職員・住民の間で共有し、それらを活かしたまちづくりを進めます。

主な取り組み

- まちづくりグループの育成
- 課題に応じた地域住民ワークショップ等

基本事業 3

国際化に向けた環境づくり

- ①国際的な視野を広げる国際性豊かな人づくりを目指し、異文化体験等を通じた人材育成のさらなる充実を図るとともに、国際化に対応できる地域づくりを推進します。
- ②中学校における姉妹校提携を推進するとともに、姉妹都市との文化・スポーツ・産業・経済等民間レベルでの交流を推進します。

主な取り組み

- 中学生海外研修
- 姉妹校との交流事業

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
中学校海外研修など、国際交流の推進が図られていると感じている住民の割合	%	26	22	40

住民参加に向けて

英語教育・学習機会の充実と、世界的な視野で考え、行動する人材の育成を進めることで、国際交流のさらなる深化や訪日外国人の誘客を推進します。

政策 12

健全な行財政運営の確保

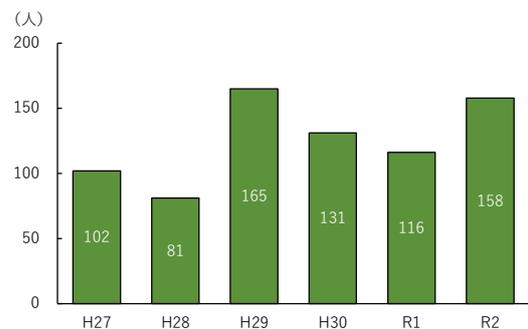
政策の目標

将来の人口減少に備え、機動的な行政運営が可能となるよう、行政改革を引き続き推進します。住民サービスの向上と職員の創意工夫を重視する組織文化を形成し、住民とともにによりよいまちづくりの担い手となれる職員集団を育てます。

動向と課題

人口減少が進み、人員や財源等が限られている中で、業務の効率化や適正な人員配置を行うことによる行政サービスの維持、さらには住民サービスの質的向上が必要です。

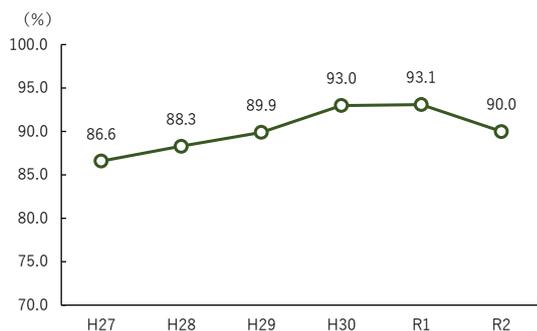
職員の研修参加延べ人数の推移



(総務課)

・職員の研修参加延べ人数は、平成29年度以降100人を超えており、令和2年度は158人となっています。

経常収支比率の推移



(市町村別決算状況調)

・経常収支比率は上昇傾向となっており、町財政の硬直化が進んでいます。

ふるさと納税額の推移

	寄附件数(件)	寄附額(円)
平成27年度	11,021	230,261,500
平成28年度	9,154	166,391,600
平成29年度	13,602	298,766,112
平成30年度	12,880	230,976,000
令和元年度	18,194	268,154,000
令和2年度	34,247	483,121,000

※ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税を除く

(企画調整課)

・ふるさと納税の寄附件数や寄附額は、制度の浸透やホームページでの手続き整備等を背景に増加しています。

施策 36 住民サービスの向上

基本事業 1

行政サービスの向上

- ①住民窓口のさらなるワンストップサービス化を目指し、関係各課の協議調整を行い、窓口業務の集約化・効率化を図ります。
- ②コンビニ交付導入済みの住民票・印鑑証明書のほか、各種証明書の追加導入を推進します。
- ③広報誌・議会広報誌・町ホームページ等を通じ、わかりやすい案内・情報発信に努めます。
- ④ふるさと納税手続きを、利便性の高いポータルサイト²³等を通じて完了できる体制を整え、寄附金収入増を図ります。
- ⑤議会広報の充実や子ども議会の取り組み、録画配信等、住民に開かれた議会運営に努めます。

主な取り組み

- 広報誌・議会広報誌・町ホームページ等の充実
- ふるさと納税商品の拡充
- 住民窓口のワンストップサービス化
- わかりやすい情報発信の推進

基本事業 2

個人情報の保護

- ①個人情報の保護について、各種セキュリティ研修会へ参加し、職員意識の向上を図ります。
- ②「住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度」「住民票の写し等の第三者交付に係る本人告知制度」の登録を推進し、不正取得による個人の権利利益の侵害の防止に努めます。

主な取り組み

- 有田川町情報セキュリティ委員会の設置
- 個人情報取扱業務 Web システムの導入

基本事業 3

職員の資質の向上

- ①職員力・組織力の向上と住民参加の推進に向け、人材育成を重視した組織経営や職員研修の充実を図り、町職員の意欲と資質の向上を図ります。
- ②よりよいまちづくりの推進と行政サービスの向上を目指し、職員の創意工夫や研究・研修成果の積極的な導入、若手職員の意見や意欲を重視した組織文化の形成に努めます。

主な取り組み

- 職員研修の充実と町外研修への職員派遣
- 職員の自己啓発の支援
- 計画策定における若手職員の積極的任用

成果指標	単位	前期計画 平成 27 年度	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
役場職員の対応が悪いと感じている住民の割合	%	20	15	10

住民参加に向けて

住民本位のサービスの充実と利便性の向上に引き続き取り組めます。「町長への手紙」等、住民の声を反映した町政運営に努めます。

²³ インターネットを使ってホームページを見ると、最初に表示される(入口となる)Webサイトのこと。

施策 37

行財政運営の効率化

基本事業 1

健全な財政運営

- ①費用対効果を踏まえた事務事業の統廃合や負担金・補助金の適正化を図るとともに、事務の効率化とコスト意識を徹底し、経常的経費のきめ細かな節減を進めます。
- ②新規事業の実施にあたっては、国・県等の各種補助金の積極的な活用に進めます。
- ③公共施設の統廃合、広域的利用、需要の多い利用目的への転用、施設の改修等により、既存施設の有効活用と合理化を図るとともに、効率的・効果的な管理運営に進めます。
- ④適正かつ公平な税の賦課に努め、収納率の向上を図ります。
- ⑤基金等の資金を効率的に運用し、健全な財政運営に進めます。

主な取り組み

- 経常的経費の削減
- 国・県等の各種補助金の活用
- 既存施設の有効活用
- 納税環境の充実
- 基金の効率的運用

基本事業 2

行政改革の推進

- ①組織機構の簡素化・効率化を推進し、職員の効率的配置と職員定数の適正化を進めます。
- ②行政活動を評価し、事務事業の点検と見直しを行う行政評価システムの活用を図り、効率的な行政運営に進めます。
- ③施策の事業効果、費用対効果、優先度を考慮しながら、スクラップ・アンド・ビルド²⁴を推進し、財源の重点配分を図ります。

主な取り組み

- 各種研修等による職員の資質向上
- 組織機構の見直し
- 目標管理シート等の活用による行政運営の効率化促進
- 施設への財源配分の適正化

基本事業 3

広域行政の推進

- ①広域的な対応が効果的・合理的な業務や、広域的な取り組みが必要な行政課題について、関係自治体との連携・協力体制の充実に努めます。
- ②有田周辺広域圏事務組合における事務事業の充実と効率化を推進します。

主な取り組み

- 市町村連携
- 事務の共同処理の推進

成果指標	単位	前期計画 平成27年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
経常収支比率	%	87	90	85

住民参加に
向けて

町の財政状況や行財政改革の必要性とこれまでの取り組みについて、住民の理解を得られるよう情報発信を強化します。税や社会保障費に対する住民理解の促進を図り、収納率の向上に努めます。

関連計画

- ・有田川町定員管理計画
- ・有田川町公共施設等総合管理計画

²⁴ 事業の見直しを適宜行い、役割を終えているなどと考えられるものは廃止・縮小し、それによって生み出された財源をより重要な(新規)事業に振り分けること。

資料編

諮問書

3有田川町一企画第859号
令和3年9月22日

有田川町総合計画審議会 殿

有田川町長 中山 正隆

第2次有田川町長期総合計画（後期計画）（案）について（諮問）

第2次有田川町長期総合計画（後期計画）を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和4年2月24日

有田川町長 中山 正隆 殿

有田川町総合計画審議会
会長 楊木田 正純

第2次有田川町長期総合計画（後期計画）（案）について（答申）

令和3年9月22日付け有田川町-企画第859号で諮問された第2次有田川町長期総合計画（後期計画）（案）について、慎重に審議を重ねた結果、適切と認め別添の「第2次有田川町長期総合計画（後期計画）（案）」のとおり答申します。

なお、計画の実施にあたっては、本審議会における提言や意見を尊重するとともに、次の点に配慮されることを要望します。

記

計画の趣旨と内容を住民に周知し、計画の進行管理に努め、見直しを図りながらまちづくりの施策展開を進めていただきたい。

以上

委員名簿

氏名	役職・所属等	備考
大倉 園	公民館主事	
尾根 敬子	有田地方レクリエーション協会	
織本 靖弘	紀清の集い代表	
川口 健太郎	(一社) 有田青年会議所 OB	
北畑 貴行	(一社) 有田青年会議所 OB	
竹上 光明	有田川町商工会青年部常任委員	
永田 里美	住民代表	
林 富弘	民生委員	副会長
平木 公	有田川町商工会青年部	
森谷 信哉	有田川町議会議長	
宮地 智也	住民代表	
宮本 公美子	有田川町社会福祉協議会	
楊木田 正純	NPO 和歌山自然リサイクル協会 理事長	会長

敬称略、五十音順

第2次有田川町長期総合計画(後期計画)

～川が結び、川が育む、森とまち～

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

発行：和歌山県 有田川町

発行年月：令和4年3月

編集：有田川町 企画調整課

〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町下津野 2018 番地 4

TEL 0737-52-2111 FAX 0737-22-3187



第2次
有田川町長期総合計画(後期計画)

～川が結び、川が育む、森とまち～

**人が集い、想いを紡ぎ、
新しい流れをつくるまち**

